

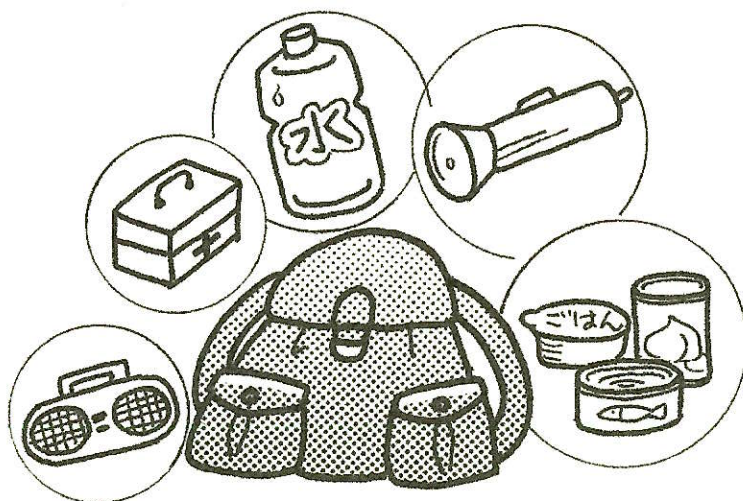
令和 7 年度～

令和 7 年 4 月改訂版

亘理町立荒浜小学校

防災マニュアル

(令和 7 年度版)



亘理町立荒浜小学校

防災マニュアル目次・R7

I 章 計画と体制

I—1	防災教育全体計画	1
I—2	防災教育年間指導計画一覧表（みやぎ防災副読本を活用）	2
I—3	教職員の災害初動マニュアル	3
I—4	校内災害本部組織と業務内容	4～5
I—5	情報連絡体制図	6
I—6	災害発生時の対応（教職員の対応・指導基準）	7

II 章

地震・津波

II—1	地震⇒津波 防災マニュアル（簡略版）	8
II—2	地震⇒津波	
	（1）在校時	
	①通常時（校舎使用時）	9
	②体育館使用時（入学式，学習発表会，卒業式等）	10
	③『亘理町津波避難計画』（令和5年4月）より	
	1 ハザードマップ（津波浸水地域）	11
	2 津波避難対象地域	12
	3 各地区の津波避難方法	13～21
	4 指定緊急避難場所一覧（『亘理町指定緊急避難場所』より）	22
	（2）避難経路図（登下校時）	23
	（3）避難経路図（校外学習時等）	24
	（4）避難経路図（学校施設等活用事業時）	25
	（5）避難経路図（在宅時）	25
II—3	地震のみ	
	（1）避難経路図（在校時）	26
	（2）避難経路図（登下校時）	27
	（3）避難経路図（校外学習時等）	28
	（4）避難経路図（学校施設等活用事業時）	29
	（5）避難経路図（在宅時）	29
II—4	事後対応＜引き渡し＞	
	（1）在校時の引き渡し	30
	（2）校外での引き渡し	30
	○保護者への引き渡し基準（地震・津波を想定）	31
II—5	事後対応＜校内待機（宿泊を含む）＞	
	（1）在校時	32
	（2）校外での待機	32
II—6	一斉下校	33
II—7	緊急一時避難場所設置・運営支援＜地震⇒津波＞	34
	・参考：平成28年度 一時避難場所開設体験をしてみよう！	35～36
II—8	避難所設置・運営支援＜地震のみ＞	37
II—9	学校再開に向けた対応	38

Ⅲ—1	原子力災害時の対応	39
	(1) 防災体制の整備	
	(2) 事故発生時の対応（指示系統）	
	(3) 学校での初動体制	
	(4) 校内原子力災害対策本部組織の役割	
	(5) 場面に応じた災害への対応（教職員）	
	(6) 情報連絡体制	
Ⅲ—2	避難経路図（火災）	40
Ⅲ—3	風水害（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、落雷、竜巻等）	
	(1) 災害発生前の対応	41
	(2) 災害発生後の対応	
	・ 竜巻簡易シェルターづくり	42
	・ 弾道ミサイル発射等に係る対応	43～44
	・ 弾道ミサイル発射に係るJアラート等作動時の行動	45
	変更点確認版（別紙1）	46
	・ 始業前における臨時休業の判断基準	47
	変更点確認版（別紙2）	48
	・ 弾道ミサイル落下時の行動に関するQ & A（別紙3）	49～50
	・ 変更点確認版（別紙4）	51
Ⅲ—4	火山災害	
	(1) 平常時の対応	52
	(2) 火山活動発生時の対応	52
	(3) 噴火発生時の対応（在校時の発生）	53
	(4) 噴火警報、噴火予報について	53
	(5) 噴火に伴う現象	54

Ⅳ—1	資料	
	(1) 特別警報の発表基準について（内閣府・防災担当）	55～56
	(2) 緊急地震速報について	57
	(3) 災害用伝言ダイヤルの利用方法	58
	(4) 引き渡しカード	59
	(5) 安否等聞き取りカード	60
	(6) よい子の災害マニュアル（じしん・つなみ等）	61
	(7) トランシーバー、防災ボックス	62
	(8) わたり ぼうさい・げんさい1・2・3	63
	(9) 通学路地図	64

交通安全・生活安全マニュアル

1	校内事故発生時対応	1
2	校舎火災発生時対応	2
3	プール事故発生時対応	3
4	交通事故発生時対応	4
5	傷害事故発生時対応	5
6	不審者（異常者）侵入時対応	6～7
	資料：緊急時対応放送例	8
7	器物破損・施設侵入時対応	9
8	異物混入時対応	10
9	食物アレルギー発生時対応	11～13
10	感染症発生時対応	14～15
11	熱中症発生時対応	
	・ 亘理町立学校の教育活動における熱中症予防指針	16
	・ 熱中症になってしまったら（JSP0『熱中症予防ガイドブック』より）	17
12	いじめ問題発生時対応	18
13	ハラスメントに関する防止対策	19
14	行きたくなる学校づくり（不登校対策）全体計画	20

児童の実態	学校教育目標 荒浜の未来を拓くたくましい子供の育成 目指す児童像 「豊かにコミュニケーションをとり、賢く、優しく 心身ともに健康である子供」	日本国憲法
保護者・地域の願い		教育関係法規など
教職員の願い		・教育基本法 ・学校教育法 ・学校保健安全法及び その他関連法 ・亘理町教育委員会の 方針、目標など
		学習指導要領
各教科		
社会	・関係機関の働きと工夫努力 ・社会保障、災害復興、地域の開発などの国、地方公共団体の働き	防災教育の目標(学校防災の重点) ・「自らの身を守り、乗り切る力」の育成 ・「知識を備え、行動する力」の育成 ・「地域の安全に貢献する心」の育成 ・「安全な社会に立て直す力」の育成 ・「安全安心な社会づくりに貢献する心」の育成
算数	・風速、流速などの速さ	
理科	・河川の流れる働き ・雲の様子、天気の変化 ・火山の噴火、地震によって変化する土地のつくり	
生活	・自分たちと同じ地域で生活、働いている人々との関わり ・児童の安全を守っている人々	
家庭	・住まいの整理整頓、家具の転倒防止、避難経路確保のための家具の配置	
体育	・危険回避の運動能力 ・心の発達、不安、悩みへの対処 ・けがの簡単な手当て ・集合、列の増減、方向転換、安全な行動の学習	防災教育推進の重点(視点)など
特別の教科 道徳	・自然や崇高なものとの関わり ・集団や社会との関わり ※公徳心、義務を果たす ※集団に進んで参加、役割の自覚、責任を果たす ※社会への奉仕	防災教育(防災学習・防災指導) ○教育活動全体(行事・各教科・特別活動など)を通じた防災教育の推進 ○災害発生時に活用できる生活態度の習得 ○避難訓練(地震・津波)の実施 ○防災教育の指導方法・内容の工夫及び改善
外国語活動	・様々な言語での救助要請などのコミュニケーションを図る体験	防災管理 ○避難場所の確認 ○危険箇所の確認 ○防災計画(マニュアルを含む)の作成 ○避難経路の点検 ○日常の災害に対する施設・設備の安全点検 ○バス連絡方法の確認
総合	・地域の災害の特性を知る学習 ・安全に生活するための地域の知恵の学習など	組織活動 ○教職員の役割の明確化 ○家庭や地域及び関係機関との連携 ○教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上 ○心のケア対応能力の充実
各学年部の防災教育内容		
低学年		
中学年		
高学年		

I-2 防災教育年間指導計画一覧表(みやぎ防災教育副読本を活用)

亙理町立荒浜小学校

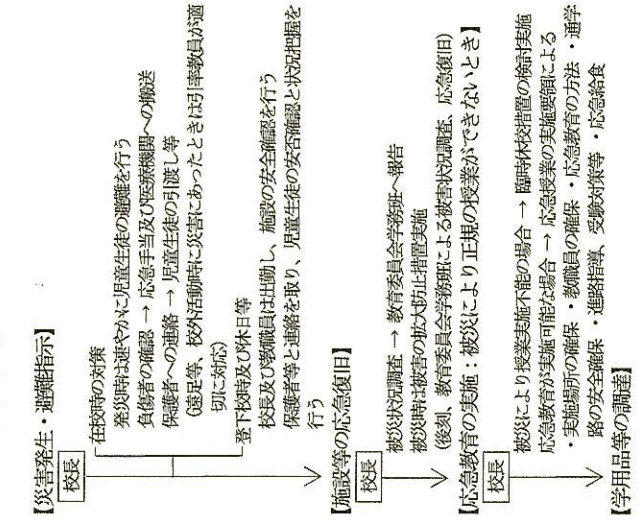
防災管理		組織活動		防災教育(防災学習・防災指導)									
関連行事				低(1・2年)			中(3・4年)				高(5・6年)		
				教科	道徳	学級活動	教科	道徳	総合	学級活動	教科	道徳	総合
4	・防犯教室(全1H) ・防災訓練(全1H) ・交通安全教室(全1H) ☆防災マニュアル読み合わせ ☆避難経路、備品研修 ☆通信手段研修 ○防犯ブザー、防災頭巾、ヘルメット点検(4月～3月※原則1日) ○毎月の安全点検(4月～3月※原則1日) ○春の交通安全街頭指導			①生:学校内の命を守るものをさがそう(5章) ②生:家族で話し合おう(2章)			③「負けない」(その他)					⑤「明るい未来へ」(その他)	⑤未来へつなぐ(1章) ⑥復旧・復興への歩み(1章)
5	・子ども119番の家、子供をまもる隊顔合わせ会(全1H)			①生:地震「ぼくとじしん」(2章) ②生:津波「こわかった大しんさい」(2章)					③大震災をけいけんして(1章) ④ぼくの震災日記(1章)			5年「風水害の危険に備え、助け合って生活するために10H」 ⑤宮城県の気象災害(2章) ⑥風水害の危険と備えについて(2章) ⑦ハザードマップの活用(2章)2H ⑧地震のときの危険予測(3章) ⑨我が家の安全対策(3章) ⑩助け合って生活するために(4章) ⑪「わたしにもできること」(4章) ⑫震災後の生活(5章) ⑬災害時の情報収集(5章)	
6	・一斉下校訓練 ・ミニ防災訓練(電巻) ☆防災・防犯に関する研修 ☆緊急救命講習 ☆熱中症予防研修			①生:学校にいるときに地震がおこったら(3章) ②生:家にいるときに地震がおこったら(3章) ③生:外にいるときに地震がおこったら(3章) ④生:空のようすがかわったら(3章) ⑤生:海の近くにいるときに地震がおこったら(3章) ⑥生:「高台にあげよう」(3章)		③「ひげのヒーロー」(6章) ④「みんながいたからがんばれた」(5章) ⑤「まゆかへ」(6章)	3年「災害について知ろう」10H ③宮城の子どもたちへ(その他) ④地震はいつ起こるかわからない(1章) ⑤地震による被害(1章) ⑥台風による被害(1章) ⑦学校にいるときに地震が起こったら(2章) ⑧家にいるときに地震が起こったら(2章) ⑨登下校中や外で地震が起こったら(2章) ⑩台風などから身を守るために(3章) ⑪家族で話し合おう(2章) ⑫助け合って生活するために(3章) 4年「災害から身を守る」10H ④未来に向かって(その他) ⑤わたしたちの宮城(1章) ⑥津波を知る(1章) ⑦津波から身を守るために(2章) ⑧防災マップ、復興マップをつくらう(2章) ⑨まちの防災施設・標識(4章) ⑩災害時の救助活動(4章) ⑪しょうらいのわたしへ～教訓をいかにするために～	④大丈夫(3章) ⑤悲しい気持ち、こわい気持ち(5章)	⑤「元気になろう」(6章)	6年「荒浜の防災について考えよう」10H ⑥地震のしくみ(2章) ⑦津波の特徴「東日本大震災」(2章) ⑧津波の歴史(2章) ⑨緊急地震速報を知っておこう(3章) ⑩避難をする勇気(3章) ⑪地域の防災訓練に参加しよう(3章) ⑫私たちにできること(4章) ⑬たくさんのありがとう(4章) ⑭災害から私たちの生活を支える(5章)			
7	・防犯教室(全1H) ○P体育安全部による地区安全点検			①生:黒い雲が近づいてきたら(3章) ②生:わたしたちを守る地いきの人々(5章)	①「海」(その他)								
8	○保護者による校内安全点検												
9	・ミニ防災訓練(朝) ○秋の交通安全街頭指導 ・町総合防災訓練(全4H)				②「かせつじゅうたくを作る」こと(7章)						⑤「お父さんといっちゃんへ」(7章)		
10					②助けあって生活するために「ぼくとお父さんのボランティア」(4章)			3年「荒浜小の校舎防災マップを作ろう」10H ③荒浜小学校を探索し、校舎防災マップの必要性について考える ・校舎内や校庭などの探検 ・マップづくり ・継続的な安全活動 ・発表や発信 など				5年「防災デイキャンプをしよう」10H ⑤学校の備品を調べ、防災デイキャンプをしよう ・簡易トイレ ・バーベキューやテント ・発電機と照明機器 ・情報の収集、発信 ・夜間と昼間の違い ・非常食と飲料水 ・救命胴衣 ・名簿 など	
11	・ミニ防災訓練(清掃時) ・火災対応訓練(全1H)							4年「荒浜安全みまもり隊」10H ④荒浜安全みまもり隊を編成し、地域の安全について考えよう ・前年度までに作成したマップについて ・見学地域の分担 ・荒浜安全みまもり隊の編成 ・グループでの学区内探検 ・マップづくり ・発表や発信 など				6年「一時避難場所開設体験をしよう」10H ⑥必要な係、係分担、手順などについて考えよう ・必要な係 ・係分担 ・手順 ・開設ボックス ・体育館・児童館・地域の方との連携の必要性など	
12							④「もしもねがいかなうなら」(その他)		③東日本大震災をわすれない(7章) ④復旧・復興への歩み(7章)		⑥「伝えたいもの」(7章)		
1	・ミニ防災訓練(業間)				②「かなしいときこわいとき」(6章)								⑥「たくさんのありがとう」(4章)
2					②「未来に向かって」(その他)								
3	・みやぎ鎮魂の日校長講話(全1H)			②「あたりまえ」(その他)	①東日本大震災をわすれない(1章)						⑥「大好きなこと」(その他)		⑤東日本大震災を忘れない(1章)

凡例 ①:1年生、②:2年生、③:3年生、④:4年生、⑤:5年生、⑥:6年生、生:生活科

III 避難所指定施設一覧

施設名	電話番号	対象災害名
亶理小学校	34-1311	地震 津波 風水害
亶理中学校	34-1400	〇 〇 〇
荒浜小学校	33-2670	〇
荒浜中学校	35-2425	〇
吉田小学校	34-1817	〇 〇 〇
吉田中学校	36-2022	〇
長瀬小学校	36-2023	〇
逢隈小学校	34-1553	〇 〇
逢隈中学校	34-1557	〇 〇
高屋小学校	34-1756	〇
中央公民館	34-3111	〇 〇 〇
佐藤記念体育館	34-4251	〇 〇 〇
武通館	34-4251	〇 〇 〇
荒浜体育館	35-2812	〇
荒浜地区交流センター	35-3115	〇
B & G海幸センター	34-6938	〇
逢隈地区交流センター	34-5489	〇
農村創作活動センター	—	〇 〇
吉田地区交流センター	36-3114	〇
吉田体育館	34-8700	〇
図書館	34-8701	〇
郷土資料館	34-8701	〇
宮城県亶理高等学校	34-1213	〇 〇 〇

IV 応急教育活動フロー



V 防災関係機関等

連絡先	電話番号	備考
亶理町役場	34-1111	
亶理町教育委員会	34-0509	
亶理町中央公民館	34-3111	災害優先電話
亶理警察署	34-2111	
亶理消防署	34-1155	
JR亶理駅	34-1315	一般には非公表
N.T.T.東日本 ㈱	113	
東北電力コールセンター	0120-175-366	フリーダイヤル

VI 参考事項

- 避難指示・災害の危険が目前に迫り、緊急に避難が必要となる時に発令される。(勧告より緊急度が高い)
- 避難勧告・災害による被害が予想され、事前に避難が必要となる時に発令される。
- 津波注意報発表・予想される津波の高さが、海面から0.2m以上、1m以下。

教職員災害初動マニュアル

休日や夜間等勤務時間外において、次の場合、全教職員は配備指令を待たず、速やかに勤務校に参集する。

- ① テレビ、ラジオ等により配備に相当する災害(大雨、洪水、高潮等)が発生したことを知ったとき。
- ② 震度5強以上の地震が発生したとき。
- ③ その他周囲の被害状況等により、配備が必要であると判断したとき。

初動体制については本マニュアルを基本としますが、発生した災害の状況に応じ、最終的には各学校長の判断により、対応願います。

令和7年 4月
亶理町教育委員会・亶理町立荒浜小学校

I 非常配備体制の基準・内容等

区分	配備時期	配備体制	配備内容
警戒本部 (1号配備)	①県内に津波注意報が発令されたとき、 ②町域で震度4の地震が観測されたとき。 ③その他特に学務課長が必要と認めたとき。	校長、教頭 主幹教諭 副教諭 防災主任 防災主任	①学校施設等の被害調査 ②通学路の状況調査、情報収集(情報収集しながらから参集) ③児童生徒の安全確認等実施の検討
特別警戒本部 (2号配備)	①町域で震度5弱の地震が観測されたとき。 ②台風や集中豪雨による大雨、洪水、高潮等の警報が発令され、広範囲、大規模な災害発生が予想されるとき。 ③その他特に学務課長が必要と認めたとき。	校長、教頭 主幹教諭 副教諭 防災主任 体育主任	①学校施設等の被害調査 ②避難所等開設の準備 ③通学路の状況調査、情報収集(情報収集しながらから参集) ④児童生徒・家族の安全確認 児童生徒の居宅の安全確認

II 教職員の参集

- 休日や夜間等勤務時間外における参集については、次の点に十分注意する。
- ① 教職員は、災害の発生する恐れのあるときは、ラジオ、テレビの視聴、所属の連絡責任者や教育委員会へ電話照会その他自ら工夫して、災害の状況を把握するよう努めなければならない。
 - ② 教職員は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れが高いときは、配備指令がない場合であっても、状況によっては校長等と連絡を取って、家族の安全確保を確認した上、自らの判断で速やかに勤務校に参集する。
 - ③ 家族の被災等により、勤務校まで行けないときは、速やかに校長等に報告し、指示を受ける。
 - ④ 参集上では、極力通学路を通り、現地の情報収集に努め、参集後、校長等に報告する。
 - ⑤ 参集時に住民等から救助の要請を受けたときは、消防機関や警察署へ通報するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。
 - ⑥ 教職員が参集するときは、災害の状況に応じて1日分ぐらいの食料、飲料水等を持参する。

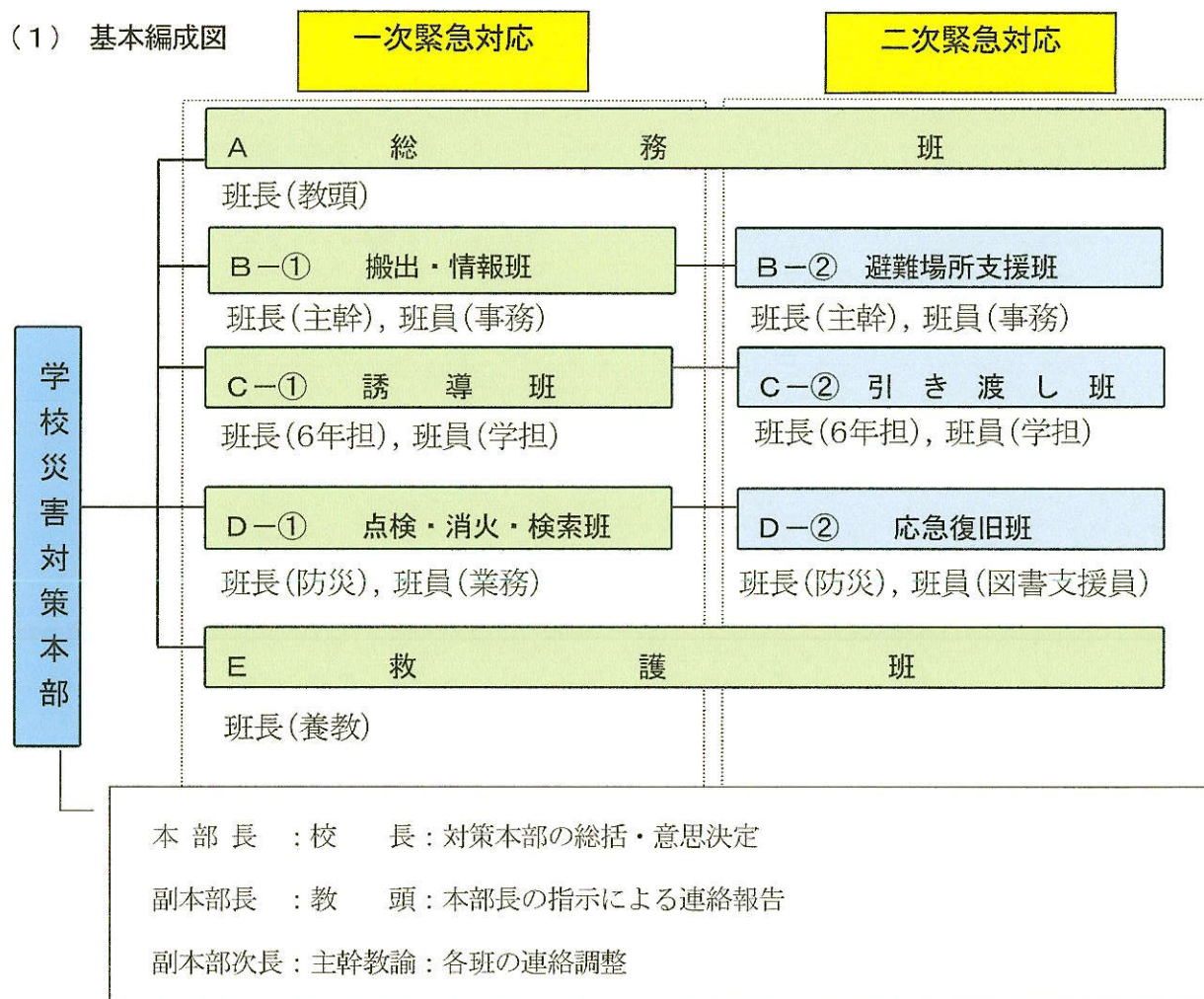
※留意点

- 児童福祉施設が接している学校においては、可能な範囲で事前協議をするなど連携をはかり、児童生徒の安全確保に努める。
- (例) 保育所と学校にそれぞれ兄弟姉妹が在籍する場合、児童生徒の登校時刻を遅らせるなどの措置を講じたとしても、保護者が一緒に送って来ることが予想されるケースの対応について、事前協議のいとまがない緊急時には、児童福祉施設において児童生徒受け入れ等の対応も可能である。福祉課担当者(確認済み)
- 地震・津波に関しては、沿岸部の学校と内陸部の学校とは画一的な対応ができない場合がある。
- (例) 参集の必要がある場合でも沿岸部の学校にあっては、津波警報以上が発令されている間、学校を含め避難区域には立ち入らない。↓
- このような場合は警報以上が解除になるまで連絡のとれる状態での避難所となる学校にて待機(運営支援)する。
- (町内全小中学校の共通認識が必要!!)
- 避難所で発生した津波(ex.チリ地震による津波)の対応について、津波到達までに長時間かかることが予想される。また、津波の規模が変わり「注意報」から「警報」に、あるいは「警報」から「注意報」に切り替わることもあり得る。気象庁やハザードの太平洋津波警報センターから発表される情報に注意するとともに、状況に応じ臨機応変に対応する必要がある。

I-4 校内災害本部組織と業務内容

震災の規模や被害状況等を踏まえ、学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

(1) 基本編成図



※ 本部長（校長）⇒ 副本部長（教頭）⇒ 副本部次長（主幹教諭）⇒ 防災主任⇒（班長） 班員の連絡体制で迅速に業務にあたる。

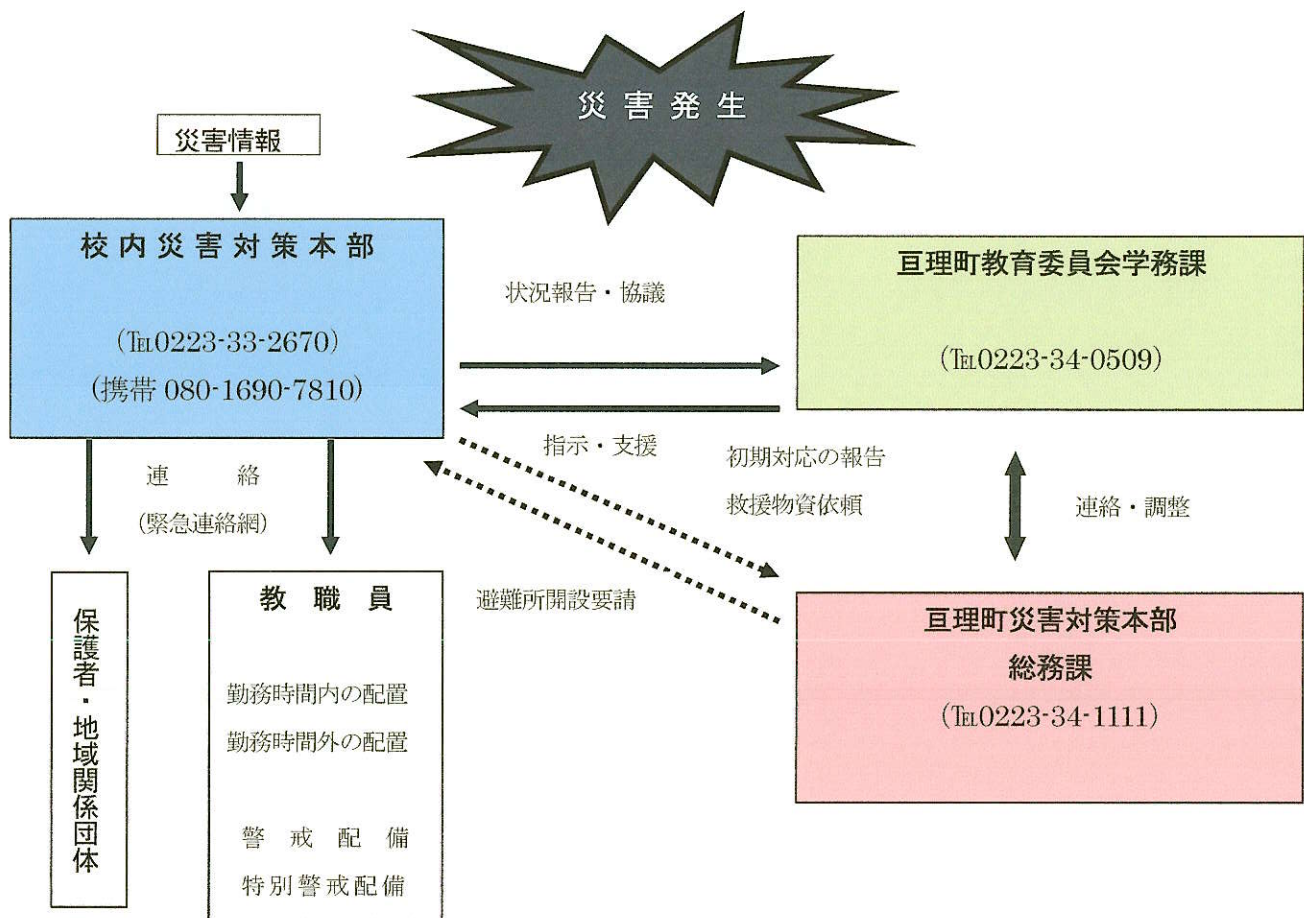
※ 災害の状況に応じて他班の支援体制を考える。（一次緊急対応を優先にする）

※ 本部長代理順位 ①教頭⇒②教務主任（主幹教諭）⇒③防災主任とする。

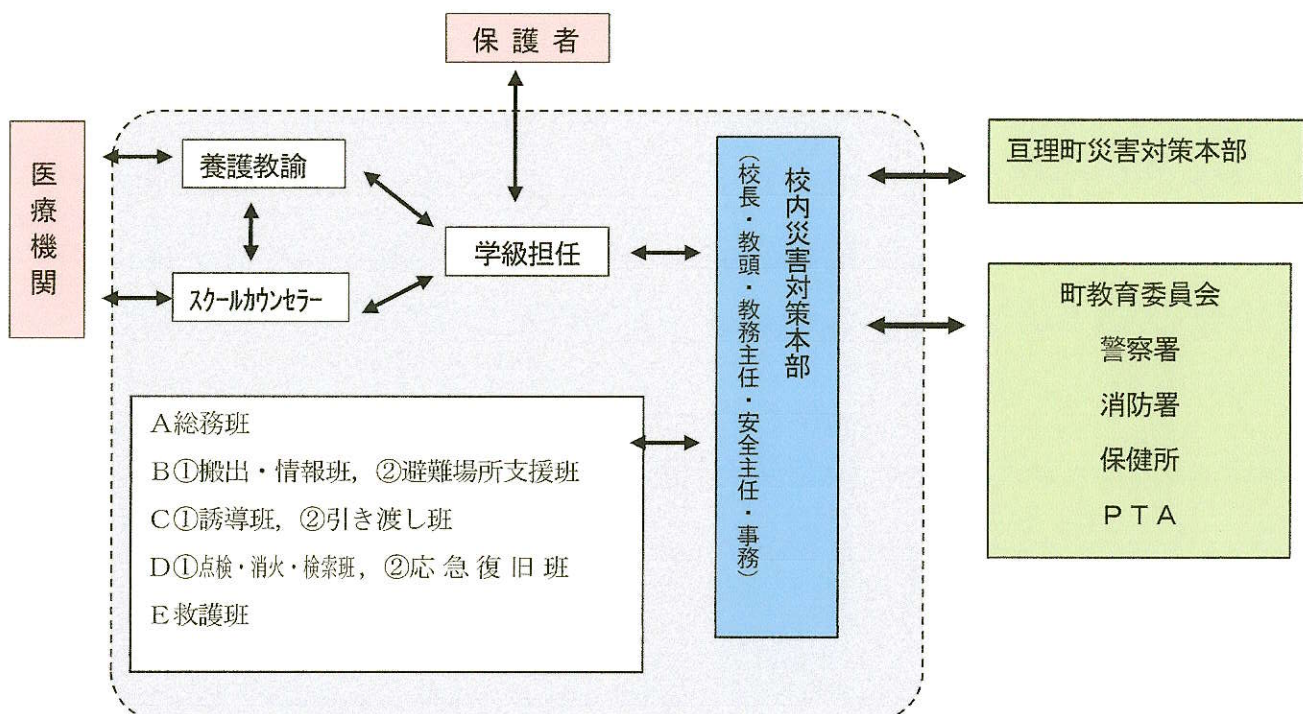
(2) 各班の業務内容 L: 班長

班 名		業 務 内 容	主な必要物品
本 部 (本部長: 校長) (校長、教頭、主幹教諭、 防災主任、事務)		○校内放送等による連絡や指示 ○応急(緊急)対応の決定 ○各班との連絡調整 ○町教育委員会、町災害対策本部、PTA等 との連絡調整・報告 ○情報収集結果による分析 ○報道機関との連絡・対応	ハンドマイク ホイッスル ラジオ、本部旗 ライト 乾電池(各種)
A	総 務 班 L: 教頭 (防災)	○学校防災マニュアルによる指示・要請 ○児童への状況説明、校内通信網の確保 ○関係機関、報道機関、地域との連絡・情報収集 ○通信内容、決定事項、(行動記録) ○引き渡し対応の事前の取り決め ○引き渡し場所の指定	学校防災マニュアル 学校施設配置図 緊急時等対応記録票
B ①	搬出・情報班 L: 主幹 (事務)	○重要書類等の搬出・保管 ○情報収集(ラジオ、ワンセグ、防災無線等) ○メール配信、電話・災害用伝言ダイヤル、防災 無線を活用しての対応 ○行動記録	家庭環境調査票 引き渡しカード(避難・安 否確認カード) PC、学校携帯電話等
B ②	避難場所支援班 L: 主幹 (事務)	○町総務課安全対策班と連携しての支援 ○避難場所(避難所)開設がない場合は、避難誘 導、救護等の他班を支援する。 ○水をポリタンクに入れ、断水に備える。	救援物資は、町総務課で準 備 放送機材、カラーコーン各 種表示、ベスト、ポリタン ク
C ①	誘 導 班 L: 高主 (各担任)	○揺れがおさまった直後の安否確認 ○負傷状況の把握と本部への報告 ○安全な避難経路を確認しての避難誘導 ○行方不明の児童、教職員を本部に報告 ○児童管理と情報伝達、児童の心のケア ○(行方不明児童の検索)	ハンドマイク ホイッスル ライト
C ②	引 き 渡 し 班 L: 低主 (各担任)	○引き渡し作業 ○児童管理と児童の心のケア	引き渡しカード 引き渡し一覧表 ハンドマイク
D ①	点検・消火・検索班 L: 防災 班員: 業務	○火災が発生した場合の初期消火 ○不明児童の検索<※必要に応じて> ○被害状況の確認 ○校舎、その他施設被害の調査と本部への報告 ○初期消火の必要がない場合は、避難誘導、救護 等の他班の支援 ○ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認 ○化学薬品・危険物の確認	消火器 のこぎり、バール 学校施設配置図 危険表示、立ち入り禁止表 示
D ②	応 急 復 旧 班 L: 防災 班員: 図書支援	○被害状況の把握 ○ライフライン被害状況の把握と本部へ報告 ○危険箇所の応急処置 ○「立入禁止」「使用禁止」等の表示	トラロープ 各種表示 各種工具
E	救 護 班 L: 養教	○緊急医薬品、担架の持ち出し(AED含む) ○負傷者の応急手当 ○救護所の設営(保健室が使えない状況) ○医療機関への搬送・連絡	医薬品、AED 担架、毛布 シート

I-5 情報連絡体制図



学 校 組 織 (校内災害対策本部)



I—6 災害発生時の対応

児童は大災害時において恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想される。

「備えあれば憂いなし」、災害発生時の対応は、事前の備えが肝要である。そこで、様々な災害発生時の対応について、①事前準備、②事前の共通理解、③事前指導の徹底を行うこととする。災害が発生した場合、教職員は落ち着いて行動し、児童に対して的確な指示を行うと共に、児童一人一人を把握し、安全な避難誘導に努める必要がある。

教職員の対応・指導基準

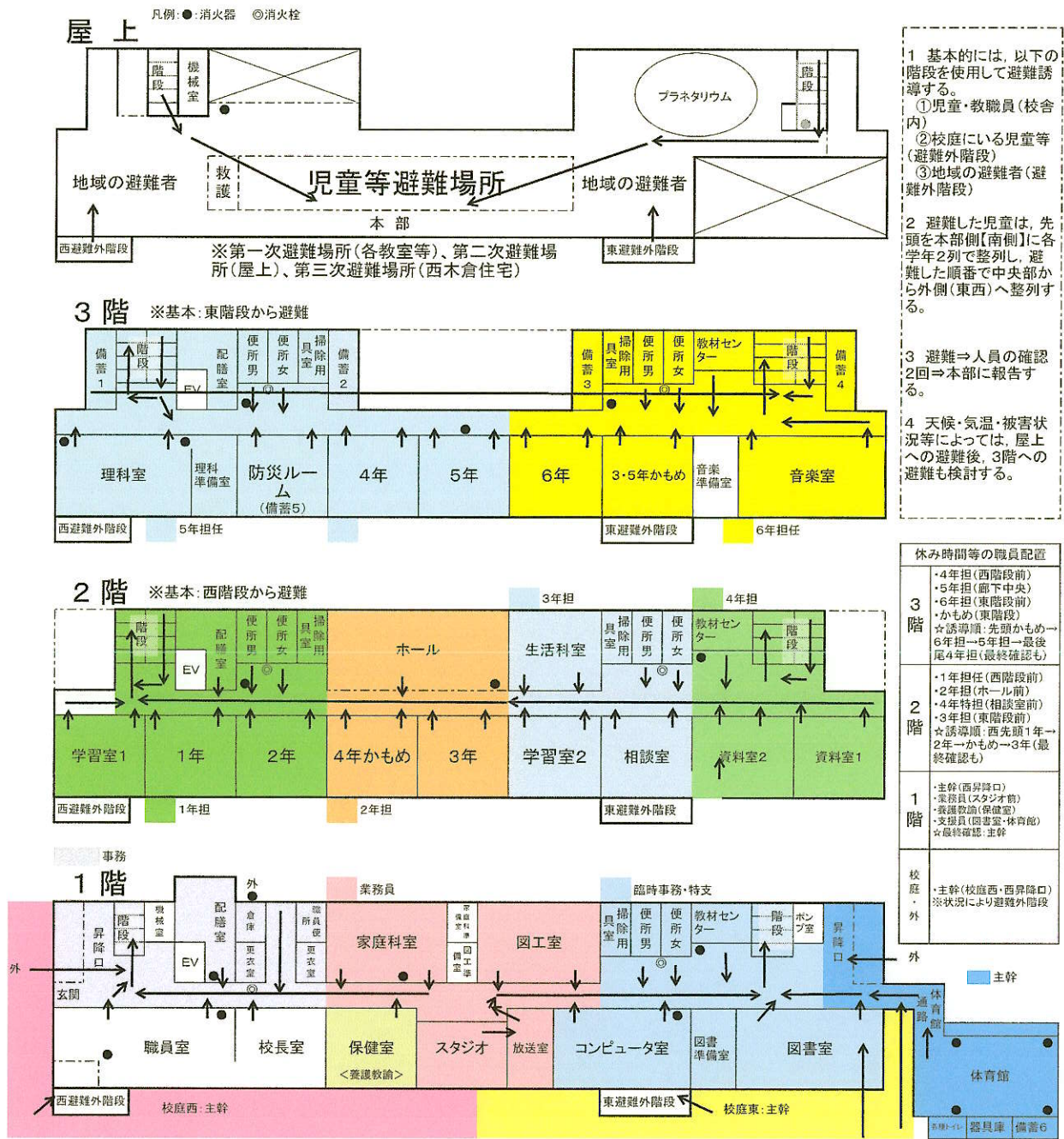
児童の安全確保を第一とする

- 1 お・は・し・も（おさない・走らない・しゃべらない・もどらない）を合言葉に児童を誘導すること。
- 2 心身に障害のある児童の安全確保を優先すること。
- 3 災害発生後、一次避難した場合は、児童の安否確認を必ず行うこと。（2回）
- 4 校舎内や施設設備（以下「校舎内等」）の被害状況によっては、校舎内等の避難順路を変更し誘導すること。
- 5 避難の際は、本部は引き渡しカード（避難・安否確認カード）や家庭環境調査票を携帯すること。
- 6 情報収集や状況を本部に確実に言い、「報告・連絡・相談」を基本とすること。

巨理町立荒浜小学校 地震⇒津波 防災マニュアル(簡略版)

大地震発生(おおじしんはっせい) ※職員：ヘルメット・ベスト着用						
大地震(おおじしん)	あらはましようのよいこ	校長・教頭・安全ほうそう(ハンドマイク)	事務・図書支援(情報収集など)	担任(誘導・児童管理など)	主幹教諭(点検・誘導など)	養教など(救護など)
安全確保(あんぜんかくほ) ※一次避難(いちじひなん)	きょうしつ ちゅうか とうくべつきょうしつ こうてい たいいくかん など	「あたまをまもり」「おちてこない」「たおれてこない」「いどうしてこない」ばしよへ ※ほうさいぎん などであたまをまもる	「じしんです。(じしんがきます。) あんぜんをかくほしなさい。」	○テレビ(ワンセグ)、ラジオ、防災無線など ○携帯電話	○ドアを開け ○落ち着かせ ○暖房機などの消火をする	○避難経路確保(昇降口、避難外階段等) ○安全点検 ○誘導準備 ○病人や負傷者の搬送準備 ○火元消火・確認
津波(つなみ) 津波警報(つなみけいほう)・大津波警報(おおつなみけいほう)発令(はつれい)						
二次避難(にじひなん)	屋上 など(おくじょう など)	「おさない」「はしらない」⇒はしるときもある 「しゃべらない」「もどらない」 「こないところ」へ 「たかいところ」へ	「つなみがくるおそれがあります。おくじょうにひなんしなさい。」など	☆非常持出品 「児童名簿」、「引き渡しカード(避難・安否確認調査票)」、「家庭電話、携帯電話、持ち出し袋、(トランシーバー)など ○情報収集 など	○避難誘導 ○安否確認 ○人員点呼(2回) ○担任⇒教頭⇒校長へ	○病人や負傷者の搬送 ○救護所準備・搬出
三次避難(さんじひなん) ※状況により、一次避難場所の場合も	西木倉住宅 など(にしきぐらじゅうたくなど) <かじ・どうかいのおそれなどのとき>	※火事(かじ)のときやこわい(おお)きくわられるおそれがあるときなど	「かじ(こうしやがたおれる)のおそれがあるのだから、しじにしたいがい、あべこうむてんにひなんしなさい。」 など	○情報収集・記録 ○誘導指示	○避難誘導 ○安否確認 ○人員点呼(2回) ○担任⇒教頭⇒校長へ	○病人や負傷者の搬送 ○救護所準備・搬出 ○心のケア など
荒浜小学校災害対策本部設置						
※津波警報・大津波警報発令中は、保護者への引き渡しを実施しない。						
事後対応	※対応協議(待機、引き渡し)、保護者への連絡(メール等)、町教委への連絡、関係機関への連絡、救助要請、緊急一時避難場所開設準備 など					

避難経路図<地震⇒津波> (1) 在校時<①通常時(校舍使用時)>



<地震⇒津波> (1) 在校時

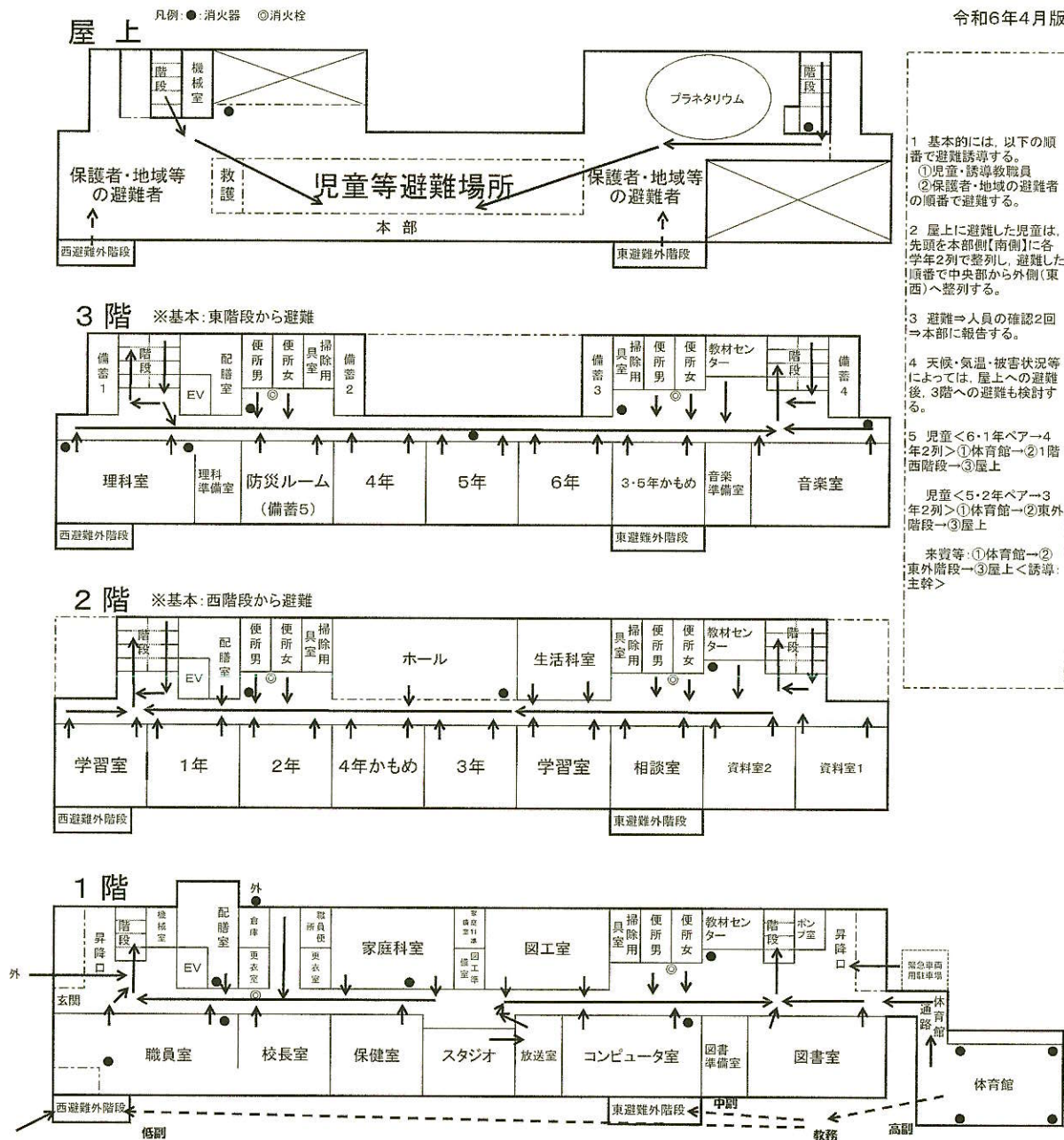
※下記を基本とするが、状況に応じて対応する。

凡例 L: リーダー、M: メンバー

	本部長 校長	総務班 L: 教頭	教出・情報・避難所支援班 L: 主幹、M: 事務	誘導・引き渡し班 L: 6年担任、M: 各学年	点検・消火・検査・応急復旧班 L: 業務員	救護班 L: 養教、M: 町支	児童	避難の地域 住民等
事前指導	①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②津波「こないところへ」「高いところへ」等							※地域で
地震・津波	地震⇒大津波警報・津波警報発令⇒津波発生 ※教職員は、防災用ベストとヘルメット着用							
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確保・点検指示 ○情報収集指示・分析・判断 ※地震発生後、校舎大規模損壊の 場合、同部工務課への連絡も検討 ※津波到達時刻、規模等も検討	※放送使用可能時＜放送＞ ○安全確保指示(教頭) ○避難指示(教頭) ○1階: 安全確保指示(教頭) ○2階: 同(教頭)	○3階: 安全確保指示 ○避難指示(教務) ○情報収集(事務)	※授業中、休み時間、清掃中 ・頭部保護等指示 ・危険物からの移動等指示 ・落ち着かせる等 ○薬品・火気使用時の消火	○給湯・暖房等火元消火・ 確認→初期消火 ○理科薬品等確認 ○昇降口、校庭等で児童安 全確保等	※病人、けが人がいる場合 ○病人、けが人の搬送・ 保護(養教) ○迅速応答(特支) ※病人、けが人がいない場合 ○校務所設置準備 ○ガス、火元消火・確認	○「あ・お・たい」 「こ・た・い」の約束で安 全確保をする。	○各自安全確保 を行う。 ○情報収集の ために、適切な 避難場所、避難 経路等を決定する。
避難指示 避難誘導 安全確認	○追加情報収集・分析 ○避難指示 ○安全確認指示 ○安全確認指示	○1階: 避難命令(教頭) ○2階: 同(教頭) ※安全確保指示と同様 ○安全報告(教頭)⇒校長 へ	○3階: 避難命令(教務) ○安全確保指示と同様 ○非常物品搬出・情報収 集・対応記録(事務)	○避難誘導 ○誘導中の安全確保 ○誘導後安全確認(点呼2 回)⇒報告	○地域住民等の避難誘導 (昇降口等)	○病氣・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○放送等の避難命令を 待たずに、お・は しめの約束で誘導に 従い、速速に避難する。 使い慣れた避難経路を、指 示に従って避難する。	○職員は指示に 従い、速速に、冷静 に避難場所、避難 経路等へ避難する。
災害対策本部設置	災害対策本部設置							
避難場所待機 検査・消火・応急 手当等	○避難場所待機指示 ○児童検査指示 ○消火応急指示 ○報告指示 ※大津波警報、津波警 報発令中は、原則引き 渡しはしない。	○町教委への報告(教頭) ○関係機関への連絡 ○協議要請等(教頭)	○地域住民等世話・全 体指示(教務) ○情報収集・記録 (事務)	○避難場所待機 ○児童の世話	○児童検査 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○地域住民等の世話	○病氣・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○児童同士が励 まし、助け合う。	○職員の指 示に従い、屋上 で東西に分かれ待 機する。
事後対応処置	事後対応処置(被害状況把握、避難場所世話、備品品搬出・配付、引き渡し準備、支援要請、関係機関への連絡・報告、保護者への連絡等)							

避難経路図(屋上)＜地震⇒津波＞ (1)在校時 <②体育館使用時:入学式・学習発表会・卒業式等>

令和6年4月版



＜地震⇒津波＞

卒業式

※下記を基本とするが、状況に応じて対応する。

校庭

	本部長 校長	総務班 L: 教頭、M: 防災	演出・情報・避難所支援班 L: 主幹、M: 事務	誘導・引き渡し班 L: 6年班、M: 各学担	点検・消火・救急・応急班 L: 教職員	教護班 L: 養教、M: 町支	児童	6年保護者・来賓等 (式参加)
事前指導	①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②津波「こないところへ」「高いところへ」等							
地震・津波	地震⇒大津波警報・津波警報発令⇒津波発生 ※教職員は、防災用ベストとヘルメット着用							
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確保・点検指示 ○情報収集指示・分析・判断 ※地震のみの場合、校庭避難も検討 ※火災発生や校舎大規模損壊の場合、同部工務係への避難も検討 ※津波警報発令後、避難等も検討	※放送使用可能時＜放送＞ ○安全確保指示(教頭) ※放送不可時＜ハンドマイク＞ ○情報収集(防災)	○安全確保指示(教務) ○情報収集(事務) ※職員室待機(事務)	○児童の保護(各学担) ・廊下保護等指示 ・危険物からの移動等指示 ・立ち着かせる等	○避難経路の確保 ・緊急学校支援員: 西→3階→屋上→1階 ・緊急学校支援員: 東→2階→屋上→1階 ・業務員: 1階→報告	※個人、けが人がいる場合 ○病人、けが人の搬送・準備(養教) ○搬送応急(特別支援職員) ※個人、けが人がいない場合 ○救護所設置準備 ○火元消火・指示	○病気・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○放送等の避難命令等 「ふた」の約束で安全確保をする。 ○部員の保護等を行う。
避難指示 避難誘導 安否確認	○追加情報収集・分析 ○避難指示 ○安否確認指示	○避難命令(教頭・防災) ※安全確保指示と同様 ○安否報告(教務)⇒校長へ	○避難誘導(教務・来賓等) ※避難外階段下での東西階段への振り分け ○非常物品搬出・情報収集・対応記録(事務)	○児童避難誘導(各学担) ○西、6・1年ベア→4年2列の間で東、5・2年ベア→3年2列の間で ○誘導中の安全確保 ○誘導後⇒安否確認(点検2回)⇒教頭へ報告	○来賓・保護の誘導 ・体育館外での誘導: 上主(教務と連絡して実施) ・西避難外階段: 緊急学校支援員・東避難外階段: 業務員	○病気・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○放送等の避難命令等 「ふた」の約束で誘導中に指定の避難場所に避難する。 ○屋上へは、避難外階段で避難	○職員の手引に 従い、迅速、冷静に指定の避難場所に避難する。
災害対策本部設置	災害対策本部設置							
避難場所待機 検査・消火・応急 手当等	○避難場所待機指示 ○児童検査指示 ○消火応急指示 ○報告指示 ○大津波警報発令中は、原則引き渡しをしない。	○町教委への報告(教頭) ○関係機関への連絡 ○救護要請等(防災)	○地域住民等世話・全体指示(教務) ○情報収集・記録(事務) ○メール配信(教務) ※可能な場合	○避難場所待機 ○児童の世話 ○保護者・地域住民等世話	○児童検査 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○保護者・地域住民等の世話	○病気・負傷者応急手当 ○心のケア等	○児童同士が励まし、助け合う。	○職員の手引に 従い、迅速、冷静に指定の避難場所に避難する。
事後対応処置	事後対応処置(被害状況把握、避難場所等での世話、備品品搬出・配付、引き渡し準備、支援要請、関係機関への連絡・報告、保護者への連絡等)							

II-2. 津波避難対象地域

(1) 津波浸水想定区域

本計画では、令和4年5月に宮城県が発表した宮城県津波浸水想定で浸水が予想される区域を、津波浸水想定区域として設定します。

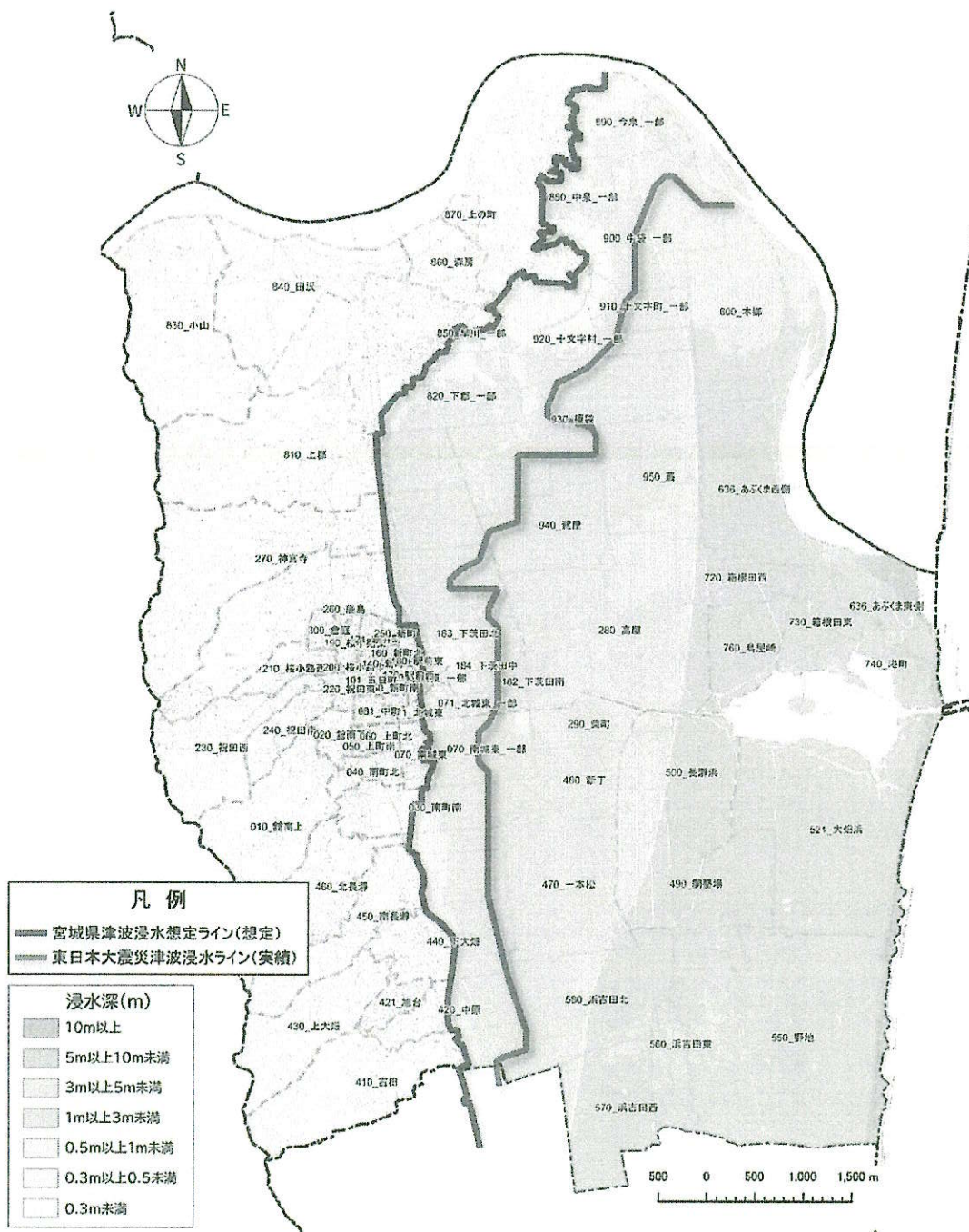


図 II-2-1 津波浸水想定区域(令和4年5月宮城県発表津波浸水想定)

(2) 津波避難対象地域

令和4年5月に宮城県が発表した津波到達ライン（想定）よりも東側に地域の主要集落部が含まれる地域を、津波避難対象地域とします。なお、令和4年5月に宮城県が発表した津波到達ライン（想定）に地域がかかっている場合、主要集落部が津波浸水エリア外である地域については、対象外としました。

以下に対象地域を示します。

津波避難対象地域 (33 行政区) ※34 エリア	全 域	下茨田南、下茨田北、下茨田中、高屋、柴町、一本松、新丁、開墾場、長瀬浜、大畑浜、野地、浜吉田東、浜吉田西、浜吉田北、本郷、あぶくま東側、あぶくま西側、箱根田西、箱根田東、港町、鳥屋崎、榎袋、鷺屋、蕨
	一 部	南城東の一部、北城東の一部、駅前東の一部、下郡の一部、早川の一部、中泉の一部、今泉の一部、牛袋の一部、十文字町の一部、十文字村の一部

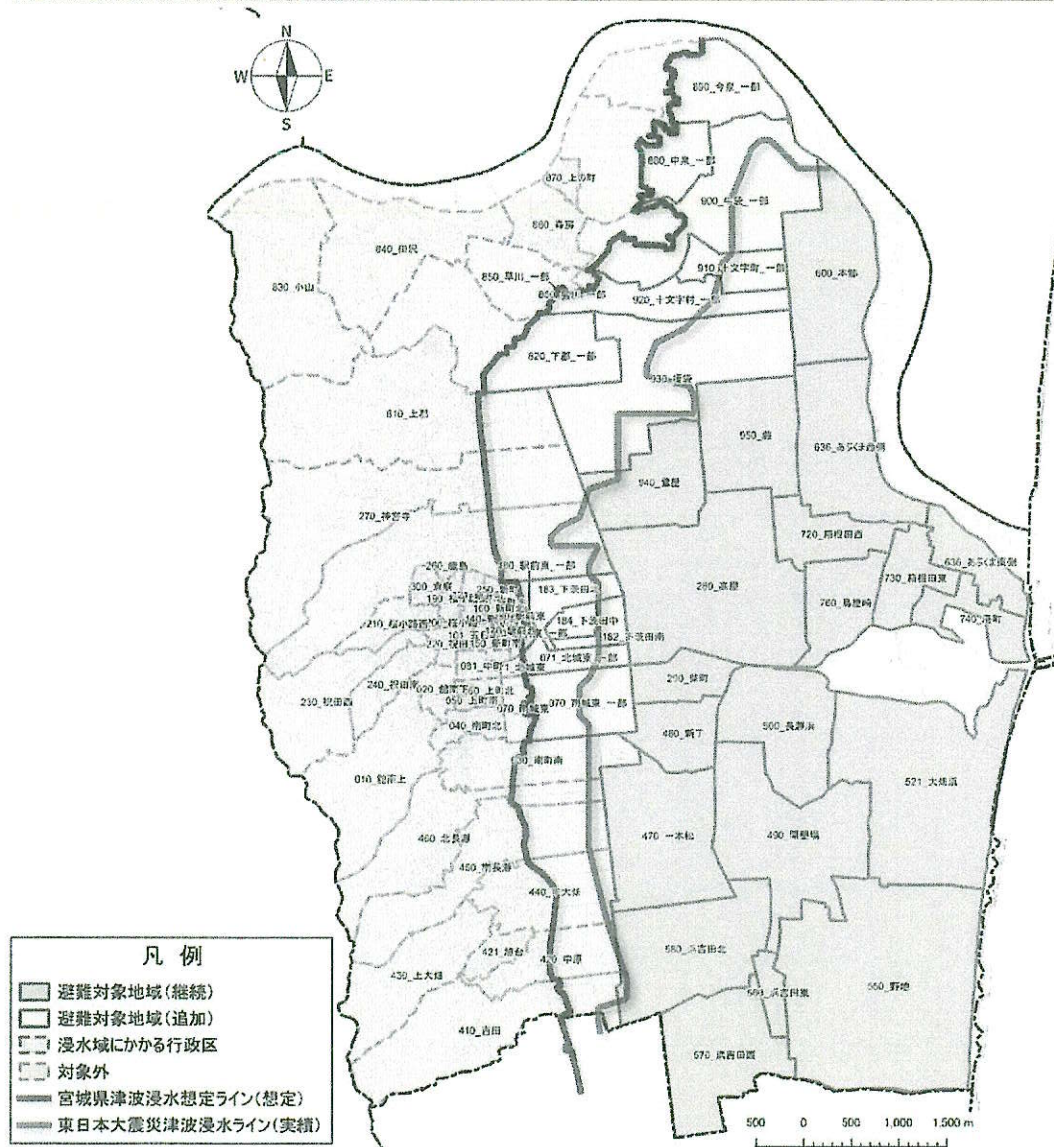


图 II-2-2 津波避難対象地域

II-7. 各地区の津波避難方法

各地区（全 33 行政区・34 エリア）の、津波避難方法を以下に示します。

津波避難方法に関しては、昼間・夜間に関わらず避難行動の元となるものとしています。

表 II-7 各地区の津波避難方法

番号 (行政区コード)	地区名	行政区名	区分	基本となる避難 方法	指定緊急 避難場所	徒歩避難 通過地点	緊急時一時避難場所 ※。
1	070	亶理	南城東の一部	■	徒歩水平	亶理中学校	亶理保育所
2	071	亶理	北城東の一部	■	徒歩水平	亶理中学校	上茨田五叉路
3	170	亶理	駅前東の一部	■	徒歩水平	亶理小学校	しらかし通り
4	182	亶理	下茨田南	■	徒歩水平	宮城県亶理 高等学校	上茨田五叉路
5	183	亶理	下茨田北	■	徒歩水平	宮城県亶理 高等学校	亶理駅西口
6	184	亶理	下茨田中	■	徒歩水平	宮城県亶理 高等学校	上茨田五叉路
7	280	亶理	高屋		徒歩垂直	亶理小学校	高屋小学校
8	290	亶理	柴町	△	自動車	亶理中学校	
9	470	吉田	一本松		徒歩水平	亶理中学校	よしだ 防災広場
10	480	吉田	新丁	△	自動車	亶理中学校	
11	490	吉田	開墾場		徒歩垂直	吉田小学校	長瀬小学校
12	500	吉田	長瀬浜		自動車 徒歩垂直	亶理中学校	高速道路階段（長瀬浜）
13	521	吉田	大畑浜		自動車 徒歩垂直	亶理中学校	大畑浜北防災公園 大畑浜南防災公園
14	550	吉田	野地		自動車 徒歩垂直	吉田小学校	災害公営住宅「大谷地住宅」 吉田浜防災公園 ※。 大畑浜南防災公園 ※。
15	560	吉田	浜吉田東		自動車 徒歩垂直	吉田小学校	災害公営住宅「大谷地住宅」 高速道路階段（浜吉田）
16	570	吉田	浜吉田西		自動車 徒歩垂直	吉田小学校	災害公営住宅「大谷地住宅」 高速道路階段（浜吉田）
17	580	吉田	浜吉田北	△	徒歩垂直	吉田小学校	吉田中学校
18	600	荒浜	本郷		自動車	逢隈小学校	
19	636	荒浜	あぶくま東側		徒歩垂直	逢隈小学校	荒浜小学校
20	636	荒浜	あぶくま西側		自動車 徒歩垂直	逢隈小学校	災害公営住宅「西木倉住宅」
21	720	荒浜	箱根田西		自動車 徒歩垂直	逢隈小学校	災害公営住宅「西木倉住宅」 (鳥の海 PA スマート IC) ※。
22	730	荒浜	箱根田東		徒歩垂直	亶理小学校	荒浜中学校
23	740	荒浜	港町		徒歩垂直	亶理小学校	荒浜中学校 きずなポート“わたり” 荒浜防災公園 わたり温泉鳥の海

番号 (行政区コード)	地区名	行政区名	区分	基本となる避難 方法	指定緊急 避難場所	徒歩避難 通過地点	緊急時一時避難場所 ※
24	760	荒浜	鳥屋崎		自動車 徒歩垂直	互理小学校	災害公営住宅「西木倉住宅」 (鳥の海 PA スマート IC) ※
25	820	逢隈	下郡の一部	■	徒歩水平	逢隈中学校	逢隈下郡 公会堂
26	850	逢隈	早川の一部	■	徒歩水平	逢隈中学校	国道 6 号線 (早川)
27	880	逢隈	中泉の一部	■	徒歩水平	逢隈小学校	国道 6 号線 互理 IC 入口
28	890	逢隈	今泉の一部	■	徒歩水平	逢隈地区交流 センター	東崎付近
29	900	逢隈	牛袋の一部	■	徒歩水平	逢隈小学校	牛袋公会堂
30	910	逢隈	十文字町の 一部	■	徒歩水平	逢隈小学校	国道 6 号線 (南谷地添)
31	920	逢隈	十文字村の 一部	■	徒歩水平	B&G 海洋 センター体育館	おおくま 防災広場
32	930	逢隈	榎袋	■	徒歩水平	逢隈中学校	安久戸橋
33	940	逢隈	鷺屋	△	徒歩垂直	逢隈小学校	高屋小学校
34	950	逢隈	蔵	△	自動車	逢隈小学校	

凡例：■：宮城県発表（R5.4月）新津波浸水想定により新たに追加した場所

△：宮城県発表（R5.4月）新津波浸水想定により前津波避難計画から避難方法が変更になった箇所
(空欄は前計画から変更なし)

※1 鳥の海 PA スマート IC については、大津波警報時は閉鎖し、津波警報・津波注意報時のみ緊急時一時避難場所として使用できる。

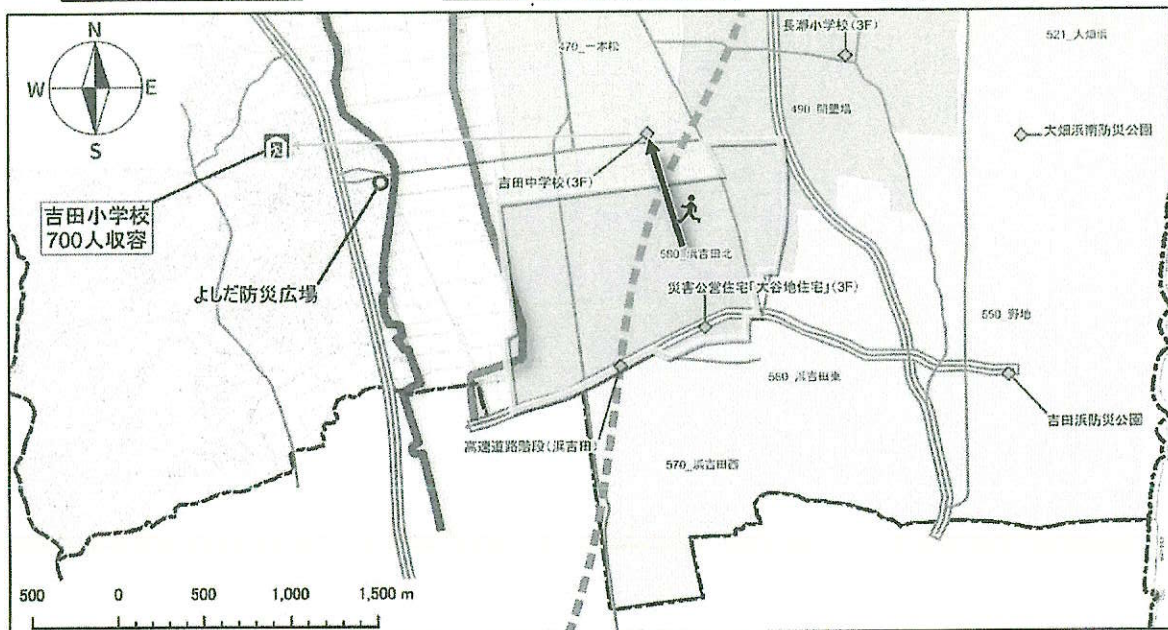
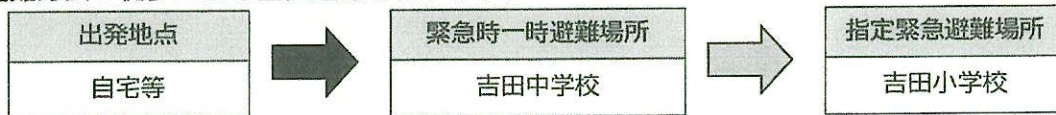
※2 できるだけ内陸部に避難してください。やむを得ない場合を除き、海岸方向に避難することは避けてください。

※3 緊急時一時避難場所に避難した場合、安心せず、周囲を確認し、できるだけ高いところに避難してください。

留意事項：緊急時一時避難場所から指定緊急避難場所までの移動が困難な場合は、町が関係機関と調整し、移動手段を確保します。

17. 浜吉田北

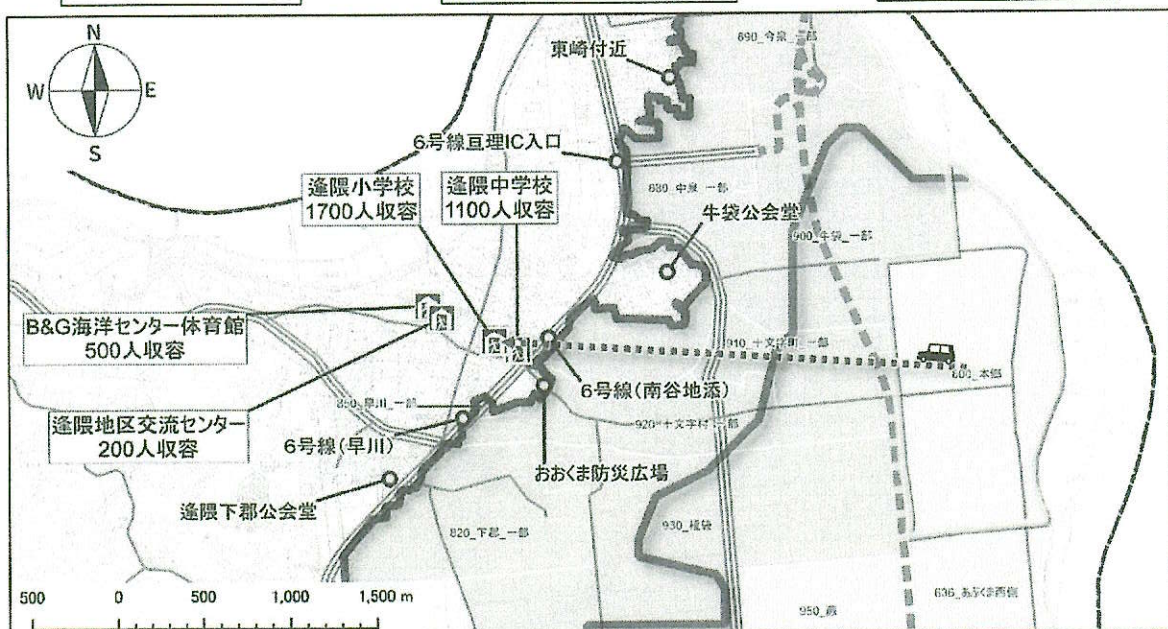
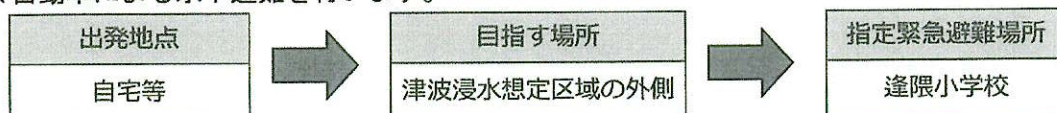
避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



18. 本郷

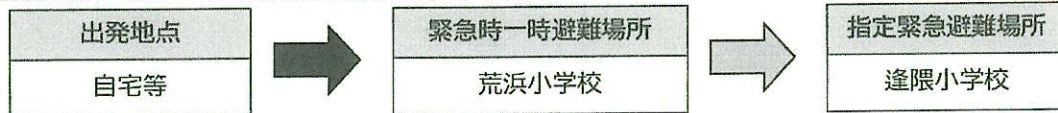
避難方法：

☆自動車による水平避難を行います。

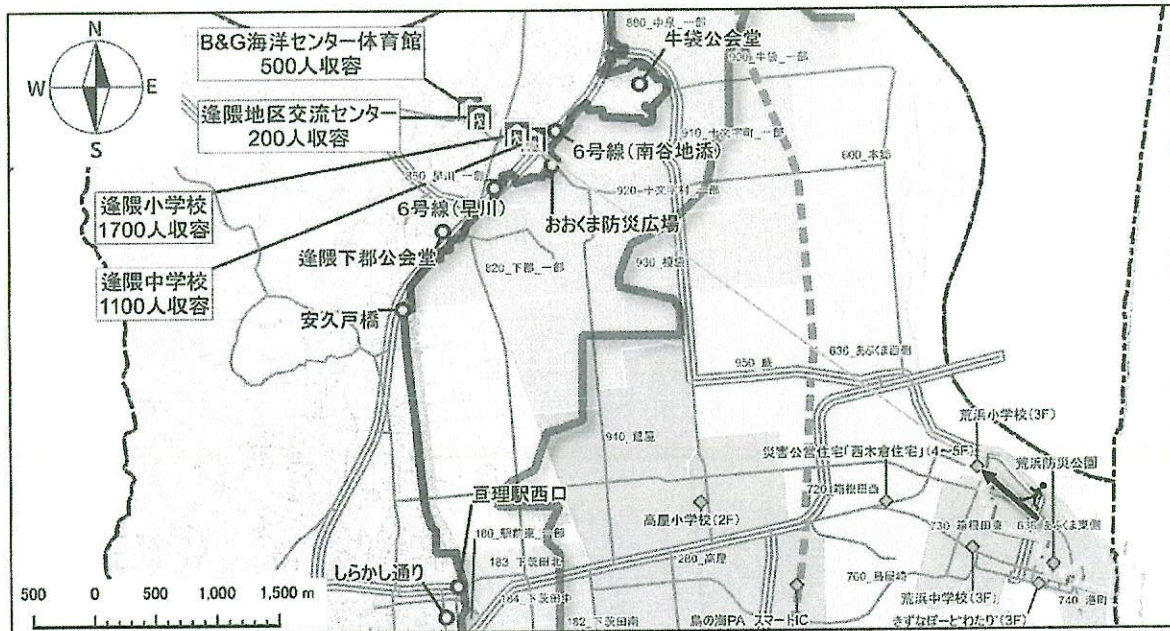


19. あぶくま東側

避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



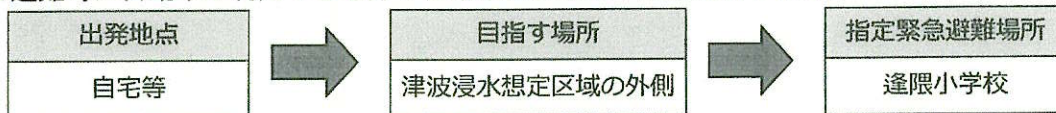
※ 緊急時一時避難場所に避難した場合、安心せず、できるだけ高いところに避難してください。



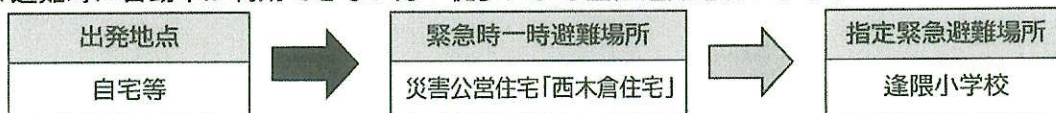
20. あぶくま西側

避難方法：

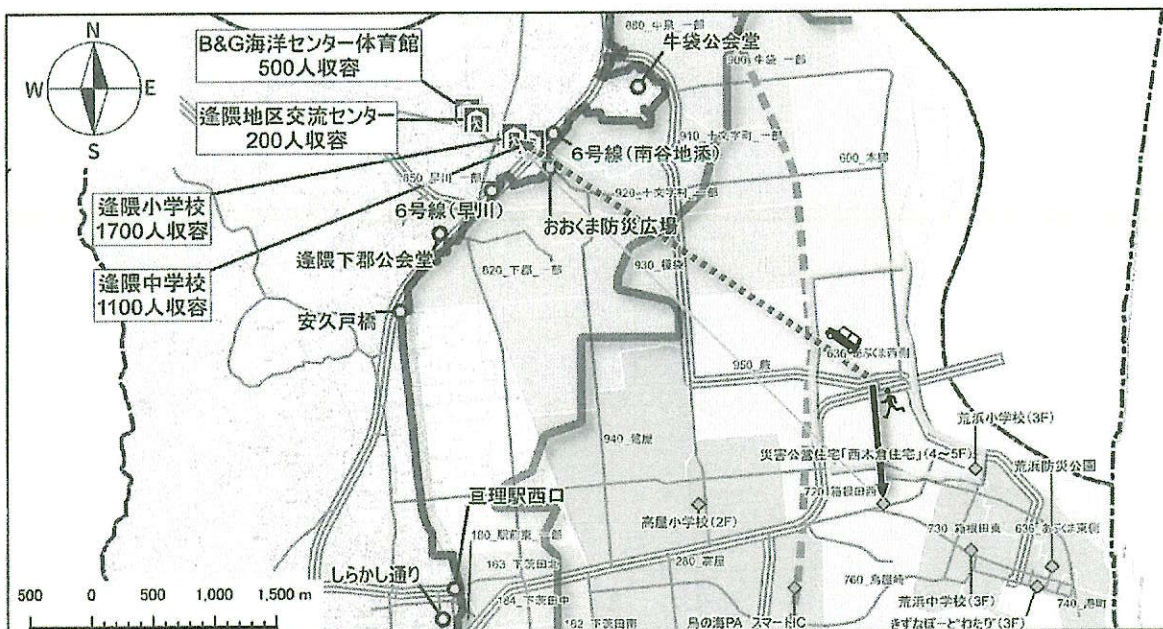
☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



☆避難時に自動車が利用できない方：徒歩による垂直避難を行います。



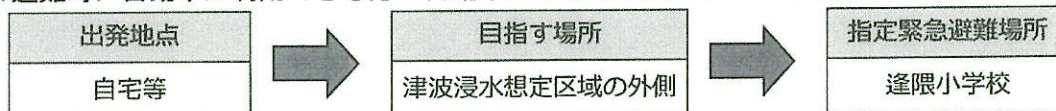
※ 緊急時一時避難場所に避難した場合、安心せず、できるだけ高いところに避難してください。



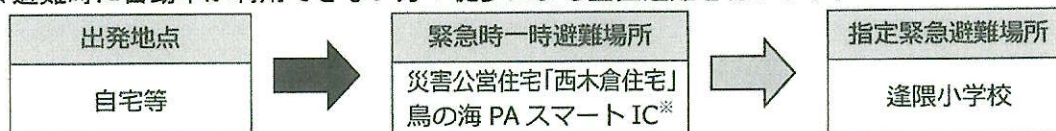
2 1. 箱根田西

避難方法：

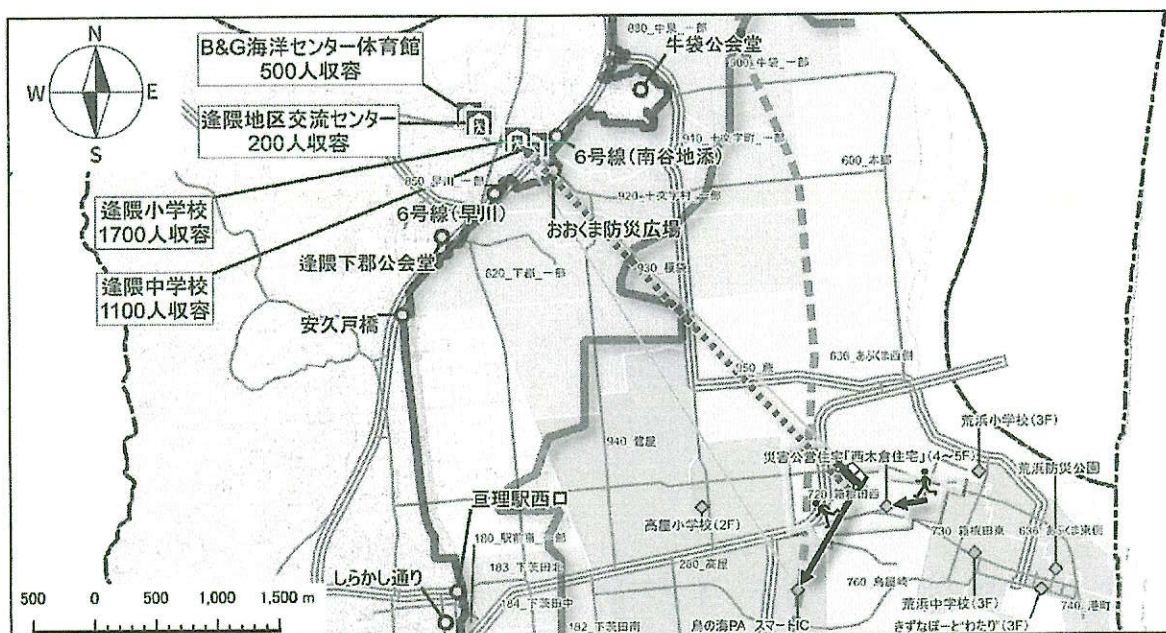
☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



☆避難時に自動車が利用できない方：徒歩による垂直避難を行います。



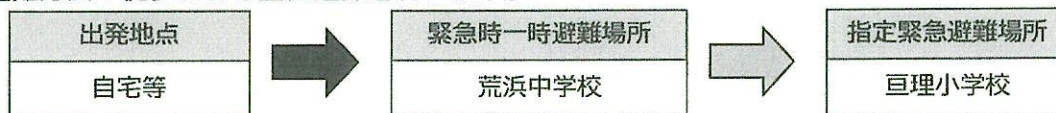
※ 緊急時一時避難場所に避難した場合、安心せず、できるだけ高いところに避難してください。



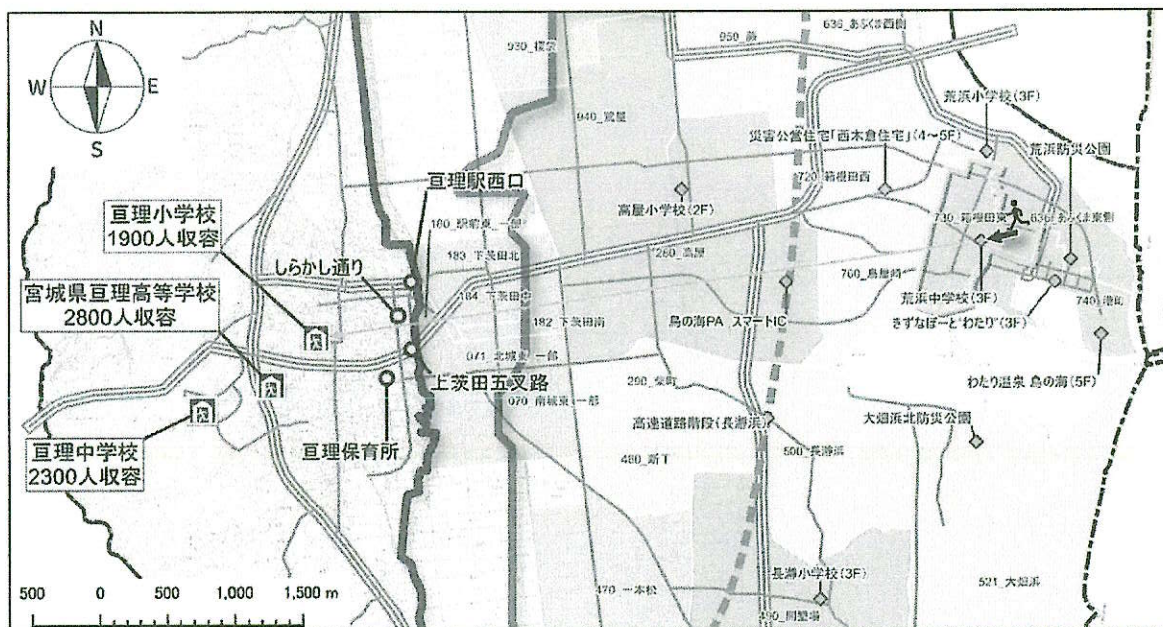
※ 鳥の海 PA スマート ICについては、大津波警報時は閉鎖し、津波警報・津波注意報時のみ緊急時一時避難場所として使用できる。

22. 箱根田東

避難方法：徒歩による垂直避難を行います。

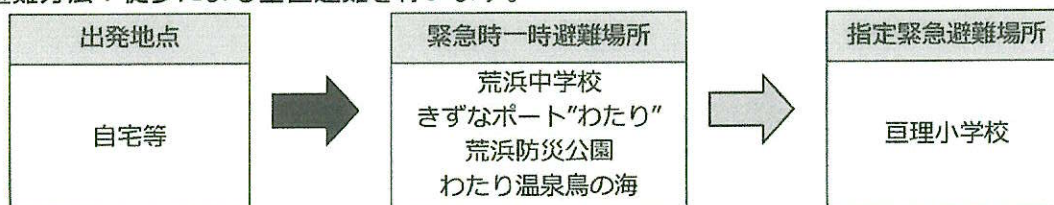


※ 緊急時一時避難場所に避難した場合、安心せず、できるだけ高いところに避難してください。

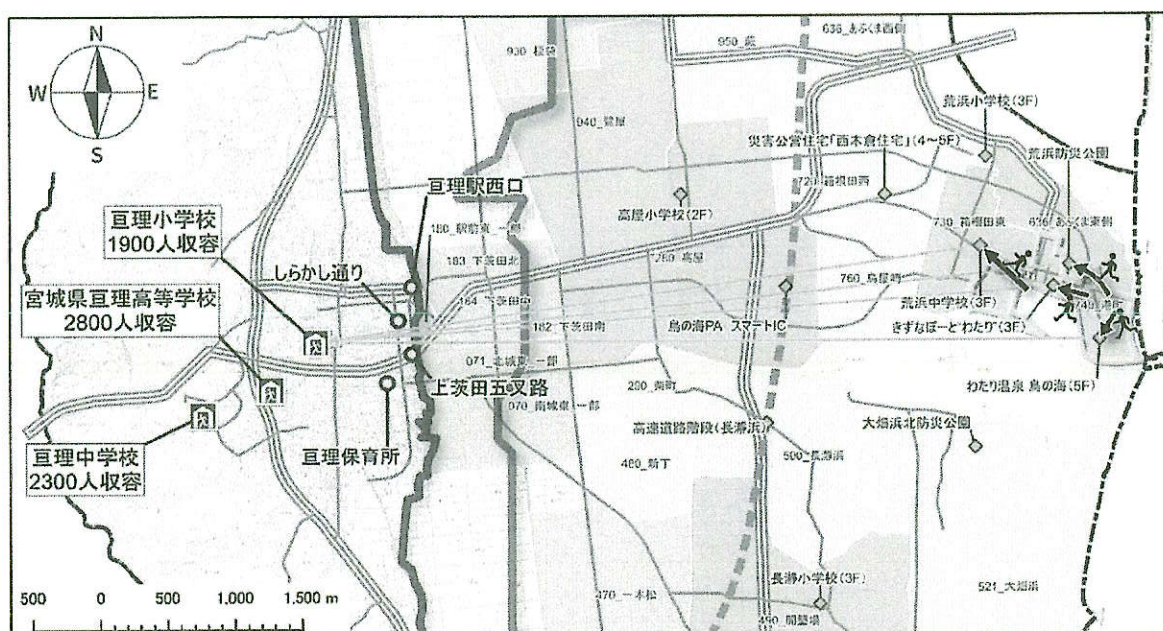


23. 港町

避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



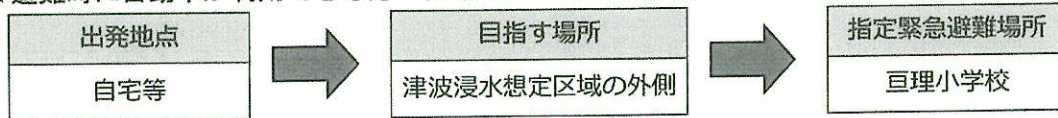
※ 緊急時一時避難場所に避難した場合、安心せず、できるだけ高いところに避難してください。



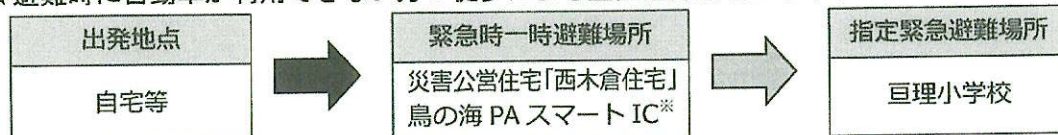
24. 鳥屋崎

避難方法：

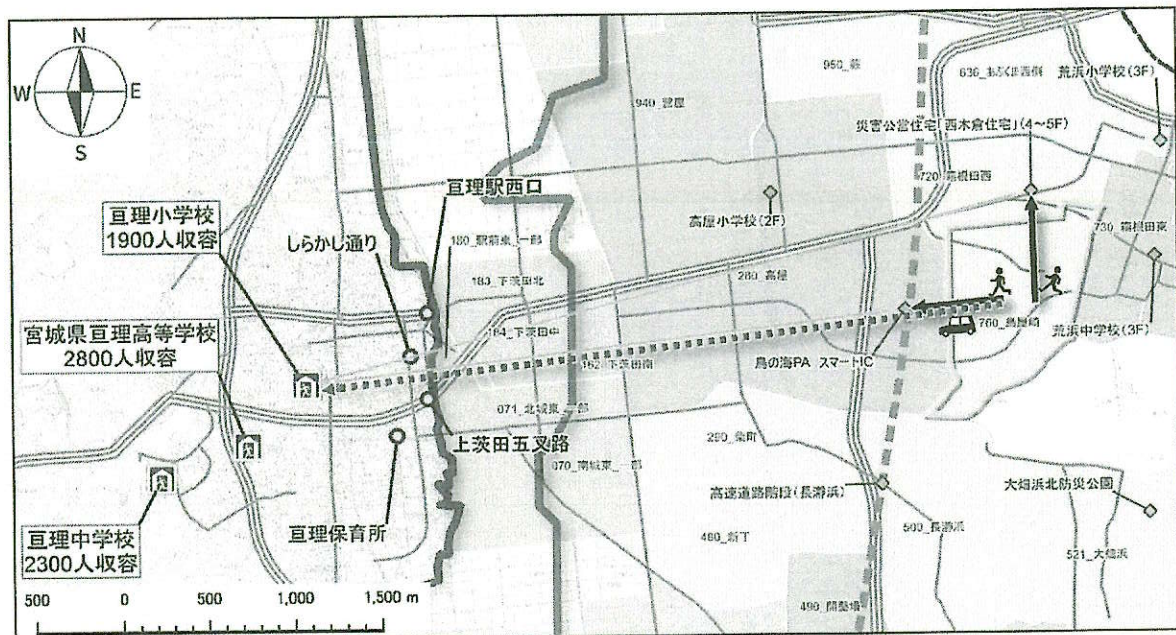
☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



☆避難時に自動車が利用できない方：徒歩による垂直避難を行います。



※ 緊急時一時避難場所に避難した場合、安心せず、できるだけ高いところに避難してください。



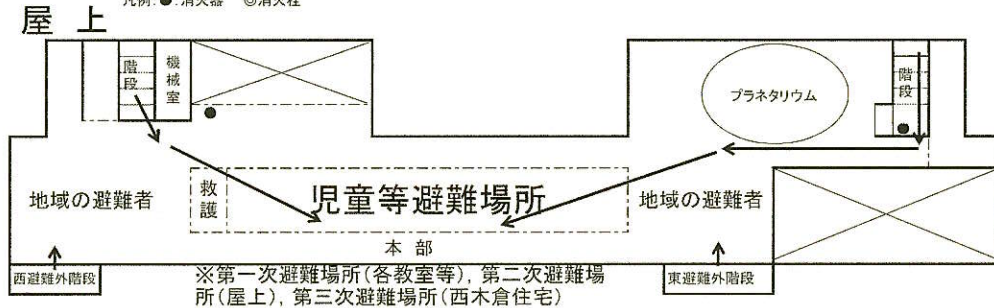
※ 鳥の海 PA スマート ICについては、大津波警報時は閉鎖し、津波警報・津波注意報時のみ緊急時一時避難場所として使用できる。

指定緊急避難場所一覧

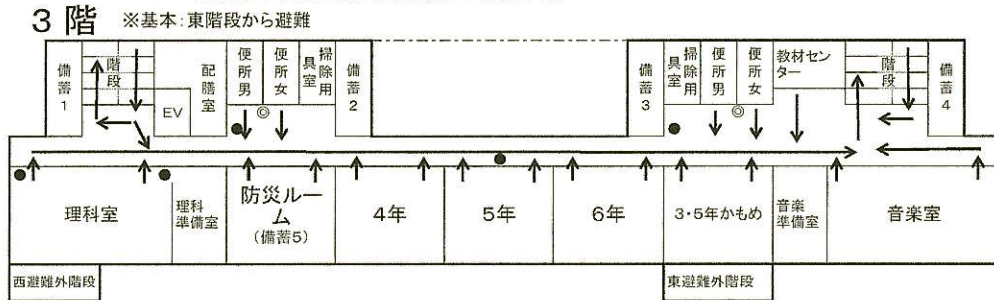
NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類						想定収容 人数	指定避難所との重複
			洪水	崖崩れ、土 石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事		
1	亘理小学校	亘理町字下小路22-2	○	○	○	○	○	○	5,300	○
2	亘理中学校	亘理町字沼頭1	○	○	○	○	○	○	11,900	○
3	荒浜小学校	亘理町荒浜字隈湯67				○		○	1,800	○
4	荒浜中学校	亘理町荒浜字東木倉70-1				○		○	3,300	○
5	吉田小学校	亘理町吉田字宮前63	○	○	○	○	○	○	1,700	○
6	吉田中学校	亘理町吉田字松元238-14				○		○	4,300	○
7	長瀬小学校	亘理町長瀬字南原193-76				○		○	3,200	○
8	逢隈小学校	亘理町逢隈田沢字鈴木堀93-1				○	○	○	3,100	○
9	逢隈中学校	亘理町逢隈牛袋字南西河原2-6				○	○	○	3,600	○
10	高屋小学校	亘理町逢隈高屋字保戸原54-2				○		○	2,400	○
11	亘理町中央公民館	亘理町字旧館61-22	○	○	○	○	○	○	400	○
12	佐藤記念体育館	亘理町字旧館62-1	○	○	○	○	○	○	600	○
13	武道館	亘理町字旧館62-1	○	○	○	○	○	○	300	○
14	荒浜体育館	亘理町荒浜字中野33				○		○	450	○
15	荒浜地区交流センター	亘理町荒浜字中野33				○		○	700	○
16	B&G海洋センター体育館	亘理町逢隈田沢字鈴木堀6-7				○		○	1,600	○
17	逢隈地区交流センター	亘理町逢隈田沢字鈴木堀6-8				○		○	300	○
18	農村創作活動センター (宮前野球場含む)	亘理町吉田字宮前58-1	○	○	○	○		○	2,050	○
19	吉田地区交流センター	亘理町吉田字大塚185				○		○	1,800	○
20	吉田体育館	亘理町吉田字大塚172				○		○		
21	郷土資料館・図書館	亘理町字西郷140				○		○	1,850	○
22	宮城県亘理高等学校	亘理町字館南56-2	○	○	○	○	○	○	2,500	○

荒浜小学校 避難経路図<地震⇒津波> (2) 登下校時

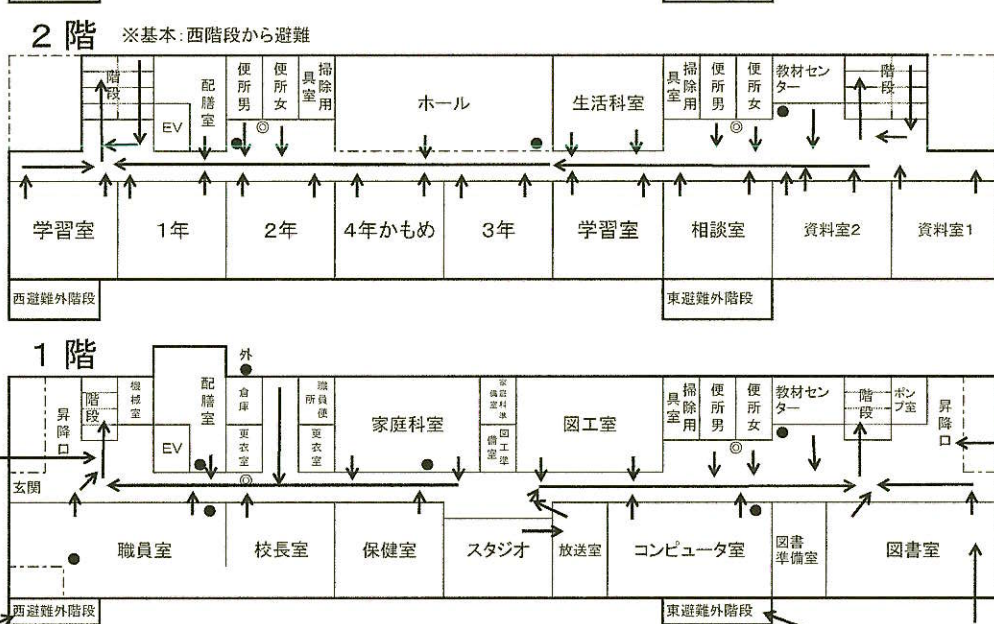
凡例：●：消火器 ○：消火栓



- 1 基本的には、以下の階段を使い避難誘導する。
①児童・教職員(校舎内)
②校庭にいる児童(避難外階段)
③地域の避難者(避難外階段)
- 2 避難した児童は、先頭を本部側【南側】に各学年2列で整列し、避難した順番で中央部から外側(東西)へ整列する。
- 3 避難⇒人員の確認2回⇒本部に報告する。
- 4 天候・気温・被害状況等によっては、屋上への避難後、3階への避難も検討する。
- 5 登下校途中の場合は、教職員の配置を地区割り当てに従って行う。



- 放課後等の職員配置
- 3階
- ・かもめ(東階段前)
 - ・4年担任(西階段前)
 - ・5年担任(廊下中央)
 - ・6年担任(東階段前)
 - ★誘導員：先頭かもめ→6年担任→5年担任→最後尾4年担任(最終確認も)
- 2階
- ・3年担任(東階段前)
 - ・1年担任(西階段前)
 - ・2年担任(ホール前)
 - ・3年担任(相談室前)
 - ★誘導員：西1年担任→2年担任→1年担任→最後尾3年担任(最終確認も)
- 1階
- ・主幹(西昇降口前)
 - ・業務員(スタジオ前)
 - ・養護教諭(保健室)
 - ・支援員(図書室・体育館)
 - ★最終確認：主幹
- 校庭・外
- ・主幹(校庭)
 - ※状況により避難外階段



<地震⇒津波> (2) 登下校時

※在校時の対応を基本とする。
※避難の住民は、在校時と同様に避難する。

凡例 L：リーダー、M：メンバー

	本部長 校長	総務班 L：教頭、M：防災	搬出・情報・避難支援班 L：主幹、M：事務	誘導・引き渡し班 L：6年担任、M：各学年担任	点検・消火・校舎・応急復旧班 L：緊急学校支援員、M：業務員	救護班 L：養教、M：町支	出動・帰宅途中の職員	児童
事前指導	①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②津波「こないところへ」「高いところへ」等							
地震・津波	地震⇒大津波警報・津波警報発令⇒津波発生 ※教職員は、防災用ベストやヘルメット着用							
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確保・点検指示 ○情報収集指示・分析・判断 ※地震発生後、校舎・校庭・校庭 ※津波発生後、校舎・校庭・校庭	※数分使用可能時<放送> ○安全確保指示(教頭) ※放送不可時<ハンドマイク> ○1階：安全確保指示(教頭) ○2階：同(防災)	○3階：安全確保指示(教務) ○情報収集(事務)	※授業中、休み時間、清掃中 ・頭部保護等指示 ・危険物からの移動等指示 ・落ち着かせる等 ○薬品・火気使用時の消火	○給湯・暖房等火元消火・確認⇒初期消火 ○理科薬品等確認 ○昇降口、校庭等児童安全確保等	※病人、けが人がいる場合 ○病人、けが人の搬送・準備(養教) ○搬送準備(特支) ※病人、けが人がいない場合 ○救護所設置準備 ○ガス、火元消火・確認	○状況により登下校中の児童の確保、安全な場所への避難誘導 ○津波警報等が解除されるまで、登校後や立入禁止区域へ入らない。 ○津波警報等が解除された後、児童が安全な場所に避難するまで待機	○「あ・お・たい」の約束で避難 ○スクールバス：避難手さんの指示に従う。 ※「よい子の防災マニュアル」や「避難・災害確認カード」を基本に安全な場所に避難 ※防災無線をよく聞く。
避難指示 避難誘導 安全確認	○追加情報収集・分析 ○避難指示 ○安全確認指示	○1階：避難命令(教頭) ○2階：同(防災) ※安全確保指示と同様 ○安全報告(教頭)⇒校長へ	○3階：避難命令(教務) ※安全確保指示と同様 ○非常物品搬出・情報収集・対応記録(事務)	○避難誘導 ○誘導中の安全確保 ○誘導後⇒安全確認(点呼2回)⇒報告	○地域住民等の避難誘導(昇降口等)	○病気・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○警報等発令中は、自宅又は、自宅に近い避難所で待機	
災害対策本部設置	災害対策本部設置							
避難場所待機 検索・消火・応急 手当て ★安全確認・被害状況確認	○避難場所待機指示 ○児童検索指示 ○消火応援指示 ○報告指示 ★安全確認指示 ★被害状況確認指示 ★大津波警報、津波警報発令時は、原則引き渡しはしない。	○町教委への報告(教頭) ○関係機関への連絡 ○避難要請等(防災) ★「安全確認メール」配信	○地域住民等世話・全体指示(教務) ○情報収集・記録(事務)	○避難場所待機 ○児童の世話 ★安全確認 ※電話、メール ※津波警報解除後 ※避難所訪問 ※引き渡し準備(担任)	○児童検索 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○地域住民等の世話 ★安全確認 ※電話、メール ※津波警報解除後 ※避難所訪問、スクールバス 避難場所(巨中公園、逢小)へ ※状況により引き渡し	○病気・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○安全状況や児童の保護状況等の報告(本部へ)	○避難場所や避難所等で、大人の一人に救助や学校、家庭への連絡をお願いする。 ○津波警報等が解除後も、教職員や家族が迎えにくるまで待機する。
事後対応処置	事後対応処置(被害状況把握、避難所世話、備品搬出・配付、引き渡し、支援要請、関係機関への連絡・報告、保護者への連絡等)							

荒浜小学校 <地震⇒津波> (3) 校外学習等

※校外学習班のみ被災の場合も

荒浜小学校（対策本部）				校外学習班（学年・学級）※引率3名以上の場合分担して					
本部長 校長		総務班 L: 教頭, M: 防災		情報収集・発信班 L: 主幹, M: 事務		他の教職員	責任者A	引率者B	児童
事前指導									
①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」「場所へ、②津波「にないところへ」「高いところへ」等									
地震・津波									
地震⇒大津波警報・津波警報発生⇒津波発生									
※在校の教職員は、防災用ベストとヘルメット着用									
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確保・点検指示 ※情報収集指示・分析・判断 ※地震のみの場合、校庭避難も検討 ※火災発生や校舎倒壊の場合、阿部工務店への避難も検討 ※津波到達時刻、規模等も検討	※放送使用可能時＜放送＞ ○安全確保指示(教頭) ※放送不可時＜ハンドマイク＞ ○1階: 安全確保指示(教頭) ○2階: 同(防災)	○3階: 安全確保指示(教務) ※情報収集(事務)	※授業中、休み時間、清掃中 ・頭部保護等指示 ・危険物からの移動等指示 ・落ち着かせる等 ○薬品・火気使用時の消火 ○病人、けがの人の看護 ○昇降口等で安全確保	○安全確保指示 ○情報収集 ※震源地、規模、警報の有無等 ※被害状況、避難経路確保 ○情報分析・判断 ※避難場所、避難経路等 ○施設職員等との連携等	○「あ・お・た・い」「こ・た」等の約束を守り、避難 ○教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動 ○交通機関利用時は、乗務員の指示に従い、安全確保	○安全確保指示 ・頭部保護指示 ・危険物からの移動等指示 ・落ち着かせる等 ○安全点検	○指示に従い、迅速安全に避難 ○教職員不在時: 周囲の大人の人へ救助要請や安全な場所へ避難 ○警報等解除まで安全な場所まで待機 ○グループ活動時は、事前に決めた連絡先(現地本部)に安全状況を報告	○安全な避難場所待機 ○自主研修等の班活動時は、引率責任者への連絡や救助要請 ○状況により119番通報等
避難指示 避難誘導 安全確認	○更に情報収集・分析 ○避難指示 ○安全確認指示	○1階: 避難命令(教頭) ○2階: 同(防災) ※安全確保指示と同様 ○安全報告(教頭)⇒校長へ ☆校外学習班安全報告⇒校長へ	○3階: 避難命令(教務) ※安全確保指示と同様 ※非常物品搬出・情報収集・対応記録(事務)	○避難誘導 ○誘導後⇒安全確認(点呼2回)⇒報告 ○地域住民の誘導 ○救護	○避難誘導指示 ○安全確認 ○第1報報告 ・状況、けがの有無等	○指示に従い、迅速安全に避難 ○教職員不在時: 周囲の大人の人へ救助要請や安全な場所へ避難 ○警報等解除まで安全な場所まで待機 ○グループ活動時は、事前に決めた連絡先(現地本部)に安全状況を報告	○避難誘導 ○安全確認 ・2回の点呼 ○児童の世話	○指示に従い、迅速安全に避難 ○教職員不在時: 周囲の大人の人へ救助要請や安全な場所へ避難 ○警報等解除まで安全な場所まで待機 ○グループ活動時は、事前に決めた連絡先(現地本部)に安全状況を報告	○安全な避難場所待機 ○自主研修等の班活動時は、引率責任者への連絡や救助要請 ○状況により119番通報等
災害対策本部設置									
避難場所待機 検索・消火・応急 手当 ☆安全確認・被害状況確認	○避難場所待機指示 ○児童検索指示 ○消火応急指示 ○報告指示 ○安全確認指示 ☆被害状況確認指示	○町教委への報告(教頭) ※状況により、協議や指示を受ける。 ○関係機関への連絡 ○教頭要請等(防災)	○地域住民等世話・全体指示(教務) ○情報収集・対応記録(事務)	○避難場所待機 ○児童の世話 ○病人、けがの人の看護等 ○地域住民等の世話 ○児童検索、応急処置等 ☆安全確認 ※電話、メール ※津波警報解除後 ※家族訪問、避難所訪問 ※引き渡し準備(担任)	○児童検索 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○救護要請 ☆安全確認 ※電話、メール ○定時連絡 ○関係機関との連携等	○指示に従い、迅速安全に避難 ○教職員不在時: 周囲の大人の人へ救助要請や安全な場所へ避難 ○警報等解除まで安全な場所まで待機 ○グループ活動時は、事前に決めた連絡先(現地本部)に安全状況を報告	○避難誘導 ○安全確認 ・2回の点呼 ○児童の世話	○指示に従い、迅速安全に避難 ○教職員不在時: 周囲の大人の人へ救助要請や安全な場所へ避難 ○警報等解除まで安全な場所まで待機 ○グループ活動時は、事前に決めた連絡先(現地本部)に安全状況を報告	○安全な避難場所待機 ○自主研修等の班活動時は、引率責任者への連絡や救助要請 ○状況により119番通報等
事後対応処置	○事後対応処置(被害状況把握、避難所世話、備蓄品搬出・配付、引き渡し、支援要請、関係機関への連絡・報告、被害状況の連絡等) ☆校外学習班対応事後処置(被害状況把握、事実記録＜5W1H＞、マスコミ対応、支援体制確立等)								

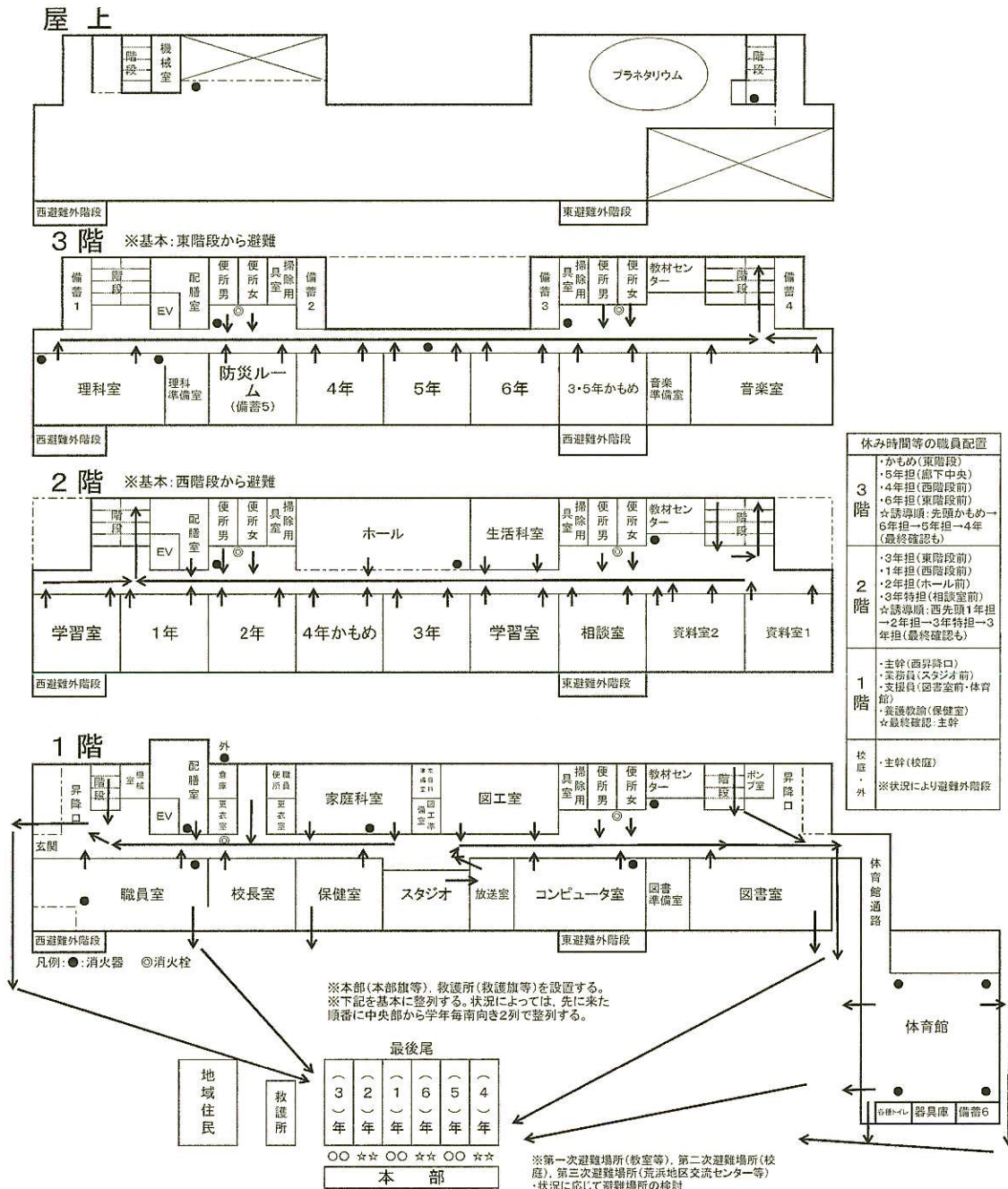
時業事用活等施設(4)学校波津↑震地▽校学校小浜荒

事業運営者	児童	避難の地域住民等
事前指導 地震・津波 ①「頭を守り」落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」「高いところへ」等 地震⇒大津波警報・津波警報発令⇒津波発生	児童等で	
安全確保 安全点検 情報収集 ○安全確保指示、命令 ○情報収集(ラッパ、ワンセグ、防災無線等)、分析・判断(警報等の有無等、負傷者数等、被害程度、道路の状況、天候、波状化の有無等を総合的に判断し、避難場所等)を決定。 ○火災発生時は、初期消火 ○児童等の安心感を与え、励ます等	○「あ・お・た・い」の約束で安全確保を行う。	○各自安全確保を行う。 ○情報を総合的に判断し、適切な避難場所、避難経路等を決定する。
避難指示 避難誘導 安否確認 ○避難指示・誘導 ○安全確保(2回の確認、参加者名簿で、負傷者数も) ○避難の地域住民の誘導、世話 ○校舎の火災、大規模相場の場合は、第二避難場所(阿部工務店)等も検討する。 ○教職員がいる場合は、教職員と連携して実施	○「あ・お・は・い」も「約束で誘導に従い迅速に避難する。」 ○けが等の場合は、事業運営者に報告する。	○運営事業者の指示に従い、迅速、冷静に避難外階段を使い、屋上へ避難する。
災害対策本部設置	災害対策本部設置	
避難場所確保 燃焼・消火・応急手当 ※安全確認、被害状況確認 ○応急手当(負傷者、けが人) ○必要に応じ救助要請、不明者の把握、応急処置、消火活動、救助活動等 ※避難解除、津波警報等が解除されるまで待機させる。	○児童同士、励まし、助け合う。	○運営責任者の指示に従い、待機時に必要物品の配付、児童の心のケア等も実施(活動協力できる方)
事後対応処置	○児童等のけが、負傷等の状況、被害状況等を町教育委員会学務課へ報告 ○事業の打ち切り等の判断 ○児童等の心のケア等を行う。	○状況に応じて、事業運営者の求めに応じ協力を行う。

荒浜小学校＜地震↑津波＞(5)在宅時(休日・夜間等)

本部長 校長	総務班 L:教頭, M:防災	情報収集・発電班 L:主幹, M:事務	他の教職員	児童・保護者
事前指導	①「頭を守り」落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」「場所へ」②津波にないところへ」「高いところへ」等			
地震・津波	地震⇒大津波警報、津波警報発令⇒津波発生			
安全確保等	○安全確保 ○情報収集・分析・判断 ○安否確認(家族等) ○避難(自身、家族等)等 ☆児童1人の子の場合等「避難・安否確認カード」を参考に避難			
災害対策本部設置	災害対策本部設置(※自らの安全を確保した上で校務にあたる。津波注意報以上が発令中は、学校を含め避難区域には立ち入らない。) ※(教職員初動マニュアル)に基づき行動する。 ①1号配備(津波警報、震度4以上等⇒校長、教頭、該当教職員) ②2号配備(大津波警報、震度5弱等⇒校長、教頭、該当教職員) ③3号配備(震度5強以上等⇒全教職員)等			
情報収集 安否確認 待機	○情報収集(警報の有無、震源地、地震規模、震度、津波警報等、被災状況等) ○安否確認メール配信指示 ・児童、教職員の安否確認	○校長からの指示・協議等(教頭) ○安否確認メール配信サブ・電話連絡(防災) ○情報収集(教頭・防災) ○警報等解除まで待機(自宅又は自宅から近い避難所)	○情報収集 ○電話連絡(通格網)で ○警報等解除まで待機(自宅又は自宅から近い避難所) ○情報収集(事務、教務) ○安否確認メール配信・電話連絡(教務) ○警報等解除まで待機(自宅又は自宅から近い避難所)	○情報収集 ○避難所、避難場所等安全な場所まで待機 ○安否確認(家族等) ○安否報告 (「安否確認メール」で学校へ状況報告)
被害状況確認 安否確認	○警報等解除後、施設、通学路等の被害状況確認⇒報告 ○関係機関等への連絡	○警報等解除後、施設、通学路等の被害状況確認⇒報告	○警報等解除後、施設、通学路等の被害状況確認⇒報告 ○安否確認児童の家庭訪問、避難所訪問等を要施	○家族等の安否確認等 ○警報等解除後、安否確認へ ○安否状況報告
事後対応処置	○対応について町教育委員会学務課等と協議 ○町校長会等での協議	○校長指示⇒対応連絡等(教頭等)	○対応の共通理解と指示にもとづく措置	○学校からの連絡⇒対応

荒浜小学校 避難経路図＜地震のみ＞ (1) 在校時



＜地震のみ＞ (1) 在校時

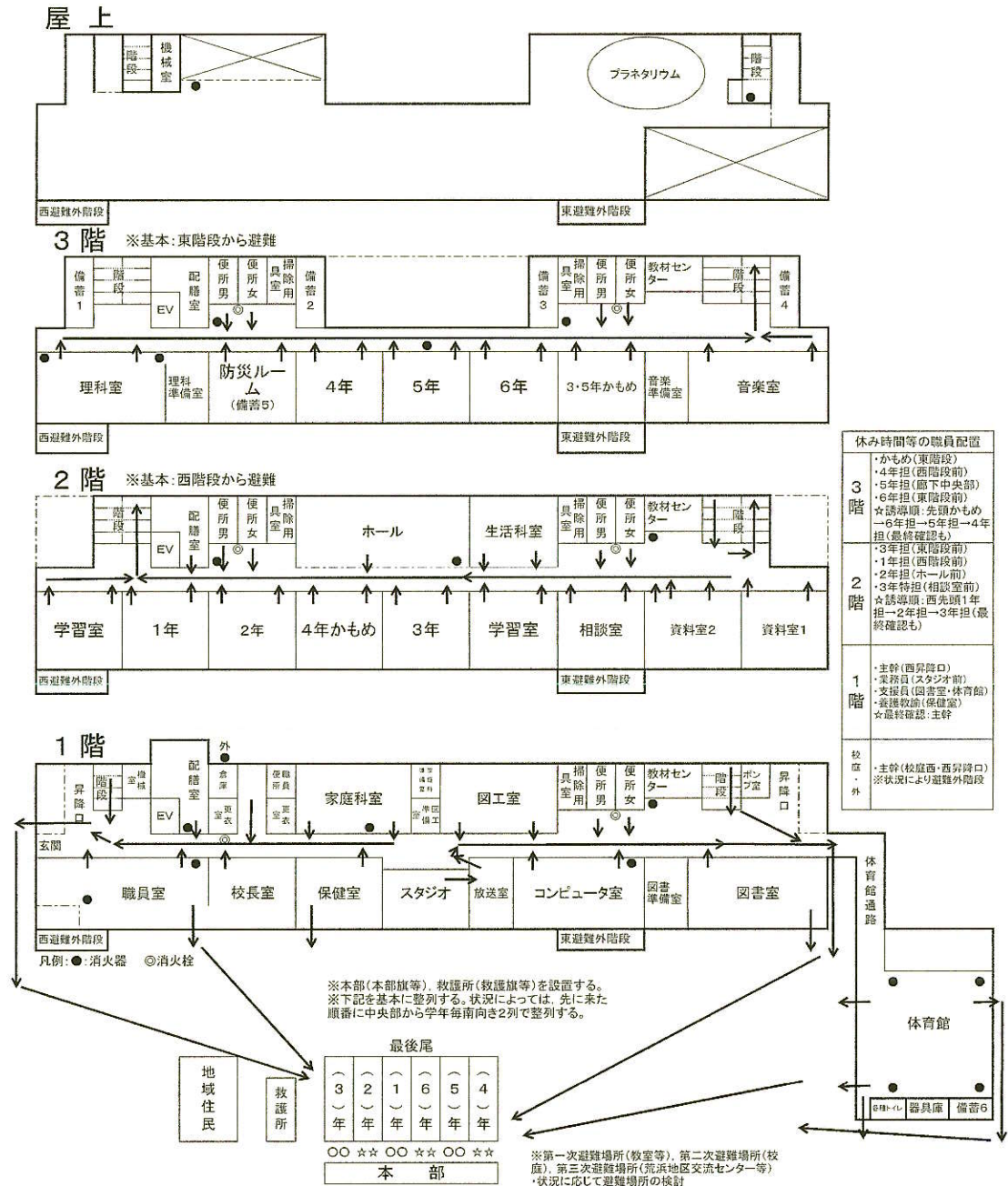
※下記を基本とするが、状況に応じて対応する。

凡例 B-11-6-M-4-25-

校庭

九 別 科 (カラー、M、N、P)									
	本部長 校長	総務班 R:教頭、M:防災	出欠・情報・避難所支援班 R:主幹、M:事務	誘導・引き渡し班 R:6年生、M:各学組	点検・消火・検査・応急復旧班 R:業務員	救護班 R:養教、M:町支	児童	避難の地域 住民等	
事前指導	①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」等								※地域で
 地震	地震 ※教職員は、防災用ベスト、ヘルメット着用								
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確保・点検指示 ○情報収集指示・分析・判断 ※津波警報等の有無 ※校地状況の有無 ※火災の有無	※施設使用可能時・く返す ○安全確保指示(教頭) ※返す不可時・ヘド・ドイ等 ○防・点検指示(教頭) ○点検・防(教頭)	○3階:安全確保指示 (教務) ○情報収集(事務)	※授業中、休み時間、清掃中 ・頭部保護等指示 ・危険物からの移動等指示 ・荒らさかせる等 ○薬品・火気使用時の消火	○給湯・暖房等火元消火・確認 ○初期消火 ○理科薬品等確認 ○昇降口、校庭等で児童安全確保等	※病人、けが人がいる場合 ○向人、けが人の搬送・準備(救護) ○搬送先(市消防支援員) ○向人、けが人がない場合 ○教務所設置準備 ○ガス、火元消火・確認	○「あ・お・たい」の約束で安全確保を等行。 ○情報等を総合的に判断し、適切な避難場所、避難経路等を決定する。		
避難指示 避難誘導 安否確認	○追加情報収集・分析 ○避難指示 ○安否確認指示	○1階:避難命令(教務) ○2階:同(防炎) ※安全確保指示・点検 ○安否確認(教頭)→校長へ	○3階:避難命令(教務) ※安全確保指示と同様 ○非常品目出し・情報収集・対応記録(事務)	○避難誘導 ○講事中の安全確保 ○誘導後→安否確認(点呼2回)→報告	○地域住民等の避難誘導(昇降口等)	○病気・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○校庭等の避難命令等 特に「頭を守り」「お・お・たい」の約束で隣席にない児童に誘導する。 ○口頭等の場合は、当該児童に報告する。		
災害対応 本部設置	災害対策本部設置								
避難場所待機 機・消火・ 応急手当等	○避難場所待機指示 ○連絡指示 ○消火応援指示 ○報告指示	○町救急への報告(教頭) ○避難経路への連絡 ○救護要請等(防災)	○地域住民等世話・全体指示(教務) ○情報収集・記録(事務)	○避難場所待機 ○児童の世話	○火災検索 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○地域住民等の世話	○病気・負傷者応急手当 ○心のケア等	○児童同士が励まし、助け合う。	○教員の指示に従い、児童の座で待機する。	
事後対応	事後対応処置(被害状況把握、避難場所世話、備品等品出し・配付、引き渡し準備、支援要請、保護者・関係機関への連絡・報告等) ※震度5弱以上で原則引き渡し								

荒浜小学校 避難経路図<地震のみ> (2) 登下校時



<地震のみ> (2) 登下校時

本部	校長	総務班 L:教頭, M:防災	教務班 L:主幹, M:事務	図書・図書支援班 L:6年班, M:各学級	点検・消火・検査・応急復旧班 L:業務員	教護班 L:養教, M:町支	出動・帰宅途中 の職員	児童
事前指導	①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」等							
地震	安全確保・点検指示 ○情報収集指示・分析・判断 ※津波警報等の有無 ※液状化の有無 ※火災の有無	○安全確保指示(教頭) ○津波警報等の有無 ○1階:安全確保指示(教頭) ○2階:同(防災)	○3階:安全確保指示(教務) ○情報収集(事務)	※授業中、休み時間、清掃中 ○避難経路等指示 ○危険物からの移動等指示 ○落着かせる等 ○薬品・火気使用時の消火	○給湯・暖房等火元消火・確認 ○初期消火 ○理科用品等確認 ○昇降口、校庭等で児童安全確保等	○病気・負傷者応急手当て ○搬送 ○心のケア等	○状況により登下校中の児童の保護、安全な場所への避難に努む。 ※弱い地震でも津波警報が発令される場合もあるので注意	○「あ・お・た・い」の約束で避難 ○スクールバス:運転手さんの指示に従う。 ※小さい子の防災マニュアルや「避難・安全確認カード」を基本に安全な場所に避難 ※徒歩の場合、防災無線をよく聞く。
避難指示 避難誘導 安全確認	○追加情報収集・分析 ○避難指示 ○安全確認指示	○1階:避難命令(教頭) ○2階:同(防災) ※安全確保指示と同様 ○災害報告(教頭)→校長へ	○3階:避難命令(教務) ○避難経路等指示 ○非常事態発生・情報収集・対応記録(事務)	○避難経路 ○誘導中の安全確保 ○誘導後→安全確認(点呼2回)→報告	○地域住民等の避難誘導(昇降口等)			
災害対策本部設置								
避難場所待機	○避難場所待機指示 ○児童検査指示 ○消火応急指示 ○報告指示 ○安全確認指示 ○被害状況確認指示	○町支への報告(教頭) ○関係機関への連絡 ○保護要請等(防災) ○「安全確認メール」配信	○地域住民等世話・全体指示(教務) ○情報収集・記録(事務)	○避難場所待機 ○児童の世話 ○安全確認 ※電話、メール ※緊急時、避難所訪問 ※引き渡し準備(担任)	○児童検査 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○地域住民等の世話 ○安全確認 ※電話、メール ※通学路点検 ※必要により避難所訪問、スクールバス避難場所(互に公、遠小)へ ※状況により引き渡し	○病気・負傷者応急手当て ○心のケア等	○安全確認や児童の保護状況の報告(本部へ)	○避難場所や避難所等で、大人の大人に救助や学校、家庭への連絡をお願いします。
事後対応処置	事後対応処置(被害状況把握、避難所世話、備品搬出・配付、引き渡し、支援要請、関係機関への連絡・報告、保護者への連絡等)							

荒浜小学校 <地震のみ> (3)校外学習等

※校外学習班のみ被災の場合も

荒浜小学校 (対策本部)					校外学習班 (学年・学級)			※引率3名以上の場合分担任して	
事前指導		本部長 校長	総務班 L:教頭, M:防災	情報収集・発信班 L:教務, M:事務	他の教職員	責任者A	引率者B	児童	
①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」等									
地震 ※教職員は、防災用ベストと帽子着用									
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確保・点検指示 ○情報収集指示・分析・判断 ※津波警報等の有無 ※校庭液状化の有無 ※火災の有無	※放送使用可能時＜放送＞ ○安全確保指示(教頭) ※放送不可時＜ハンドマイク＞ ○安全確保指示(教頭) ○1階:安全確保指示(教頭) ○2階:同(防災)	○3階:安全確保指示(教務) ○情報収集(事務)	※授業中、休み時間、清掃中 ・頭部保護等指示 ・危険物からの移動等指示 ・落ち着かせ等 ○薬品・火気使用時の消火 ○病人、けがりの看護 ○昇降口等で安全確保	○安全確保指示 ○情報収集 ※震源地、規模、警報の有無等 ※被害状況、避難経路確保 ○情報分析・判断 ※避難場所、避難経路等 ○施設職員等との連携等	○「あ・お・たい」等の約束を守り、避難 ○教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動 ○交通機関利用時は、乗務員の指示に従い、安全確保 ○津波警報等の有無確認			
避難指示 避難誘導 安全確認	○更に情報収集・分析 ○避難指示 ○安全確認指示	○1階:避難命令(教頭) ○2階:同(防災) ※安全確保指示と同様 ○安全報告(教頭)⇒校長 ☆校外学習班安全報告⇒校長へ	○3階:避難命令(教務) ※安全確保指示と同様 ○非常物品撤出・情報収集・対応記録(事務)	○避難誘導 ○誘導後⇒安全確認(点呼2回)⇒報告 ○地域住民の誘導 ○教護	○避難誘導指示 ○安全確認 ○第1報報告 ・状況、けがの有無等	○指示に従い、迅速安全に避難 ○教職員不在時、周囲の大人の人へ救助要請や安全な場所へ避難 ○グループ活動時は、事前に決めた連絡先(現地本部)に安否状況を報告	○避難誘導 ○安全確認 ・2回の点呼 ○児童の世話		
災害対策本部設置									
避難場所待機 検索・消火・応急 手当 ☆安否確認・被害 状況確認	○避難場所待機指示 ○児童検索指示 ○消火応援指示 ○報告指示 ☆安否確認指示 ☆被害状況確認指示	○町教委への報告(教頭) ※状況により協議や指示を受ける。 ○保護要請等(防災) ○関係機関への連絡	○地域住民等世話・全体指示(教務) ○情報収集・対応記録(事務)	○避難場所待機 ○児童の世話 ○病人、けがりの看護等 ○地域住民等の世話 ○児童検索、応急処置等 ☆安否確認 ※電話、メール ※家庭訪問、避難所訪問 ※引き渡し準備(担任)	○児童検索 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○救助要請 ☆安否確認 ※電話、メール ○定時連絡 ○関係機関との連携等	○安全な避難場所待機 ○自主研修等の班活動時は、引率責任者への連絡や救助要請 ○状況により119番通報等	○病気・負傷者応急手当 ○心のケア等		
事後対応処置	○事後対応処置(被害状況把握、避難所世話、備蓄品搬出・配付、引き渡し、支援要請、関係機関への連絡・報告、被害状況等の連絡等) ☆校外学習班対応事後処置(被害状況把握、事実記録＜5W1H＞、マスコミ対応、支援体制確立等)								

歯業事務用品等施設学校(4) 小浜坑校への搬入

事業運営者	児童	避難の地域住民等
事前指針 地震 ①「頭を守り」落ちてこない「倒れてこない」「移動してこない」「場所へ、②「押さない」「走らない」「戻らない」等	※地域等で	
地震 ○安全確保指示、命令 ○情報収集（ラジオ、フォン、ウェブ、防災無線等）、分析・判断（津波警報等の有無、負傷者数、けが人数、被害程度、天候、液状化の有無等を総合的に判断し、避難場所等を決定） ○火災発生時は、初期消火 ○児童等の安心感を与え、励ます等	○「あ、お、たいい」の約束で安全確保を行う。 ○各自安全確保を行う。 ○情報を総合的に判断し、適切な避難場所、避難経路等を決定する。	
避難指示 避難誘導 安全確認 安否確認	○「お、お、お、お」の約束で誘導に従い迅速に避難する。 ○けが等の場合は、事業運営者に報告する。	○運営事業者の指示に従い、迅速、冷静に校庭等へ避難する。
災害対策本部設置 避難場所待機 校舎・消火・応急手当 ☆災害時対応マニュアル確認	○児童同士、励まし、助け合う。	○運営責任者の指示に従い、待機時に必要物品の配付、児童の心のケア等も実施（活動協力できる方）
事後対応 児童、避難の地域住民、職員等のけが、負傷等の状況、被害状況等を町教育委員会事務局へ報告 ○児童の打ち切り、再開、帰宅方法等の検討 ○児童等の心のケア等のサポートを行う。	○状況に応じて、事業運営者の求めに応じ協力を行う。	

荒浜小学校＜地震のみ＞(5)在宅時(休日・夜間等)

事前指導	本部長 校長	総務班 L:教頭、M:防災 L:教務、M:事務	情報収集・発信班 L:教務、M:事務	他の教職員	児童・保護者
地震	①「頭を守り」落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ	②「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」等			
地震					
安全確保等	安全確保 ○情報収集・分析・判断 ○安全確認(家族等) ○避難(自身・家族等)等 ☆児童1人の子の場合等は、「よい子の防災マニュアル」や「避難・安全確認カード」を参考に避難				
災害対策本部設置	災害対策本部設置(※自らの安全を確保した上で校務にあたる。) ※「教職員初動マニュアル」に基づき行動する。 ①1号配備(津波警報、震度4以上等⇒校長、教頭、該当教職員) ③3号配備(震度5強以上等⇒全教職員)等				
情報収集 安全確認 待機	○情報収集(警報の有無、震源地、地震規模、震度、津波警報等、被災状況等) ○安全確認メール配信指示 ・児童、教職員の安全確認	○校長からの指示・協議等(教頭) ○安全確認メール配信サブ・電話連絡(防災)	○情報収集(事務・教務) ○安全確認メール配信・電話連絡(教務) ○安全状況報告 ○情報収集(教頭・防災)	○情報収集 ○避難所・避難場所等安全な場所待機 ○安全確認(家族等) ○安全報告 ○安全確認メールで学校へ状況報告	
被害状況確認 安全確認	○施設、通学路等の被害状況確認指示	○施設、通学路等の被害状況確認⇒報告	○警報等解除後、施設、通学路等の被害状況確認⇒報告 ○必要により安全未確認児童の家庭訪問、避難所訪問等を実施	○家族等の安全確認 ○安全確認未報告家庭⇒学校へ安全状況報告	
事後対応処置	○対応について町教育委員会学務課等と協議 ○町校長会等での協議	○校長指示⇒対応連絡等(教頭等) ○関係機関への連絡	○対応の共通理解と指示にもとづく措置	○学校からの連絡⇒対応	

保護者への引き渡し基準(地震・津波を想定)

家庭揭示用

亘理町立荒浜小学校

基本 学校からの連絡⇒携帯へメール配信

※「安否確認メール」を受信⇒必ず、メールで安否情報を返信！

1 学校待機や引き渡しの判断基準

地震	震度	対応等
の	震度5弱以上	学校 ・原則として、保護者へ引き渡す ・保護者が来校するまで、子供たちは学校待機
	保護者	・停電や情報網の遮断により情報が届かない場合があるので、連絡がなくても安全を確保して来校
み	震度4以下	学校 ・状況により、授業継続（通常下校）や授業短縮等を判断
	保護者	・学校から連絡があった場合⇒その内容により対応 ・学校から連絡がない場合⇒通常どおり

津波	警報等	対応等
波	特別警報 (大津波警報)	学校 ・原則として、保護者へ子供たちの引き渡しをせず、学校待機(待機場所は屋上が原則) ・来校した保護者は、解除まで学校待機
	津波警報	保護者 ・警報が解除され、安全が確保された後に保護者へ引き渡す ・警報が解除されるまで、安全な場所で待機
	津波注意報	学校 ・津波の到達予想時間等を考慮して引き渡しを判断（津波注意報でも町から避難指示等がある場合、学校待機）
		保護者 ・学校から連絡があるまで、安全な場所待機

2 留意点等

- (1) 保護者の方の安全が確保できない場合は、来校せず安全確保を優先してください。
- (2) 災害の状況等によっては、上記のとおりにはできない場合もあることを御承知ください。

Ⅲ—5 事後対応＜校内待機(宿泊を含む)＞(1)在校時

[illegible]

Ⅱ-5 事後対応＜校外待機(宿泊を含む)＞(2)校外での待機

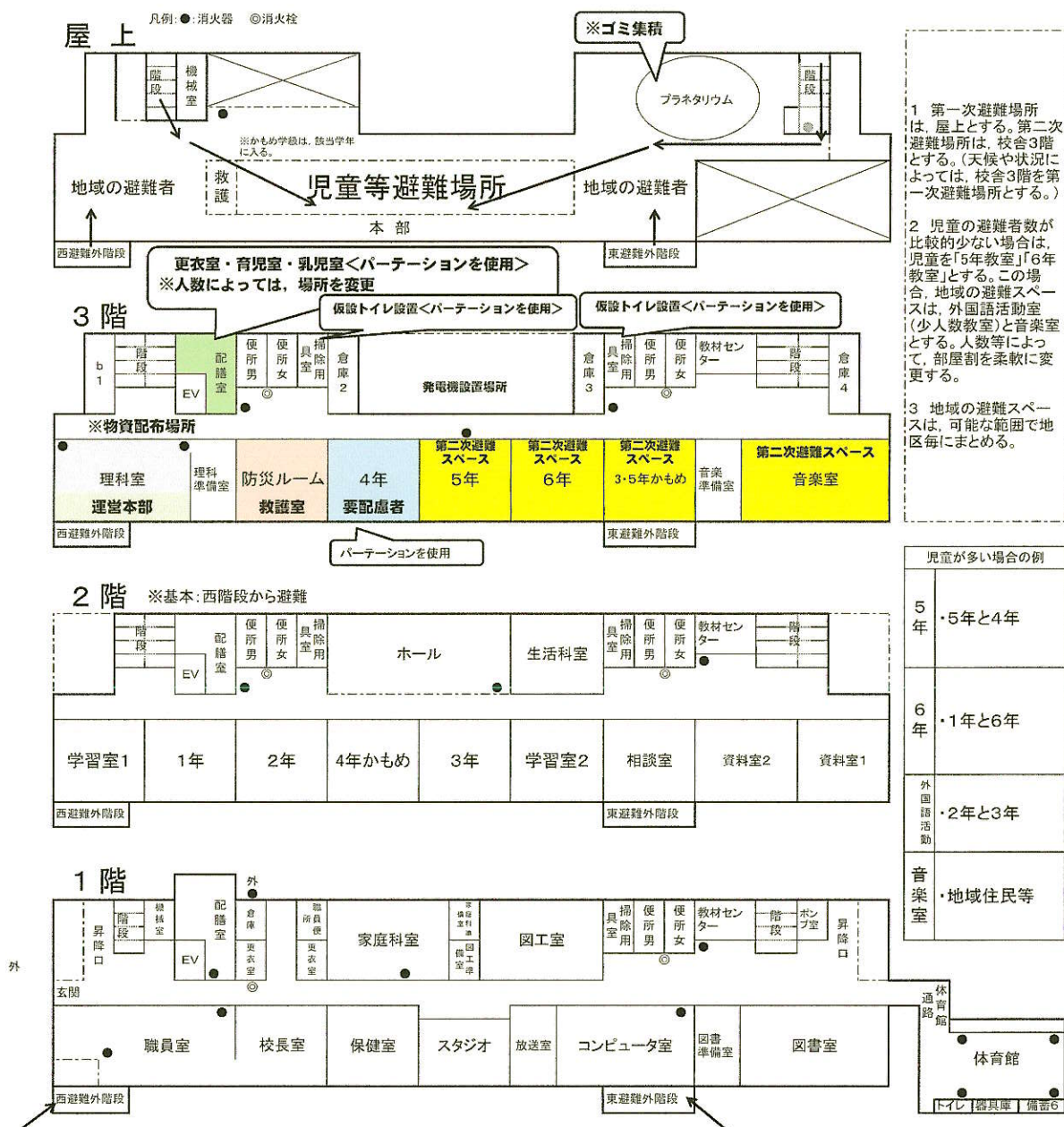
荒瀬小学校(対策本部)								校外学習・修学旅行・合宿班(学年・学級)			
本部長 校長	総務班 L:教頭、M:防災	情報収集・発信班 L:主幹、M:事務	他の教職員	責任者A	引率者B	児童	保護者				
＜事前の保護者や児童への周知事項＞ 1 保護者 ○ 校外活動中の連絡場所、待機場所について事前に確認し、保護者に周知 2 児童 ○ グループ活動時の緊急時の連絡先の周知(現地本部、学校の連絡先等)											
安全点検 情報収集 対応協議	○影響等の情報収集・避難場所周辺の安全確認指示 ○避難誘導委員等との協議等 ○時刻管理係等 ○対応後事後評価 ○決定事項指示	○運動部員等に対する協議 ※待機場所、保護者への連絡、児童の移動等	○連絡委員会での対応協議 ○情報収集・対応記録(事務)	○必要により荒小在校児等の世話、心のケア	○安全確保指示 ○事故発生時、本署と対応協議 必要 ○児童の応答 ○児童の心のケア ○消防指所担当官部、関係機関との連携	○安全確保 ○児童の応答 ○児童の心のケア ○負傷者等の看護	○児童同士が動揺しながら、助け合う。				
対応指示 引き渡し準備	○通知情報分析、対応判断 ○対応協議 ○対応後事後評価 ②教頭と理地本部(校長)等	○対応指示等 ○関係機関への連絡 ①校長と理地本部の指示 ○必要により現地へ	○メール配信や電話連絡(教務) ○情報収集・対応記録(事務)	○即時対応合せ ※本署連係 ○必要により現地へ	○打合せ ○児童への説明 ○待機準備	○現地情報の説明を聞く。	○メール受信 ※待機状況把握				
現地待機 誘導指示	○待機状況把握 ○応急対応指示 ○応急対応指示(救護士と)	○待機情報把握 ○時刻報告への報告	○必要により、本校での全体指示(教務)	○必要により現地へ ○必要により学級児童への説明等	○即時待機状況把握 ○荒小対策本部へ要請連絡	○児童の世話 ○児童の心のケア	○指示に従い、現地で待機する。	○学校からの連絡まで自宅待機			
事後対応処置(対応記録整理、待機解除後→①現地での引き渡し、②引き渡し場所(荒小等)への移動→引き渡し、児童・保護者への連絡<明日以降の対応等>、負傷者等の搬送医療機関訪問等)											

終下第一 6—III

凡例 L:リーダー, M:メンバー

本部 長 校長	総務班 L: 教頭, M: 防災	搬出・情報・避難所支援班 L: 主幹, M: 事務	誘導・引き連し班 L: 6年担, M: 各学担	点検・消火・検査・応急復旧班 L: 業務員	救護班 L: 養教, M: 町支	児童	保護者
1 一斉下校手段 (1) 徒歩⇒地区別一斉下校(○基本:教職員の引率のもと、あらかじめ決めた場所まで) (2) 町バス(さざんか号)⇒<図工室を基本に> (3) 送迎⇒保護者来校時まで待機<例: 1 年教室で待機> 2 一斉下校前に通学路の安全確認を実施 (①南西: 鳥屋崎方面(主幹), ②南東: 港町方面(主幹), ③北: 本郷方面(防災主任)) 3 児童数や状況等を考慮し、担当場所の調整も 4 職員は、緊急用帽子、ベストを着用し、事故等の防止に努める。							
安全点検 情報収集 対応協議	○校長、教頭、安全協議等 ○分担任等の調整(安全)	○校長、教頭、安全協議等 ○情報収集・対応記録(事務)	○児童の世話 ※教室等で静かに待機する。	○指示を受け、通学路の安全確認⇒報告 ①鳥屋崎方面(上主) ②港町方面(上主) ③本郷方面(教務) ※実施後、携帯等で報告	○病気・負傷者手当 ※負傷者等無の場合は、分担任箇所の点検	○指示に従い、静かに待機する。	
対応指示 対応報告 一斉下校準備	○追加情報分析・対応判断 ○対応指示	○打合せ等での共通理解 ○メール配信(教務) ⇒誘導世話 ○対応記録(事務)	分担任 * 地区担当による ①本部(校長、教頭、防災) ②メール⇒児童(教頭)※状況によりメールは教務。 ③お迎え(1年担、図書支) ④鳥屋崎(6年担) ⑤箱根田西(3年担) ⑥箱根田東(5年担) ⑦あぶくま(2年かもめ担) ⑧港町(4年担) ⑨バス(業務員) ⑩その他 ア 人数の多い地区(特別支援員) イ 体調不良者等(養教) ウ 職員室(事務)	○病気・負傷者手当 ○心のケア等 ○必要により、救急車を要請	○下校手段毎に指示された教室や校庭等に移動する。	○メールの受信	
一斉下校 誘導 終了報告	○下校状況把握 ○一斉下校終了報告指示 ○必要により事後の対応協議(町教委と)	○下校状況把握 ○下校終了報告校長担当⇒教頭⇒校長 ○町教委への報告(教頭)	○集団下校開始 ○終了報告⇒教頭	○分担任作業開始 ○終了報告⇒教頭	○病気・負傷者応急手当 ○心のケア等 ○病気・負傷者等児童保護者への説明等	○指示に従い、それぞれの下校手段により安全に気を付けて帰宅する。	○可能な場合は、送迎や集団下校終点等で待機
事後 対応処置	事後対応処置(対応記録整理、必要により保護者への連絡<明日以降の対応等>、負傷者等の搬送医療機関訪問等)						

Ⅱ-7 緊急一時避難場所設置・運営支援<地震⇒津波>



児童が多い場合の例	
5年	・5年と4年
6年	・1年と6年
外国語活動	・2年と3年
音楽室	・地域住民等

凡例 L: リーダー, M: メンバー

	本部長 校長	総務班 L: 教頭, M: 防災	搬出・情報・避難所支援班 L: 主幹, M: 事務	誘導・引き渡し班 L: 6年班, M: 各学担	点検・消火・検査・応急復旧班 L: 業務員	救護班 L: 養教, M: 町支	児童	避難の 地域住民等
地震・津波								
地震等発生								
安全点検 情報収集 対応協議	○情報等の情報収集・校内避難場所の安全確認指示 ○町支等委員等との協議等 ○校内待機指示 ○決定事項指示	○校長、教頭、安全、教務等で今後の対応協議 ※校内待機	○校長、教頭、安全、教務等で今後の対応協議 ○児童の世話 ○心のケア等	○校内安全点検 ※必要箇所 ○応急処置 ○地域住民等の世話 ※名簿作成を依頼	○病気・負傷者手当 ○心のケア等	○児童同士が励まし、助け合いながら待機する。	○指示があるまで指定避難場所待機 ○名簿に氏名、年齢、地区名等を記入	
対応指示 待機準備	○追加情報分析・対応判断 ○対応指示 ○校長⇒教頭・防災・教務⇒学担、地域住民等 ○校長⇒学年部主任⇒学担、地域住民等	○対応指示等 ○地域住民等への説明(教頭・安全) ○町支等への報告(教務) ○児童館等関係機関への連絡	○対応指示等(学年部主任) ○児童への説明 ※状況により部屋毎等で ○校内待機準備 ※備前品の配付準備(食料、水等)等	○校内待機準備 ※備前品の配付準備(食料、水等) ○地域住民等の世話 ※可能な場合、妊婦、障害者等災害弱者・要援護者を指定の教室等に誘導	○病気・負傷者手当 ○心のケア等	○校内待機の説明を聞く。	○校内待機の説明を聞く。 ○避難場所待機への協力 ※備前品配付、トイレ用水確保等 ○可能な場合、妊婦、障害者等災害弱者・要援護者は指定の教室等に移動	
校内待機 誘導指示	○校内待機状況把握 ○状況報告等・対応協議(町支等へ)	○校内待機状況把握 ○校内待機状況報告・各教室担当⇒校長 ○町支等への報告(教務) ○地域住民等世話 ※避難者の中から要援護者等を選出するよう促す。	○地域住民等世話・全体指示(教務) ○対応記録整理(事務)	○待機児童の世話 ※トイレ、食料、水、毛布等 ※心のケア	○地域住民等の世話 ※トイレ、食料、水、毛布等 ※感染症避難者の別室搬送 ○備前品の搬出・配付等	○病気・負傷者手当 ○心のケア等 ○病気・負傷	○指示に従い校内待機をする。	○3階等への移動が可能な場合は、地区毎等の指定の教室等へ移動 ○避難者の中から運営役員等を選出し、運営にあたる。
避難場所 支援	1 避難場所支援・設置の流れ (1)避難者明瞭の作成・管理⇒(2)避難者への留意事項等の周知⇒(3)避難者の協力を得て、避難場所運営等の実施<避難場所自主運営組織の立ち上げ>⇒(4)町支対策本部との連絡⇒(5)各種情報・提供⇒(6)要援護・要援護者への対応⇒(7)避難者の相談(心のケア)対応							
	2 留意点 (1)生活のルール(起床、就寝、喫煙等)や自主的に避難場所運営をすることを周知する。 (2)災害に関する情報、避難場所に関する情報の提供(掲示板、放送等) (3)避難者への対応は、冷静さを保つよう心がける。							

平成28年度 一時避難場所開設体験をしてみよう！

< 亶理町立荒浜小学校 >

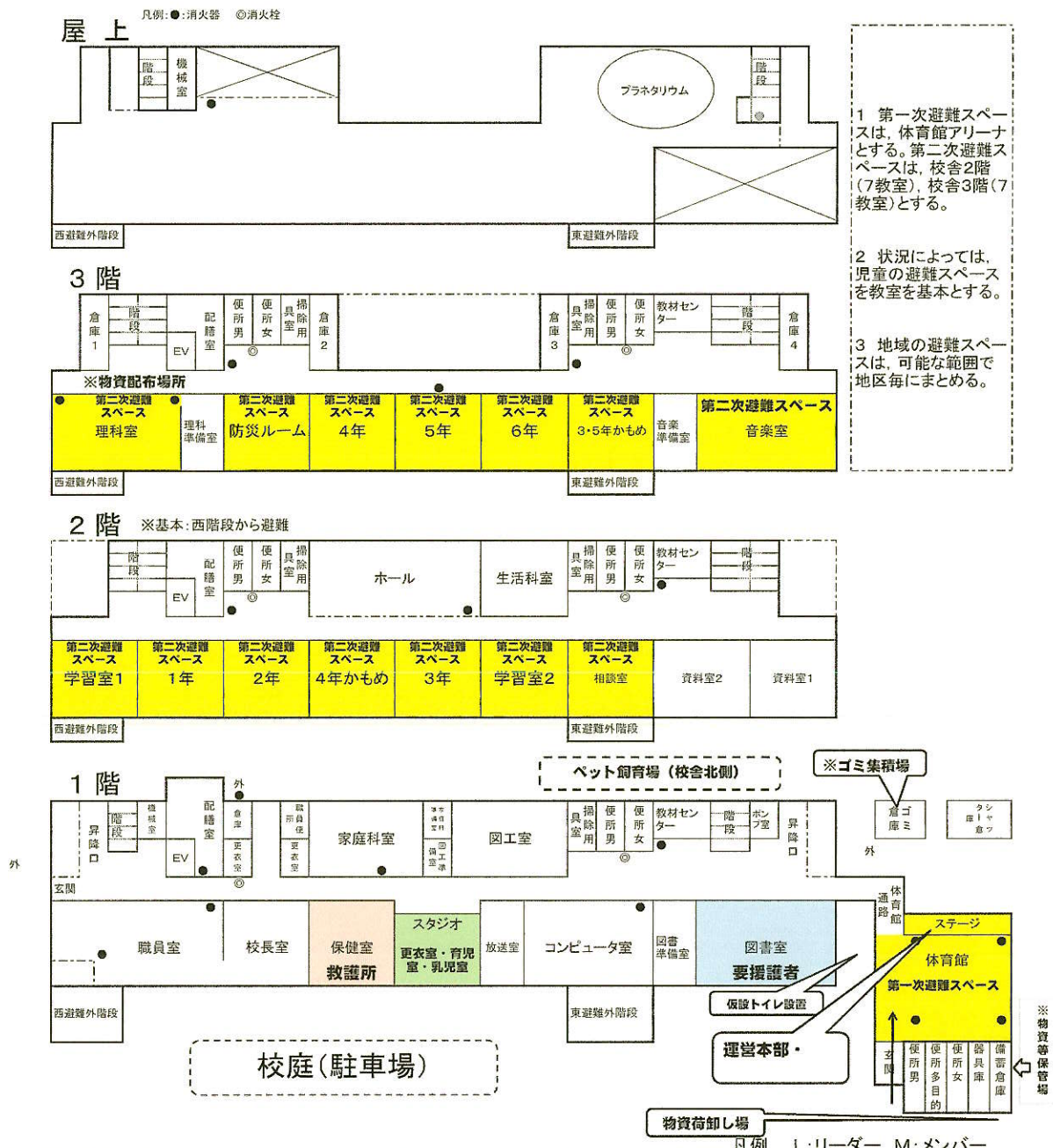
時刻	代表・副代表<本部>	総務班	保健衛生班	食料物資班
10:40	1 校庭の南側に集合する。(4年：東、6年：西)⇒2 教師(防災担当)の合図があったら、東西の避難外階段から屋上へ避難する。(4年生：東外階段、6年生：西外階段)⇒3 屋上で地区や施設ごとに並び。 ※事前に避難外階段の鍵開錠(教務)	4 地区や施設ごとに整理 5 本部の指示を受けて冷静に待機 ※今回の体験では、救命胴衣を配付・着用しない。 ・今回の待機場所への配付物と数量は、①ブルーシート1、②マット3、③防寒シート5、④ライット2とする。 ・実際の場合は、②、③や、毛布、救命胴衣等は人数分を基準に配付 ・トイレ⇒ライット各2、消毒液各1	4 地区や施設ごとに整理 5 本部の指示を受けて冷静に待機	4 地区や施設ごとに整理 5 本部の指示を受けて冷静に待機
	4 屋上本部設置(地区や施設ごとに整理させ座らせる。) 5 西階段屋上の扉を開錠し、開設ボックス(代表者「※以下：代」、副A)、長椅子5台(副B・C)<屋上救護所や南側へ設置>を搬出⇒①表示<貼付>、②ラジオ(代)<情報収集>、③ハンドマイク(代)<指示>、④責任者腕章(代)、⑤ベスト<代・副着用、班毎に置く>、⑥配給用紙、筆記用具を出す。(副)⑥ヘルメットを出す。⇒副C：ヘルメットを被り、防災用から移動系無線2ヶ・非常用電話表搬出	6 本部の指示を受けて、地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女、②負傷者・病人別)⇒本部へ報告 7 ①班活動協力者の募集、②ベスト着用、③班毎整理 8 本部の指示を受けて、町災対へ第1報を入れる。⇒報告したことを本部へ 9 指示、説明を聞く	6 本部の指示を受けて、地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女、②負傷者・病人別)⇒本部へ報告 7 ①班活動協力者の募集、②ベスト着用、③班毎整理 8 本部の指示を受けて、地区負傷者、病人の看護(椅子には、要配慮者(負傷者、病人等)を優先に座らせる。) 9 指示、説明を聞く	6 本部の指示を受けて、地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女、②負傷者・病人別)⇒本部へ報告 7 ①班活動協力者の募集、②ベスト着用、③班毎整理 8 本部の指示を受けて、避難場所の安全確認(ヘルメットの着用)⇒本部へ報告 9 指示、説明を聞く
	6 ①地区等ごとの男女別避難者数・負傷者・病人の確認指示⇒②負傷者、病人の移動指示、避難者数の集計⇒③ラジオでの情報収集、※避難者名簿の作成は、悪天候の場合は、待機部屋で記入 7 ①班活動協力者の募集(代)、②ベスト配付(副A・B)、③班毎整理指示(代) 8 ①安全確保の指示⇒避難者数、安全確認の報告を受け、本部<町災対>地区ごとの待機場所の決定、③町災対対策本部<町災対>への第1報の指示、④待機場所の表示指示(1副)が実施 9 避難者へ避難場所、状況の説明(代) ①地区別表示場所へ、②移動・避難場所設置等、③待機者の移動の説明 10 A:移動・避難場所設置指示(救護所、要配慮者用、本部も含む)・発電機、掲示板、手洗い消毒液、トイレの設置、防寒シート⇒B:待機者の移動指(理科室前廊下へ)指示⇒C:終了後、本部設置(理科室) ※手順指示☆①机・椅子搬出、②ブルーシート設置、③マット設置の順 ※早く終了したところは、他を手伝うことを話す。	10 移動し、避難場所設置(☆①机、椅子搬出、②ブルーシート設置、③マット設置)⇒終了後、本部へ報告 ※救命ボードは、理科室前へ移動 ※班は、東側階段から移動。待機者は、西側階段から理科室前廊下に移る ※音楽室、外国語活動室の設置担当 11 発電機、掲示板の設置⇒終了後報告 12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学 13 教師の指示を受けて、各担当場所の片付け指示	10 移動し、救護所、要配慮者用避難場所設置(☆同様)⇒終了後、本部へ報告 ・要配慮者の世話 ※救命ボードは、理科室前へ移動 ※班は、東側階段から移動。待機者は、西側階段から理科室前廊下に移る ※防災ルーム、5年教室の設置担当 11 トイレブースへのゴミ袋設置、トイレ表示貼付、(簡易トイレ設置)、手洗い消毒液設置⇒終了後報告 12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学 13 各担当場所の片付け	10 移動し、避難場所設置(☆同様)⇒終了後、本部へ報告 ※班は、東側階段から移動。待機者は、西側階段から理科室前廊下に移る ※6年教室、かもめ教室設置担当 11 防寒シート、ライト等配付⇒終了後報告 ※毛布、水、食料等は、今回は配付しない。 12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学 13 各担当場所の片付け
11:30頃	12 教師の指示を受けて、①一時避難場所開設準備終了の周知⇒②各担当設置物等の見学指示	12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学	12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学	12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学
11:40頃	13 教師の指示を受けて、各担当場所の片付け指示	13 各担当場所の片付け	13 各担当場所の片付け	13 各担当場所の片付け
12:00頃	14 4・6年⇒各教室で活動の振り返り、5年⇒5年教室の机、椅子を教室へ移動後、4校時の授業 ※避難外階段の施錠(教務)	14 4・6年⇒各教室で活動の振り返り、5年⇒5年教室の机、椅子を教室へ移動後、4校時の授業 ※避難外階段の施錠(教務)		

平成28年度 一時避難場所開設体験をしてみよう！：悪天候版

<亘理町立荒浜小学校>

時刻	代表・副代表<本部>	総務班	保健衛生班	食料物資班
10:40	1 各昇降口前廊下に集合する。(4年：東昇降口前廊下、6年：西昇降口前廊下)⇒2 教師(防災担当)の合図があったら、東西校舎内階段から音楽室へ避難する。⇒3 音楽室で地区や施設ごとに並ぶ。			
	4 音楽室本部設置(地区や施設ごとに整列させ座らせる。)(代表者「※以下：代」)	4 地区や施設ごとに整列	4 地区や施設ごとに整列	4 地区や施設ごとに整列
	5 開設ボックスを3階廊下へ搬出(副A・B)、台車を3階廊下へ搬出・移動(無線2ヶを携帯(副C)音楽室へ、①表示<貼付>、②ラジオ(代)<情報収集>、③ハンドマイク(代)<指示>、④責任者腕章(代)、⑤ベスト<代・副着用、班毎に置く>、⑤記録用紙、筆記用具を出す。(副)⑥ヘルメットを出す。⇒副C：ヘルメットを被り、防災Rから移動系無線2ヶ・非常用電話帳搬出	5 本部の指示を受けて冷静に待機	5 本部の指示を受けて冷静に待機	5 本部の指示を受けて冷静に待機
	6 ①地区等ごとの男女別避難者数・負傷者・病者の確認指示⇒②負傷者、病者の移動指示、避難者数の集計⇒③ラジオでの情報収集、※避難者名簿の作成は、悪天候の場合は、待機部屋で記入	6 本部の指示を受けて、地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女、②負傷者・病者)⇒本部へ報告	6 本部の指示を受けて、地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女、②負傷者・病者)⇒本部へ報告	6 本部の指示を受けて、地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女、②負傷者・病者)⇒本部へ報告
	7 ①班活動協力者の募集(代)、②ベスト配付(副A・B)、③班毎整列指示(代)	7 ①班活動協力者の募集、②ベスト着用、③班毎整列	7 ①班活動協力者の募集、②ベスト着用、③班毎整列	7 ①班活動協力者の募集、②ベスト着用、③班毎整列
	8 ①安全確保の指示⇒避難者数、安全確認の報告を受け、避難場所(地区ごとの待機場所)の決定、③町災害対策本部<町災対>への第1報の指示、④待機場所の表示指示(「副」が実施)	8 本部の指示を受けて、町災対へ第1報を入れる。⇒報告したことを本部へ	8 本部の指示を受けて、地区負傷者、病者の看護(椅子には、要配慮者(負傷者、病者等)を優先に座らせる。)	8 本部の指示を受けて、避難場所の安全確認(ヘルメットの着用)⇒本部へ報告
	9 避難者へ避難場所、状況の説明(代)①地区別表示場所へ、②移動・避難場所設置等、③待機者の移動の説明	9 指示、説明を聞く	9 指示、説明を聞く	9 指示、説明を聞く
	10 A:移動・避難場所設置指示(救護所、要配慮者用、本部も含む)・発電機、掲示板、手洗い消毒液、トイレの設置、防災シート指示⇒B:待機者の移動指(理科室前廊下へ)指示⇒C:終了後、本部設置(理科室)※手順指示☆①机・椅子搬出、②ブルーシート設置、③マット設置の順※早く終了したところは、他を手伝うことを話す。	10 移動し、避難場所設置(☆①机、椅子搬出、②ブルーシート設置、③マット設置)⇒終了後、本部へ報告※班は、東側階段から移動。待機者は、西側階段から理科室前廊下へ移動※音楽室、外国語活動室の設置担当	10 移動し、避難場所設置(☆同様)⇒終了後、本部へ報告※班は、東側階段から移動。待機者は、西側階段から理科室前廊下へ移動※6年教室、かもめ教室設置担当	10 移動し、避難場所設置(☆同様)⇒終了後、本部へ報告※班は、東側階段から移動。待機者は、西側階段から理科室前廊下へ移動※6年教室、かもめ教室設置担当
	11 発電機、掲示板、手洗い消毒液、トイレの設置、防寒シート等配付確認	11 発電機、掲示板の設置⇒終了後報告	11 トイレブースへのゴミ袋設置、トイレ表示貼付、(簡易トイレ設置)、手洗い消毒液設置⇒終了後報告	11 防寒シート、ライト等配付⇒終了後報告 ※毛布、水、食料等は、今回は配付しない。
11:30頃	12 教師の指示を受けて、①一時避難場所開設準備終了の周知⇒②各担当設置物等の見学指示	12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学	12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学	12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学
11:40頃	13 教師の指示を受けて、各担当場所の片付け指示	13 各担当場所の片付け	13 各担当場所の片付け	13 各担当場所の片付け
12:00頃	14 4・6年⇒各教室で活動の振り返り、5年⇒5年教室の机、椅子を教室へ移動後、4校時の授業※避難外階段の施錠(教務)	14 4・6年⇒各教室で活動の振り返り、5年⇒5年教室の机、椅子を教室へ移動後、4校時の授業		

Ⅱ-8 避難所設置・運営支援＜地震のみ＞

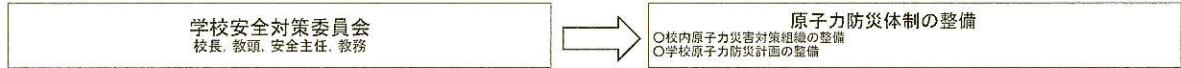
[illegible]

Ⅱ-9 学校再開に向けた対応

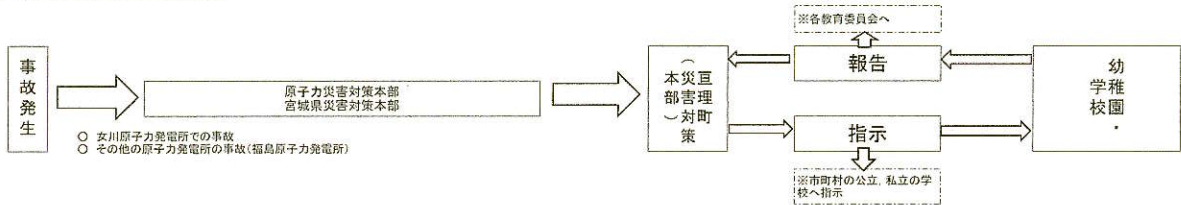
	対 応	具体的な内容等
1	◎ 児童、教職員の被害状況の確認 1 児童等の安否と所在場所の確認 2 教職員の安否確認	◎ 教職員は、速やかに家庭訪問、避難所訪問等をし、児童等の被害状況を確認する。 (避難先、連絡方法、健康状態等)
2	◎ 家庭・保護者の被災状況の確認 1 保護者の安否と所在場所の確認	◎ 地域、PTAと連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。
3	◎ 学校施設・設備等の点検 1 建物の構造部材、副構造部材の点検と補修 2 ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況 3 危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検 4 仮設校舎の建設要請 5 校舎内外の清掃・消毒 6 移転先での学校再開の準備	1 災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、専門家(応急危険度判定士等)の点検を受けて決定する。 2 ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。 3 理科室等の危険薬品、灯油保管場所等を確認する。 4 校舎内へ浸水があった場合は、清掃、消毒を実施する。
4	◎ 通学方法の確認と通学路の安全点検 1 危険箇所の点検と補修箇所の報告 2 公共交通機関(さざんか号)の運行状況の確認	1 通学路の安全を確認し、危険箇所について関係機関へ連絡する。 2 公共交通機関(さざんか号)の再開の目的を確認する。
5	◎ 教育環境の整備 1 授業形態の工夫と教職員の配置 2 教科書、学用品等の損失状況の確認と発注 3 支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携) 4 文部科学省ポータルサイトの活用(支援物資) 5 心のケア(スクールカウンセラーとの連携) 6 マスコミ、外部ボランティア団体等の対応	1 当面の授業形態(午前授業、短縮授業等)と学習プログラムを検討する。 2 教科書、学用品の滅失棄損状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。 3 スクールカウンセラーを派遣するなど心のケア対策を講じる。 4 マスコミ対応、ボランティア団体の受け入れの対応は、校長及び教頭が行う。
6	◎ 避難場所(避難所)との共存 1 避難場所(避難所)運営組織と協議 2 立入制限区域の明示	◎ 学校施設が定期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限区域を明示することや、お互いの生活のルールを確認する。
7	◎ 給食業務の再開 1 施設、設備の安全点検 2 巨野町教育委員会等との調整	◎ 給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。 (簡易給食の手配、栄養のバランス等)

Ⅲ-1 原子力災害時の対応

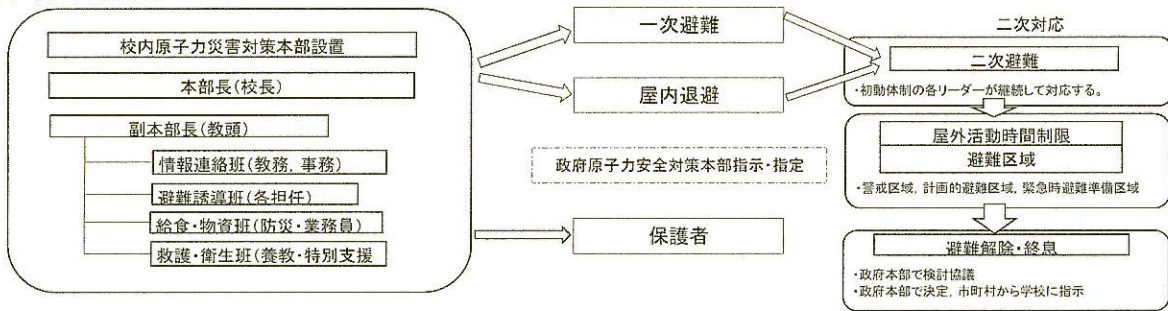
(1) 防災体制の整備



(2) 事故発生時の対応(指示系統)



(3) 学校での初動体制



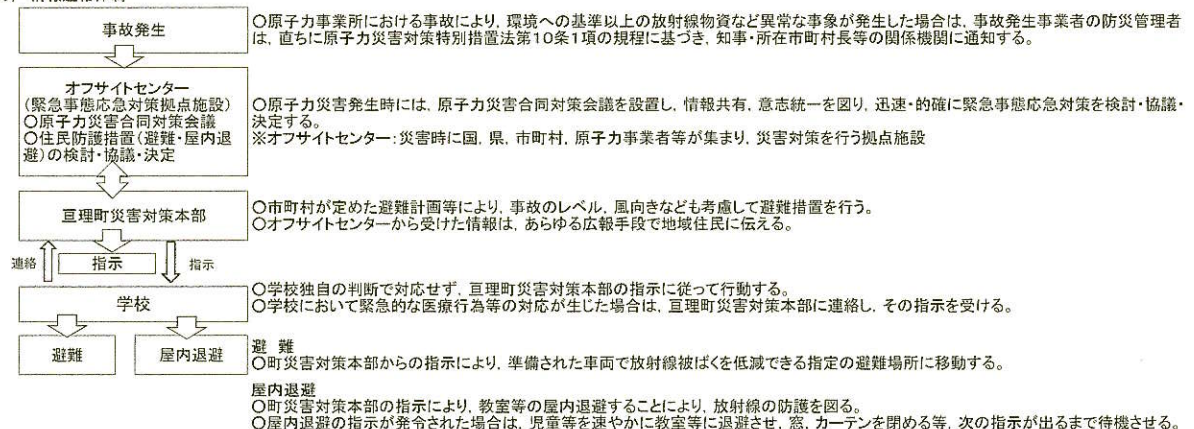
(4) 校内原子力災害対策本部組織の役割

担 当	災害に備えての役割	災害が発生した場合の役割
本部長 (校長)	○全教職員に対して、災害時の対応についての役割分担を明確にする。 ○保護者、地域に対し、災害時の学校対応、避難場所について周知徹底を図る。	○学校原子力災害対策本部を設置する。 ○市町村からの指示に従い、初動体制のもとに各業務にあたるように指示する。 ○互理町教育委員会へ随時状況を報告する。
副本部長 (教頭)	○全教職員に対して、災害に備えた体制整備と共通理解を図る。 ○保護者、地域、マスコミに対して窓口となり、周知を図る。	○本部長を補佐し、教職員が迅速、適切に活動が行えるように連絡調整する。 ○関係機関、報道関係の窓口となる。
情報連絡班 (安全, 事務, 図書支援)	○情報を迅速かつ的確に伝えることができるようにする。(メール配信等) ○情報の入手方法を確認する。(各ホームページ等) ※防災主任: 原子力防災計画等を作成する。	○避難状況等について保護者の問合せに対応する。 ○避難している児童等に必要な情報を提供する。 ※安全主任: 本部長の指示のもと、教職員間、町災害対策本部との連絡調整を行う。
避難誘導班 (各学担任)	屋内退避 ○学校での屋内退避では、待機場所への誘導、指導内容の周知徹底を図る。 避難 ○避難時、互理町が手配した車両に児童等が安全に乗車できるよう誘導、乗降指導の周知徹底を図る。	屋内退避 ○教室内へ速やかに退避させる。(窓、カーテンを閉める、換気扇を止める) ※換気扇: 家庭科室、図工室 避難 ○屋内に退避させた後、指定された避難所等へ退避誘導をする。(手配された車両等により)
給食・物資班 (防災, 業務員)	○物資の保管場所を事前に確認しておく。 ○災害時の物資について常備するものを互理町担当課と確認する。	○互理町対策本部と連携し、必要な物資の確保と適切な配給を行う。
救護・衛生班 (養教・特別支援員)	○救急用品の確保及び救護体制を整備する。	○児童等、教職員に対する的確な救護、応急措置及び健康観察を行う。 ○緊急的に医療行為の必要性が生じた場合は、災害対策本部に連絡し指示を受ける。

(5) 場面に応じた災害への対応(教職員)

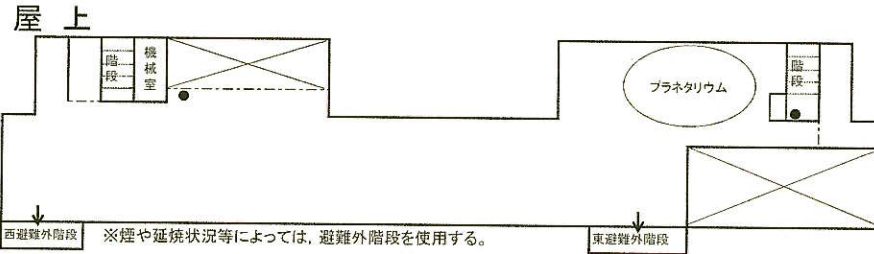
場 面	災 害 対 応 策
授 業 中	○児童等が在学中(授業中・休み時間・放課後)に原子力災害が発生した場合、避難・屋内退避の体制を整備しておく。
登下校中	○防災無線や広報車などの放送等をしっかり聞いて指示に従うように、児童等及び保護者に対し、事前に周知徹底を図っておく。
校外活動中	○原子力施設のある地域での校外学習中の活動時に原子力災害が発生した場合は、施設管理者、市町村災害対策本部の指示に従って、児童等の安全を確保する体制を整えておく。
休業日(夜間・休日)	○自宅にいた場合に災害が発生した場合は、可能な限り避難所へ向かい、児童等の所在を確認する。(教職員の自宅が屋内退避対象区域でない場合)

(6) 情報連絡体制

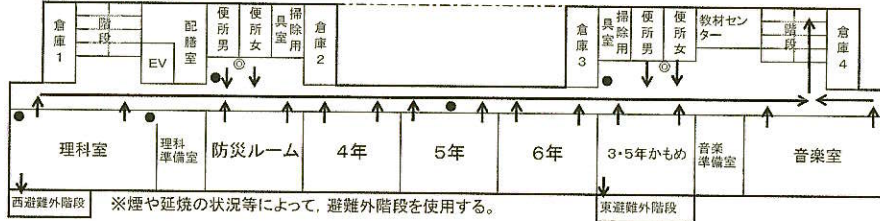


Ⅲ-2 避難経路図(火災)

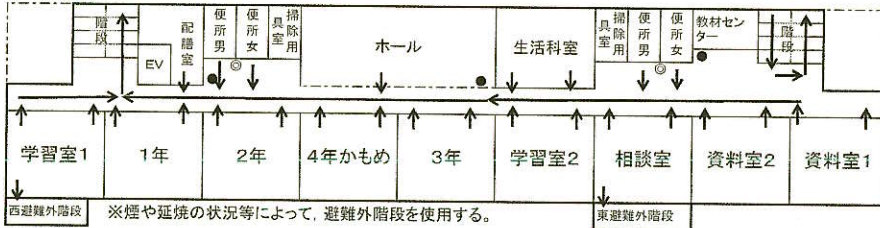
凡例：●：消火器 ◎：消火栓



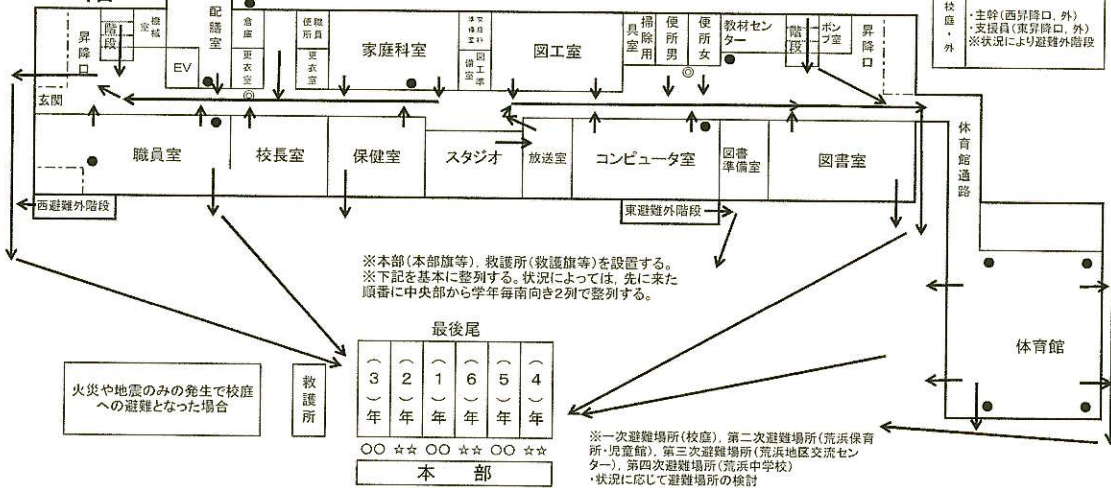
3階 ※基本：東階段から避難



2階 ※基本：西階段から避難



1階



休み時間等の職員配置	
3階	・かもめ(東階段) ・5年担(廊下中央) ・6年担(東階段前) ☆誘導順：先頭かもめ→6年担→5年担→4年担(最終確認も)
2階	・1年担任(西階段前) ・2年担(ホール前) ・かもめ(相談室前) ・3年担(東階段前) ☆誘導順：西先頭1年担→2年担→3年担(最終確認も) 東4年担
1階	・主幹(西昇降口) ・業務員(スタジオ前) ・支援員(図書室・体育館) ・養護教諭(保健室) ☆最終確認：主幹
校庭・外	・主幹(西昇降口、外) ・支援員(東昇降口、外) ※状況により避難外階段

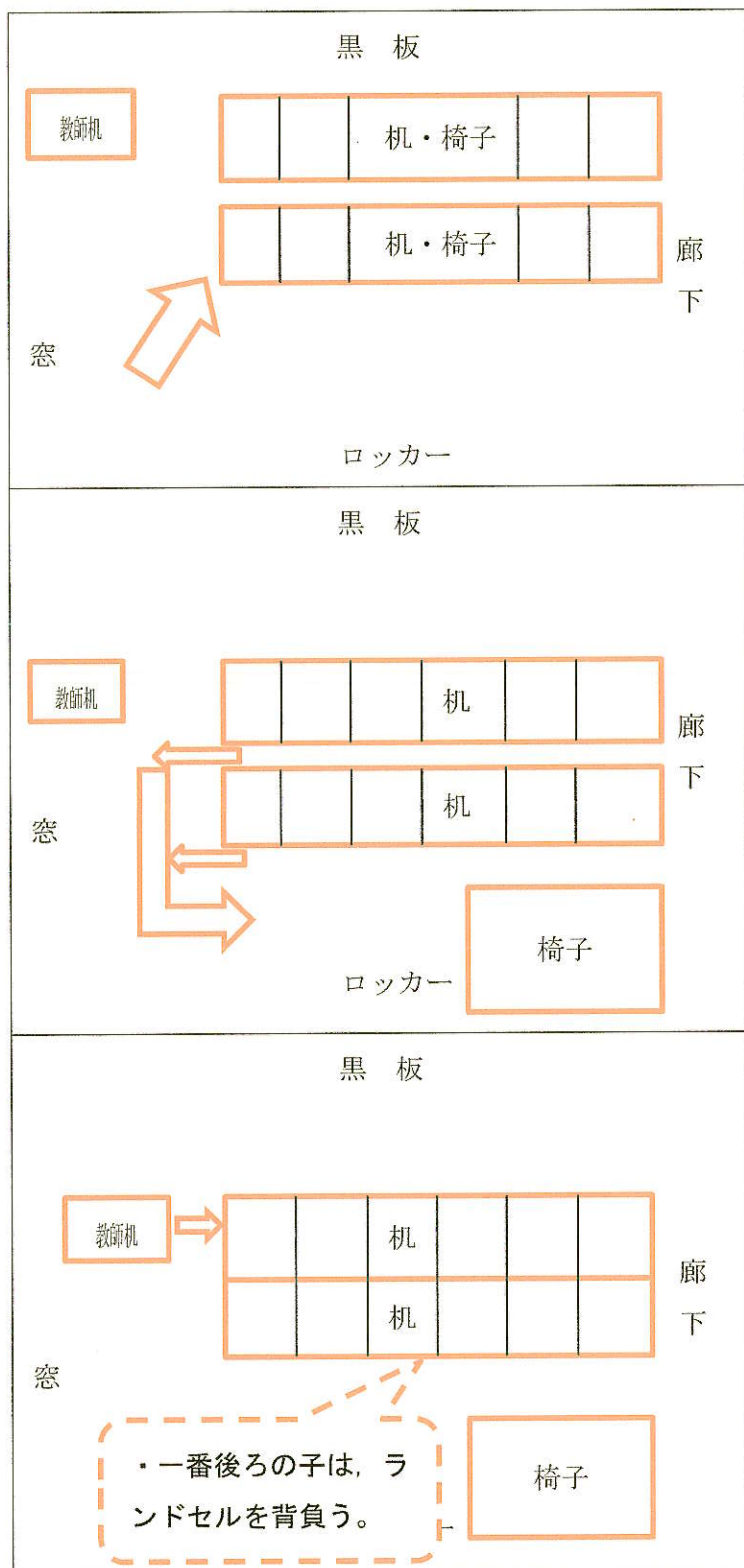
防災マニュアル<火災>

※下記を基本とするが、状況に応じて対応する。

凡例 L:リーダー、M:メンバー

本部 校長	総務班 L:教頭、M:防災	搬出・情報・避難所支援班 L:教務、M:事務	誘導・引き渡し班 L:6年担、M:各学担	点検・消火・検査・応急処置班 L:主主、M:業務員	救護班 L:養教、M:町支
事前指導 ①火災・煙の原因・特性理解、②避難訓練の必要性、命の尊さ、③避難の仕方(「お・は・し・も」の約束、避難方法・経路・場所、火元に近づかない等)					
火災発生					
安全確保 安全点検 情報収集 通報	○情報収集指示 ○安全確保指示 ○避難指示 ○119番通報指示	○安全確保指示(教頭) ※放送使用可能時<放送> ○1階：安全確保指示(教頭) ○2階：同(安全) ※放送使用不可時<ハンドマイク>	※授業中、休み時間、清掃中 ○放送を静かに聞かせる⇒火元、避難経路確認 ○防災頭巾、煙対応指示(ハンカチ)と避難時の安全確保指示	○給湯器ガス元栓の閉め(業務員) ○初期消火(主主) ○避難誘導(業務員) ※状況に応じて場所変更も ○避難誘導<西昇降口>(業務員)	※病人・けが人がいる場合 ○病人、けが人の搬送準備(養教) ○病人、けが人の搬送(町特支) ※病人・けが人がいない場合 ○救護所設置準備物確認
避難指示 避難誘導 安全確認	○情報分析・判断 ○安全確保指示 ○本部設置(本部旗)	○避難命令(教頭・安全) ※安全確保指示と同様 ○本部設置 ○安全報告(教頭)⇒校長へ	○誘導中の安全確保 ○誘導後⇒安全確認(点呼2回)⇒報告	○初期消火(主主) ※必要に応じて放水も ○避難誘導(業務員) ※状況に応じて場所変更も ○避難誘導<西昇降口>(業務員)	○救護所設置(養教・町特支) ○病人、けが人の搬送 ○必要時救急車要請⇒教頭へ
災害対策本部設置					
避難場所待機 検査・消火・応急手当 等	○避難場所待機指示 ○避難場所への報告(教頭) ○町教委への報告指示	○町教委への報告(教頭) ○救護要請等(安全)	○情報収集・記録(事務) ○必要時(救急車)119番通報(事務) ○全体指示(安全・救護)	○避難場所待機 ○児童の世話 ○消火作業応援	○児童検査 ○緊急応急処置等
事後対応処置					
事後対応処置(被害状況把握、避難所世話、備品撤出・配付、引き渡し準備、支援要請、関係機関への連絡・報告等)					

荒浜小学校 竜巻簡易シェルターづくり



ステップ1

○窓の鍵をかけ、扉・カーテンを閉める指示を出す。

- ・窓の鍵をかけ、カーテンを閉じる。
- ・出入り口扉を閉める。
- ・北西側に机・椅子を移動（机の前後の間隔を1人分空ける。）

ステップ2

○防災頭巾の着用と、移動の指示や誘導をする。

- ・防災頭巾をかぶり、黒板側の児童から椅子を移動する。

ステップ3

- ・一番後ろの子だけロッカーにランドセルを取りに行き、背負う。

ステップ4

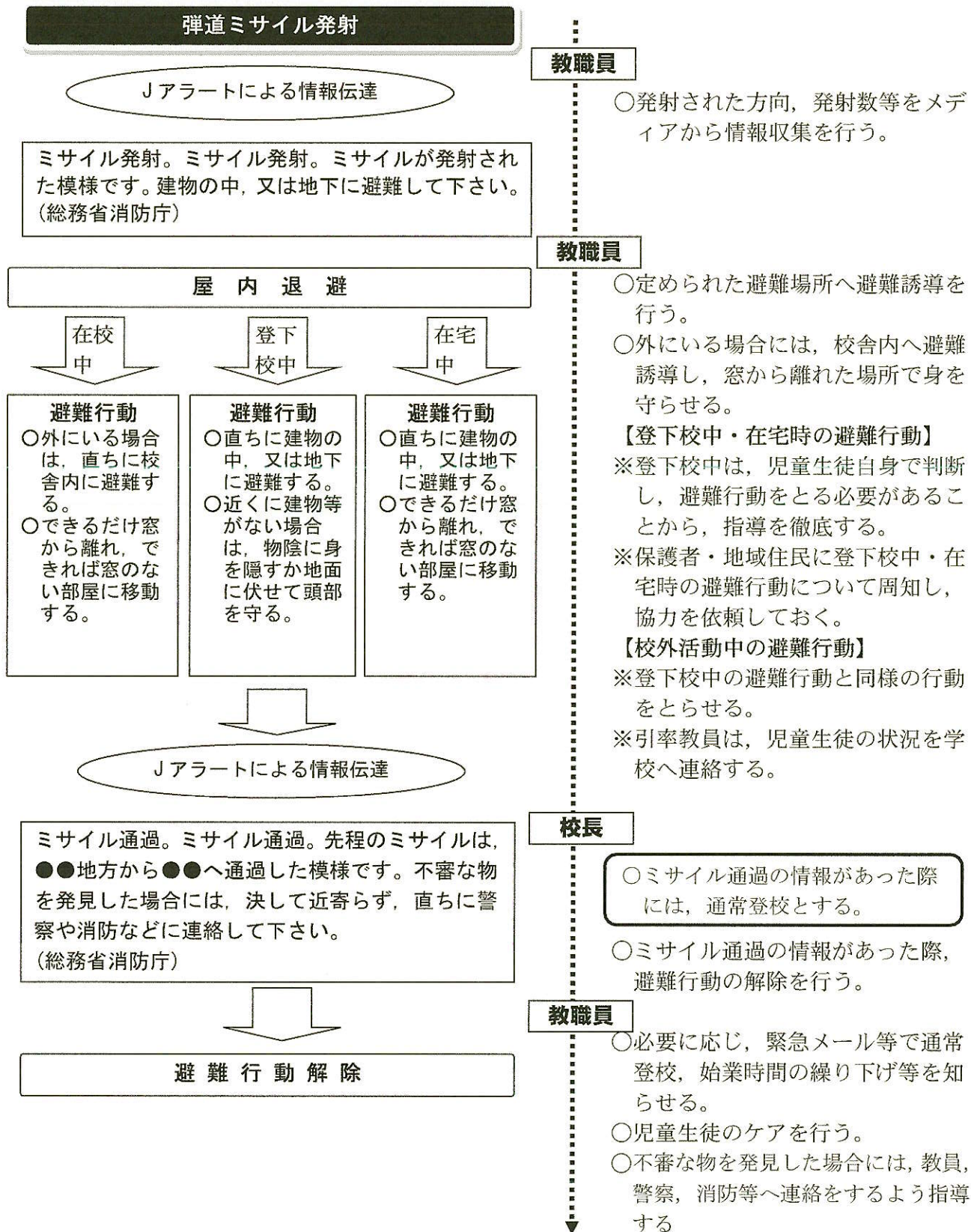
- ・黒板側からシェルターに戻る。
- 1列目から、シェルターに入り、机を順に詰める指示を出す。
- ・黒板側2列目の机を1列目に詰める。3列目以降、同様に行う。
- ・一番後ろの子は、ランドセルを背負ったまま、机の下に入る。
- 教師用の机を移動し、中に入る。



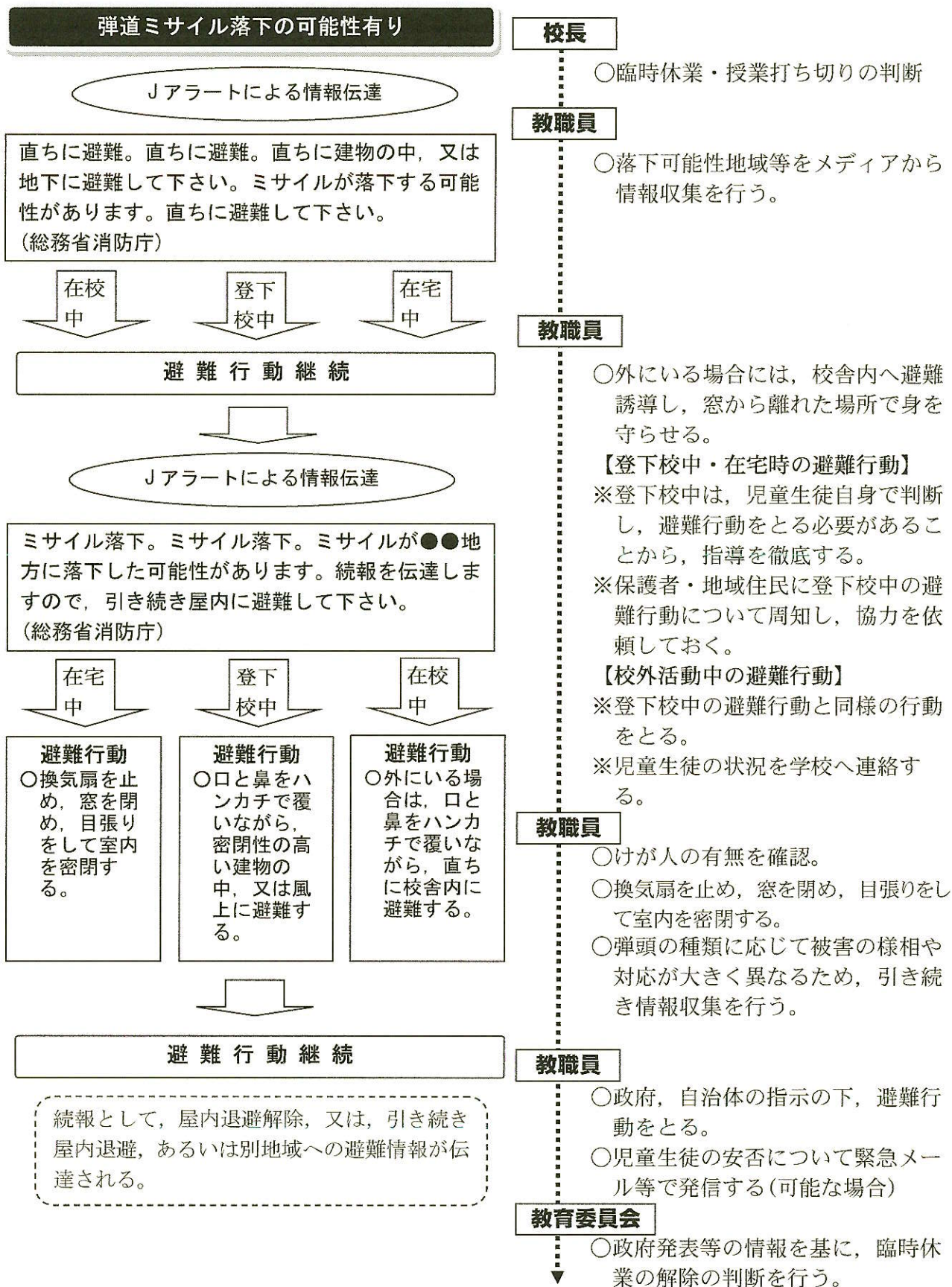
凡例：○は、教職員 ・は、児童

弾道ミサイル発射等に係る対応

(1) 弾道ミサイル発射時の対応 (日本に飛来する可能性のある場合)



(2) 弾道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)



平成29年9月25日
 高 校 教 育 課
 特別支援教育室
 スポーツ健康課

弾道ミサイル発射に係るJアラート等作動時の行動

時間帯		在校中	登下校中	在宅・外出中
判断者		校長が判断	児童生徒等が判断	保護者等が判断
発 射	他地域の方向に発射 (Jアラートは作動しない)	通常通り(情報収集は行う)		
	本県の方向に発射	避難行動 ①		
落 下	日本の領海外に落下	通常生活に戻る		
	日本の領土・領海に落下	避難行動 ②		

避難行動 ①	落下物や爆発に備えた行動例
屋外にいる場合	・近くの建物の中や地下などに避難する。 ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
屋内にいる場合	・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
自動車にいる場合	・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。 ・周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがいない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

※ 在校中に「避難行動①」をとり、Jアラート等の発信情報により、ミサイルが日本の上空を通過したことを確認後、避難行動の解除を校長が行う。

避難行動 ②	放射線等から身を守る行動例
情報収集等	・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。
近くに着弾	屋外 ・口と鼻をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
	屋内 ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※ 在校中に「避難行動②」をとる事態となった場合、避難行動の解除は県教育委員会が行う。

変更点確認版

別紙 1

平成29年9月25日更新版

高 校 教 育 課
特別支援教育室
スポーツ健康課

弾道ミサイル発射に係るJアラート等作動時の行動

時間帯	在校中	登下校中	在宅・外出中
判断者	校長が判断	児童生徒等が判断	保護者等が判断
① 発 射	他地域の ^② 方向に発射 (Jアラートは作動しない)	通常通り(情報収集は行う)	
	本県の方向に発射 ^③	避難行動 ①	
④ 落 下	日本の領海外に落下	通常生活に戻る	
	日本の領土・領海に落下	避難行動 ②	

避難行動 ①	^⑤ 落下物や爆発に備えた行動例
屋外にいる場合	・近くの建物の中や地下などに避難する。 ・近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
屋内にいる場合	・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
自動車にいる場合	・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。 ・周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがいない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

※ 在校中に「避難行動①」をとり、^⑥Jアラート等の発信情報により、ミサイルが日本の上空を通過したことを確認後、避難行動の解除を校長が行う。

避難行動 ②	^⑦ 放射線等から身を守る行動例
情報収集等	・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。
近くに着弾	屋外 ・口と鼻をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
	屋内 ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※ 在校中に「避難行動②」をとる事態となった場合、避難行動の解除は県教育委員会が行う。

始業前における臨時休業の判断基準

平成 29 年 9 月 25 日
高 校 教 育 課
特 別 支 援 教 育 室
ス ポ ー ツ 健 康 課

1 基本的な考え方

臨時休業の取扱いは、基本的には校長の判断によることとされているが、日本の領土・領海内に弾道ミサイルが落下する事態は、極めて異例の状況と考えられることから、臨時休業とするか否かは、校長と県教育委員会の間においてあらかじめ定めておく必要がある。

2 ミサイルの落下地点別の判断基準

- | | | |
|---------------|---|------|
| ○ 日本の上空を通過 | ⇒ | 通常登校 |
| ○ 日本の領土・領海に落下 | ⇒ | 臨時休業 |

3 判断 → 通知 → 解除の流れ

- ① ミサイルが落下した場合は、落下地点別の判断基準に基づき、校長が「通常登校」か「臨時休業」かを判断する。
- ② 次のミサイルのことは考えず、その都度判断する。
- ③ ミサイルが日本の領海外に落下した場合は、県教委から各学校への連絡は特に行わない。
- ④ ミサイルが日本の領土・領海に落下し、「臨時休業」となった場合は、県教委から各学校に確認のための連絡をする。また、マスコミへの連絡は県教委が行う。
- ⑤ 「臨時休業」の解除の判断は、政府発表等の情報をもとに県教委が行い、各学校への通知及びマスコミへの連絡を行う。

始業前における臨時休業の判断基準

平成29年9月25日 更新版

高 校 教 育 課
特 別 支 援 教 育 室
ス ポ ー ツ 健 康 課

1 基本的な考え方

臨時休業の取扱いは、基本的には校長の判断によることとされているが、日本の領土・領海内に弾道ミサイルが落下する事態は、極めて異例の状況と考えられることから、臨時休業とするか否かは、校長と県教育委員会の間においてあらかじめ定めておく必要がある。

2 ミサイルの落下地点別の判断基準

- | | | |
|---------------------------------|---|------|
| ○ 日本の ^① <u>上空を通過</u> | ⇒ | 通常登校 |
| ○ 日本の領土・領海に落下 | ⇒ | 臨時休業 |

3 判断 → 通知 → 解除の流れ

- ① ミサイルが落下した場合は、落下地点別の判断基準に基づき、校長が「通常登校」か「臨時休業」かを判断する。
- ② 次のミサイルのことは考えず、その都度判断する。
- ③ ミサイルが日本の領海外に落下した場合は、県教委から各学校への連絡は特に行わない。
- ④ ミサイルが日本の領土・領海に落下し、「臨時休業」となった場合は、県教委から各学校に確認のための連絡をする。また、マスコミへの連絡は県教委が行う。
- ⑤ 「臨時休業」の解除の判断は、政府発表等の情報をもとに県教委が行い、各学校への通知及びマスコミへの連絡を行う。

弾道ミサイル落下時の行動に関するQ & A

9.25（改訂）

スポーツ健康課

Q 1 特別支援学校では、スクールバスでの登下校が多い。乗車中にJアラート等から緊急情報が発信された場合には、行動例にあるように必ず「バスを止めて、建物の中や地下等に避難しなければならない」のか。

スクールバスの避難行動については、既に一部業者が学校に連絡したケースもありますが、今後早急に県教委とバス会社による確認を行うこととします。

児童生徒の実情によっては、急な避難行動により強い不安を感じたり、ケガをしたりすることもありますので、必ずしもバスから降りず、車内で待機する対応があることについて、事前に保護者と確認しておくことが必要です。

Q 2 修学旅行や校外体験学習時等にJアラート等から緊急情報が発信された場合の避難行動について、どうすればよいのか。

どこにいても、落ち着いて、すばやく避難行動し、正確かつ迅速な情報収集が必要となります。児童生徒には、緊急時の対応の1つとして屋外にいる場合、屋内にいる場合などに分けて事前に指導しておくことが大事です。

Q 3 文部科学省事務連絡（H29.9.8 付け）の別紙にミサイルが着弾した場合の行動例として、屋内にいる場合は換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉するとあるが、必ずこの行動をとらなければならないのか。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なります。まず窓は閉めますが、目張りについては行政からの指示や情報を確認してから行います。

Q 4 学校の始業時間の繰り下げについては、校長が判断して対応してよいのか。

公共交通機関の運休状況等の情報をもとに校長が判断することになります。

Q 5 臨時休業、始業時間の繰り下げ等の報告については、どこにするのか。

自然災害等による報告と同様、高等学校（県立中学校を含む）は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育室に報告してください。

Q 6 日本国内でも、離島など本県から離れた地域にミサイルが落下した場合でも、臨時休業とするのか。

本県から遠く離れた場所にミサイルが落下した場合は、本県にはミサイルによる直接的な被害は生じないものと想定しています。

しかし、日本の領土・領海内にミサイルが打ち込まれる事態となった場合は、日本国全体の問題として非常事態となっていることも想定されることから、臨時休業とすることとしています。

Q 7 日本の領土・領海にミサイルの部品が落下した場合でも、臨時休業とするのか。

Jアラートから、「ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。情報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい」と速報された場合、校長は、機械的に臨時休業の判断をします。

ただし、弾頭の種類等により避難の方法等は大きく異なってくるものと思われます。

Q 8 土曜日に日本の領土内にミサイルが落下した場合には、月曜日の臨時休業を即時に判断し、生徒に連絡するのか。

ミサイル落下の報道等により即時に臨時休業の判断をします。

ただし、月曜日の朝までの間に政府から「安全である」との発表がなされ、県教委から各学校に臨時休業解除の連絡がなされる可能性もあることから、生徒への連絡は次のようになるものと想定しています。

「日本国内にミサイルが落下しました。緊急事態と考えられますので、政府発表等に注意し、安全な行動を継続してください。

予め定めていたとおり、月曜日は臨時休業の予定となりますが、今後、政府から安全との広報があった場合は通常登校となる可能性もあります。その場合は、月曜日の●時（学校によって時刻が異なる可能性がある）までに連絡します。」

変 更 点 確 認 表

別紙 1 弾道ミサイル発射に係るＪアラート作動時の行動

番号	旧	新
①	飛翔中	発射
②	上空を通過	方向に発射
③	上空通過	方向に発射
④	落下後	落下
⑤	できるだけ頑丈な建物や地下など	建物の中や地下など
⑥	ミサイルが日本の領海外に落下した場合	Ｊアラート等の発信情報により、ミサイルが日本の上空を通過したことを確認後
⑦	放射能	放射線

別紙 2 始業前における臨時休業の判断基準

番号	旧	新
①	領海外に落下	上空を通過

理 由

弾道ミサイルが日本の上空を通過した場合には、他に追尾しているミサイルやミサイルから分離した落下物が我が国の領土・領海に落下する可能性が無いことを確認した後、ミサイルが通過した旨の情報を発信することから。

Ⅲ-4 火山災害の対応

(1) 平常時の対応

- ① 噴火警報等火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整えておく。
- ② 防災マップ等を参考に、学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握しておく。
- ③ 火山現象に応じた避難場所や避難経路を確認しておく。
- ④ 異常な現象を発見した場合には、亘理町あるいは気象台等へ連絡する。

(2) 火山活動活発発時の対応

凡例 L:リーダー、M:メンバー

噴火警報		本部 校長	総務班 L: 教頭, M: 防災	搬出・情報・避難所支援班 L: 主幹, M: 事務	誘導・引き渡し班 L: 6年担当, M: 各学担当	点検・消火・検査・応急復旧班 L: 業務員	救護班 L: 養教, M: 町支	児童	保護者
噴火警報発表									
安全点検 安全確保 情報収集 対応協議	安全確保 情報収集 対応協議	○警報等の情報収集・学校周辺の安全確認指示 ○安全確保指示 ○町教委等との協議・報告等	○安全確保放送(教頭) ※基本は、屋内待機	○情報収集・対応記録(事務) ○分担等の調整(主幹)	○児童管理 ※教室等で静かに待機する。	○必要により指示を受け、通学路等の安全確認・風向きによる噴出物の影響→報告 ①鳥の海産科方面(地区担当者) ②JA荒浜支所方面(地区担当者) ③屋上からの観察・報告(主幹)	○病気・負傷者手当て ※負傷者等無の場合、は、分担箇所の点検	○指示に従い、静かに待機する。	
校内災害対策本部設置									
避難勧告									
避難勧告 発令	避難勧告 発令	1 噴火警戒レベル4: 避難準備⇒警戒が必要な居住地域での避難準備等 2 噴火警戒レベル5: 避難⇒危険な居住地域からの避難等 ※噴火警戒レベルを導入していない火山では、「居住地域厳重警戒」として発表							
対応協議 対応報告 対応指示	対応協議 対応報告 対応指示	○対応協議 ※休校、授業短縮、引き渡し、集団下校、翌日の対応等 ○町教委への報告 ○追加情報分析・対応判断 ○対応指示	○対応協議(校長、教頭、防災、事務) ○町教委への報告(教頭) ○打合せ等で対応を指示(教頭) ○必要時や可能な場合、保護者への文書作成(教頭) ○児童クラブ等の関係機関への連絡(教頭・防災)	○対応協議(校長、教頭、防災、主幹、事務) ○打合せ等での共通理解 ○メール配信(教務) ○対応記録(事務)	○打合せ等での共通理解 ○児童への説明	○学校待機や避難指導等の対応	○病気・負傷者手当て ○心のケア等 ○必要により、救急車を要請	○学校待機や避難指示により、教職員により、安全に留意して行動する。	○メールの受信 ○受信内容により対応
対応(二次避難、引き渡し、待機、集団下校等)									
各種対応	各種対応								

Ⅲ-4 火山災害の対応

(3) 噴火発生時の対応(在校時の発生)

- ① 校庭にいる児童は直ちに教室に移動させ、ヘルメット(防災頭巾等)を着用する等、身の安全を確保させる。⇒必要に応じ、火山灰等の吸引を防止するため、マスクなどを着用させる。
- ② 情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握する。
- ③ 亘理町総務課(防災担当)＜災害対策本部＞等の指示に従い、適切な対応を取る。
- ④ 新たに避難勧告が発令された場合には、二次避難場所へ移動するなど迅速な応急対策をとる。
- ⑤ 前兆現象がなく噴火が発生した場合は、前項の対応を至急実施する。

(4) 噴火警報、噴火予報について

宮城県内の活火山(栗駒山、鳴子、蔵王山)は、噴火警戒レベル未導入火山である。噴火警戒レベル未導入火山における噴火警報、噴火予報は以下のとおりである。

名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域または、山麓及びそれより火口側	居住地域または、山麓及びそれより火口側の範囲において厳重に警戒(居住地域厳重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域または山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている。)
	火口周辺警報	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口から少し離れたところまでの火口周辺における警戒(火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口内等	平常	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

Ⅲ-4 火山災害の対応

(5) 噴火に伴う現象

噴 石	噴火に伴って空中に放出される岩石を噴石という。直径数十センチを超える大きな噴石の到達距離は、火口から通常4km程度までであるが、その直撃により死者や建物被害を発生させることがある。 規模の大きな噴火の場合、火山上空の風速によってはこぶし大の噴石が火口から10kmを超える地域まで落下することがある。
火 山 灰	噴火に伴って空中に噴き出される火山灰は風に乘って広い範囲に運ばれ、農作物に被害を与えたり、陸や空の交通に大きな影響を及ぼしたりする。さらに小さな噴石(火山礫)、火山灰が多く積もった地域では、その後の雨によって土石流が発生する恐れがある。
泥流・土石流	火砕流が積もっていた雪を溶かして、泥流を発生させることがある。また、火山灰が堆積しているところに雨が降ると、少ない降水量でも土石流が発生することがある。これらの現象により、山麓にも大きな被害をもたらすことがある。
火 砕 流	火砕流は火山ガス、火山灰、小さな噴石(火山れき)などが一体となって斜面を流れ落ちる現象である。数百℃の高温に加え、速いものでは時速100km以上という高速のため発生してからの避難は難しく、火山現象の中でも最も危険なものの一つである。気体の割合が多い火砕サージを伴うこともある。 1991年に長崎県雲仙普賢岳の噴火で発生した火砕流では、一度に43人が亡くなった。
溶 岩 流	溶けた状態の岩石が地表に流れ出したものが溶岩流である。1000℃前後という高温のため、山林や耕地、建物や道路などすべてを焼き払い、埋め尽くしてしまう。また、冷えて固まった溶岩流は取り除くのが困難で、農地など使えなくなってしまう。 1986年の伊豆大島噴火では、大量の溶岩流が海まで流れ出た。
火山ガス	多くの火山では、火口やそれ以外の山腹や山麓に噴気活動が見られる場合があり、火山ガスが噴出している。火山ガスには、硫化水素、二酸化硫黄などの有害物質が含まれるため、それを吸った人や家畜に被害が出た例もある。2000年、北海道の有珠山噴火では、火山ガスが激しく噴出し、伊豆諸島の三宅島では、今なお、大量の火山ガス放出がある。
山体崩壊	火山噴火やそれに伴う地震・地殻変動が引き金となって、火山の山体の一部が一気に崩れ落ちる現象である。その際に発生する大量の土砂の流れを、岩屑なだれと呼ぶ。岩屑なだれによる山体崩壊は、大規模な地滑りとともに高速の爆風を伴うこともあり、きわめて危険な火山現象である。 磐梯山噴火(1888年)などで発生している。

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル

5



災害発生
又は切迫

新たな避難情報等

さんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

これまでの避難情報等

災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~

4



災害の  
おそれ高い

ひなんしじ

避難指示※2

・避難指示(緊急)  
・避難勧告

3



災害の  
おそれあり

こうれいしゃとうひなん

高齢者等避難※3

避難準備・

高齢者等避難開始

2



気象状況悪化

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

1



今後気象状況  
悪化のおそれ

早期注意情報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。

これからは、

警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、

警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。





ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

■■■ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

#### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

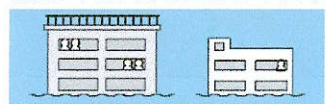
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

#### ② 浸水深より居室は高い

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 3・4階 | 5m～10m未満<br>(3階床上浸水～4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m～5m未満<br>(2階床上～軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m～3m未満<br>(1階床上～軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満<br>(1階床下浸水)          |

#### ③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。



## (2) 緊急地震速報について

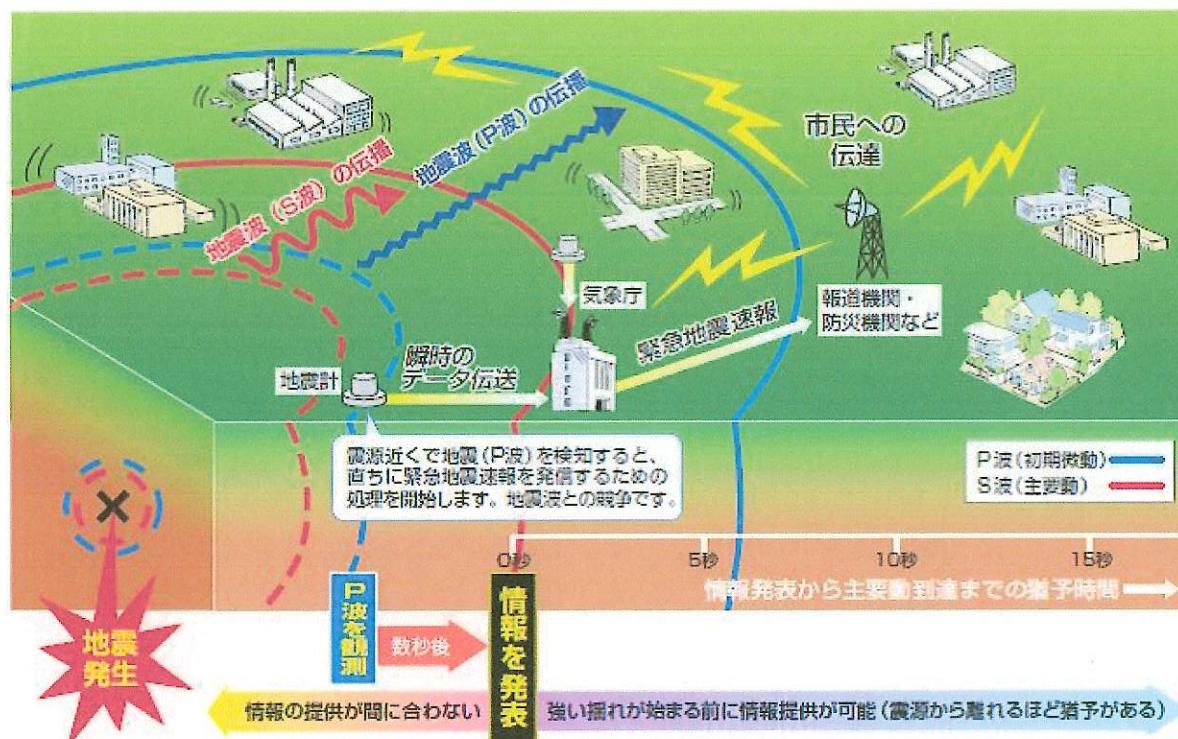
緊急地震速報とは、地震発生直後に地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形から震源、地震の規模（マグニチュード）、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報です。

地震の揺れは震源から波紋のように波（地震波）として伝わっていきます。この地震には、主に2種類あり、最初に秒速約7kmで伝播するP波（初期微動）、続いて秒速約4kmで伝播し、強い揺れをもたらすS波（主要動）が伝わってきます。

緊急地震速報は、日本全国に配置された地震計（気象庁の約200箇所、独立行政法人防災科学技術研究所の約800箇所）の中で、地震の震源に近い地震観測点で得られたP波を分析し、秒単位という短時間に震源、地震の規模および各地の震度を測定し、被害を及ぼすおそれがある主要動が到達する前にお知らせする地震情報です。

緊急地震速報（警報）は、検知した地震波の解析により震度5弱以上の強い揺れが推定された場合に発表し、その内容は震度4以上の揺れが推定された地域名です。発表はテレビ・ラジオを通じて行いますが、このほか電話回線、衛星通信等の様々伝達手段を利用して行います。緊急地震速報は活用して主要動が到達する前に身の安全を図り、あるいは企業の事業継続等のための適切な対策をとることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が期待されます。

ただし、緊急地震速報には、①震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない、②予測する震度は±1段階程度の誤差を含んでいる、③警報を速いタイミングで発表できない場合があるなどの限界があります。緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界などを理解しておくと同時に、日頃から短時間に退避行動が行うことができるように訓練をしておく必要があります。



(気象庁ホームページ資料から)



### (3) 災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害が発生した場合には、安否確認、問い合わせ等の電話が殺到することで、電話回線が混乱し、つながりにくい状況になります。

災害用伝言ダイヤルは、被災地エリアで使用できるサービスで、電話番号をメールボックスにして、安否などの情報を音声によって登録・確認できるサービスとして活用できます。

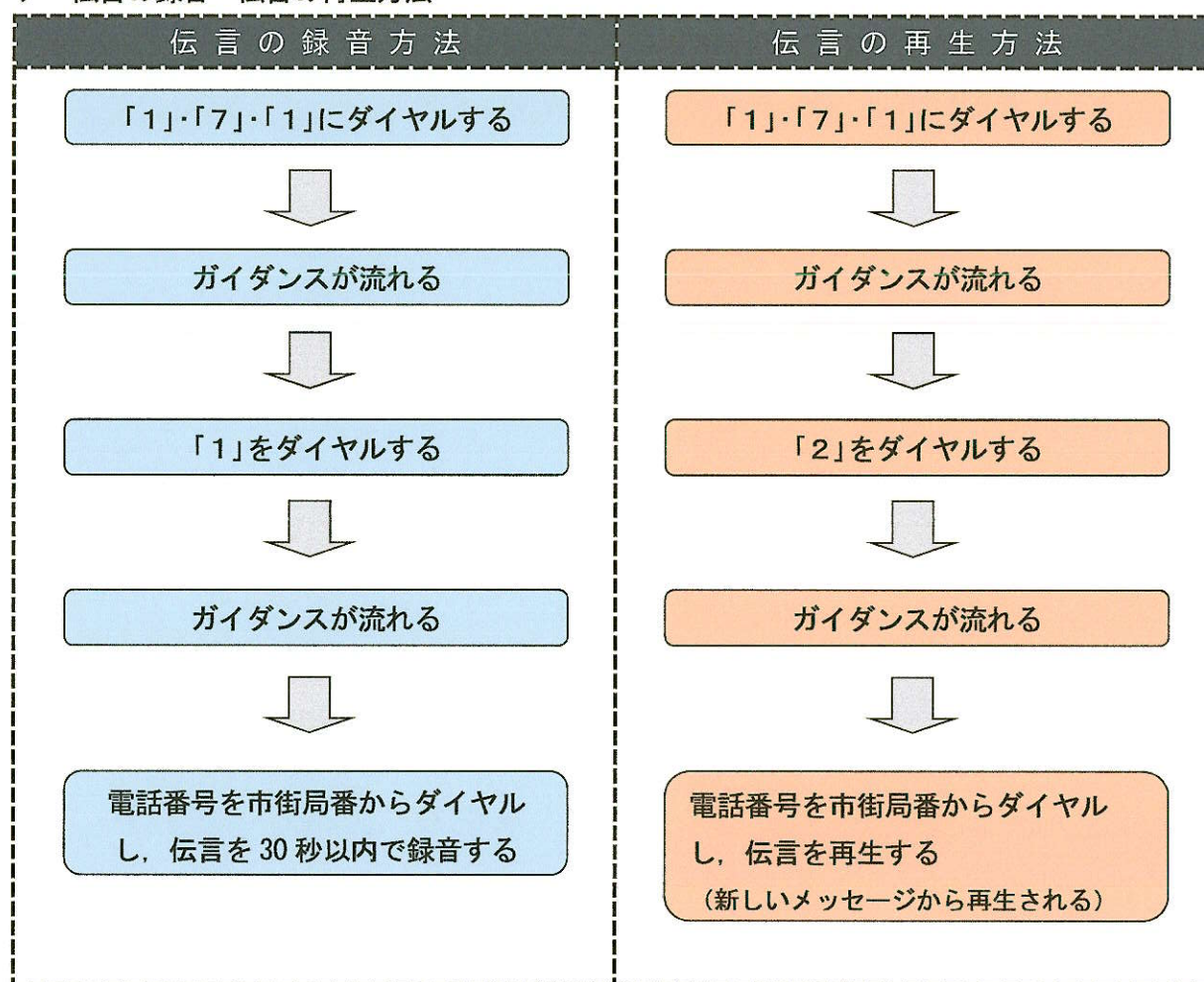
#### ① エリアの決定

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171（災害伝言ダイヤル）」を設置したことや、利用方法・伝達登録エリアを都道府県単位で知らされます。

#### ② 利用方法

一般電話、公衆電話、携帯やPHSから利用できます。

#### ア 伝言の録音・伝言の再生方法



#### イ 伝言の録音時間

1伝言あたり30秒以内

#### ウ 伝言の保存期間

録音時から48時間

#### エ 伝言の蓄積数

1番号あたり1～10件

|         |  |
|---------|--|
| 児 童 氏 名 |  |
|---------|--|

荒浜小学校

|                              |                                     |     |
|------------------------------|-------------------------------------|-----|
| 現在かかっている, または治療を受けている病名      |                                     | 平 熱 |
|                              |                                     | ・ 度 |
| 身体面で特記すべきこと(アレルギー・ぜんそくなど)    |                                     |     |
|                              |                                     |     |
| 行動面で特記すべきこと(指導上配慮してほしいことがら)  |                                     |     |
|                              |                                     |     |
| その他(担任に知らせておきたいこと、震災関連等も含む)  | 自宅周辺の地図<br>(家庭訪問等で目印になるものもご記入ください。) |     |
|                              |                                     |     |
| 登校の方法(○で囲む)                  |                                     |     |
| 徒歩    バス    車での送り その他 (    ) |                                     |     |
| 下校の方法(○で囲む)                  |                                     |     |
| 徒歩    バス    車での送り その他 (    ) |                                     |     |
| ※ バスの場合 乗降バス停(    )          |                                     |     |

引き渡しについて

|                                                                                                | 引受人氏名 | 続柄 | 住 所 | 電話番号 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|-----|------|
| 引受人                                                                                            | ①     |    |     |      |
|                                                                                                | ②     |    |     |      |
|                                                                                                | ③     |    |     |      |
| 同意書: 上記欄に記入の引受人以外の方が引き受けに来校した場合、その方に引き渡すことを<br>承認します    承認しません    令和    年    月    日    氏名    印 |       |    |     |      |

\* ↓ この欄の下 の 1 回目～ 3 回目の 欄は、実際に引き渡した場合に記入します。

|     | 引受人氏名 | 続柄 | 引き渡し日時 | 引受場所 | 確認者名 |
|-----|-------|----|--------|------|------|
| 1回目 |       |    |        |      |      |
| 2回目 |       |    |        |      |      |
| 3回目 |       |    |        |      |      |



# 亘理町立荒浜小学校「安否等聞き取りカード」

NO.

|            |                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------|
| 調査日時       | 令和      年      月      日(      ) 午前・午後      時      分                |
| 調査記録者名     |                                                                    |
| 調査場所       | ① 自宅<br>② 避難所等名(      )<br>③ その他<避難先>(      )                      |
| 連絡先<br>方 法 | ① 携帯電話・固定電話等(      )<br>② 災害用伝言ダイヤル ( 171ー      )<br>③ その他(      ) |
| 学年・組       | 年      組      男・女      児童名                                         |
| 兄弟姉妹       | 年      組      男・女           年      組      男・女                      |
| 安否状況等      | ① 安否確認済み<br>② 安否確認中(      )<br>③ 負傷等(      )<br>④ その他(      )      |
| 今後の動き等     |                                                                    |
| 参考事項       | <家族, 自宅, その他の参考事項>                                                 |

IV ひななんぼしよいちらん

| 施設名                 | 電話番号    | 対象災害名 |      |     |
|---------------------|---------|-------|------|-----|
|                     |         | 地震    | 津波   | 風水害 |
| 亘理小学校               | 34-1311 | ○     | ○    | ○   |
| 亘理中学校               | 34-1400 | ○     | ○    | ○   |
| 荒浜小学校               | 33-2670 | ○     | ○    | ○   |
| 荒浜中学校               | 35-2425 | ○     | 一部避難 | ○   |
| 吉田小学校               | 34-1817 | ○     | ○    | ○   |
| 吉田中学校               | 36-2022 | ○     |      |     |
| 長瀬小学校               | 36-2023 | ○     |      |     |
| 遠陞小学校               | 34-1553 | ○     | ○    |     |
| 遠陞中学校               | 34-1557 | ○     | ○    |     |
| 高屋小学校               | 34-1756 | ○     | ○    | ○   |
| 中央公民館               | 34-3111 | ○     | ○    | ○   |
| 佐藤記念体育館             | 34-4251 | ○     | ○    | ○   |
| 武道館                 | 34-4251 | ○     | ○    | ○   |
| 荒浜体育館               | 35-2812 | ○     |      |     |
| 荒浜地区交流センター          | 35-3115 | ○     |      |     |
| B & G 海洋センター        | 34-6938 | ○     |      |     |
| 遠陞地区交流センター          | 34-5489 | ○     |      |     |
| 農村創作活動センター          | —       | ○     |      | ○   |
| 農村環境改善センター<br>吉田体育館 | 36-3114 | ○     |      |     |
| 図書館                 | 34-8700 | ○     |      |     |
| 郷土資料館               | 34-8701 | ○     |      |     |
| 宮城県亘理高等学校           | 34-1213 | ○     | ○    | ○   |

V ひなんするときのもちもの

|   | チ<br>ツ | じゅんひしておく物 (もの)         |
|---|--------|------------------------|
| ① |        | 飲み水 (のみみず)             |
| ② |        | 食べ物 (たべもの)             |
| ③ |        | 葉 (くすり)、はんそうこうなど       |
| ④ |        | ラジオ (らじお)・でんちなど        |
| ⑤ |        | 懐中電灯 (めいちゆうでんとう) など    |
| ⑥ |        | お金 (おかね)               |
| ⑦ |        | 下着 (したぎ) など            |
| ⑧ |        | テイツジペーパー (ていつしゅぺーぱー)   |
| ⑨ |        | タオル (たおる)・手袋 (てぶくろ) など |
| ⑩ |        | 筆記用具 (ひつきようぐ)、はさみ      |
| ⑪ |        | スヌク (すすく)、スリッパ (すりっぱ)  |
| ⑫ |        | その他 (ほか) 3日分の食料準備      |

VI きんきゅうのねんらくさき

| 連絡先                         | 電話番号          | 備考       |
|-----------------------------|---------------|----------|
| 巨理警察署                       | 110番          | 事故や不審者   |
| 連絡方法                        |               |          |
| 1 事故の不安等々の連絡も話す。            |               |          |
| 2 自分の名前・住所等を話す。             |               |          |
| 3 できるだけくわしくようすをはなす。         |               |          |
| 場所 (めじるしになるものなど)            |               |          |
| 人 (服装の色や形、身長、(め)がねをかけているなど) |               |          |
| 車 (車の色や形、ナンバーなど)            |               |          |
| 巨理消防署                       | 119番          | 事故やケガ、火災 |
| 連絡方法                        |               |          |
| 1 救急車の消防車を話す。               |               |          |
| 2 自分の名前・住所等を話す。             |               |          |
| 3 できるだけくわしくようすをはなす。         |               |          |
| 場所 (めじるしになるものなど)            |               |          |
| 荒浜小学校                       | 0223-332670   |          |
| 荒浜1携帯                       | 080-1690-7810 |          |

## ◎ 災害用伝言ダイヤル

- ① 「1171」をダイヤルする。利用ガイダンスが流れるので、それにしたがって、掛ける。
- ② 録音したいときは「1」を入力
- ③ 再生したいときは「2」を入力
- ④ それから電話番号を入力する。

電話番号は

## II 不審者<sup>ふしんしや</sup>の場合

いかに<sup>いかにん</sup>おすしー人<sup>まう</sup>前のやくそく

知らない人についていか

くも井にのらない

おおいで助けをよこ

(ぼうはんブザーをならす)

すぐにける す

し 大人にしらせる

一人でもそばない

出かける**前**に行先をつける

III かぞくのねんらくさぎ

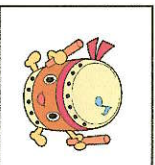
[illegible]

よい子の災害マニュアル

いざというときのために

- ① かぞくでやぐそくごとをばはなしあつてきめよう
  - ② テレビ、ラジオ等により災害(じしん・つなみ・大雨、こう水、たかいお、ぼうふう等)がはつせひしたことをしつたとき
  - ③ じこやけが、きんきゆうのおんちらくがひつようなとき
- あわてずに、おちついてはんだんしよう。  
ちかかのおとなに、たすけをもとめよう。
- ※ ※ ※  
年 組

なまえ



亘理町立荒浜小学校令和7年 4月

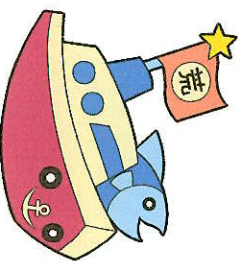
ひなんするときは

ひなんするときは

海<sup>うみ</sup>からはなれて西<sup>にし</sup>へ。

たか  
高いたてものにひなんする。

けつして、もどらないこと。



※あわてず、れいせい、に

はんだんすること。

| おたし はうさいがんざい 1・2・3                                                                |                 |                                                                                   |               | 小学校編                                                                               |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| じしん                                                                               |                 | ひなん                                                                               |               | つなみ                                                                                |           |
|  | まず              |  | つぎに           |   | そして       |
| 1 お                                                                               | なまをまもり          | 1 お                                                                               | さかい           | 1 こ                                                                                | かえろ<br>へい |
| 2 お                                                                               | ちてこない           | 2 は                                                                               | しらない          | 2 ま                                                                                | かえろ<br>へい |
| 3 た                                                                               | おれてこない          | 3 し                                                                               | やべらない         |  |           |
| 4 い                                                                               | どしてこない<br>はしまへ! | 4 き                                                                               | どらない<br>ひなんを! |                                                                                    |           |

III かぞくのねんらくさき

|     |     |
|-----|-----|
| なまえ | 連絡先 |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

わたしは、  
連絡がつかないときの待ち合わせ場所を  
かぞくのなかでのやくそく



## 1 トランシーバー

| 留意点 |              |
|-----|--------------|
| 1   | 本部用(教頭・教務机前) |
| 2   | 職員室          |
| 3   | 1年教室         |
| 4   | 2年教室         |
| 5   | 3年教室         |
| 6   | 4年かもめ教室      |
| 7   | 5年教室         |
| 8   | 6年教室         |
| 9   | 3・5年かもめ教室    |

## 2 防災ボックス<学級に置く>

|   |           |                                                                                                                                          |
|---|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ハンドマイク    | ・毎月の安全点検日には、バッテリーの状況の点検(実際に話してみる)をする。                                                                                                    |
| 2 | 防災用帽子・ベスト | ・災害発生時には、着用して誘導などで活用する。                                                                                                                  |
| 3 | 非常持ち出し袋   | ・①持ち出し袋②懐中電灯(ラジオ、サイレン付)③包帯④非常用ローソク、マッチ⑤レスキューシート⑥ラップ⑦軍手⑧緊急簡易トイレ⑨救急絆創膏⑩タオル⑪救急用ホイッスル⑫ブルーシート⑬ハサミ、ピンセット、とげ抜き⑭非常用給水バック⑮45ℓ袋10枚⑯衛生ガーズ⑰ウェットティッシュ |
| 4 | かつぱ       | ※年度末に回収し、新年度用の数量にする。                                                                                                                     |
| 5 | ヘルメット     | ・学年を明記し、入れておくこと。                                                                                                                         |

# わたり ぼうさい・げんさい 1・2・3

幼稚園・保育所・児童館・小学校編

| じしん                                                                                                         |                                                                                                      | ひなん                                                           | つなみ                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>1</div> <p>まず</p> <p>1 あ たまをまもり</p> <p>2 お ちてこない</p> <p>3 た おれてこない</p> <p>4 い どうしてこない</p> <p>ばしよへ！</p> | <div>2</div> <p>つぎに</p> <p>1 お さない</p> <p>2 は しらない</p> <p>3 し やべらない</p> <p>4 も どらない</p> <p>ひなんを！</p> | <div>3</div> <p>そして</p> <p>1 こ ないところへ！</p> <p>2 た かいところへ！</p> |  |

亶理町防災主任者会



# 亘理町立荒浜小学校通学路

年 組 氏 名

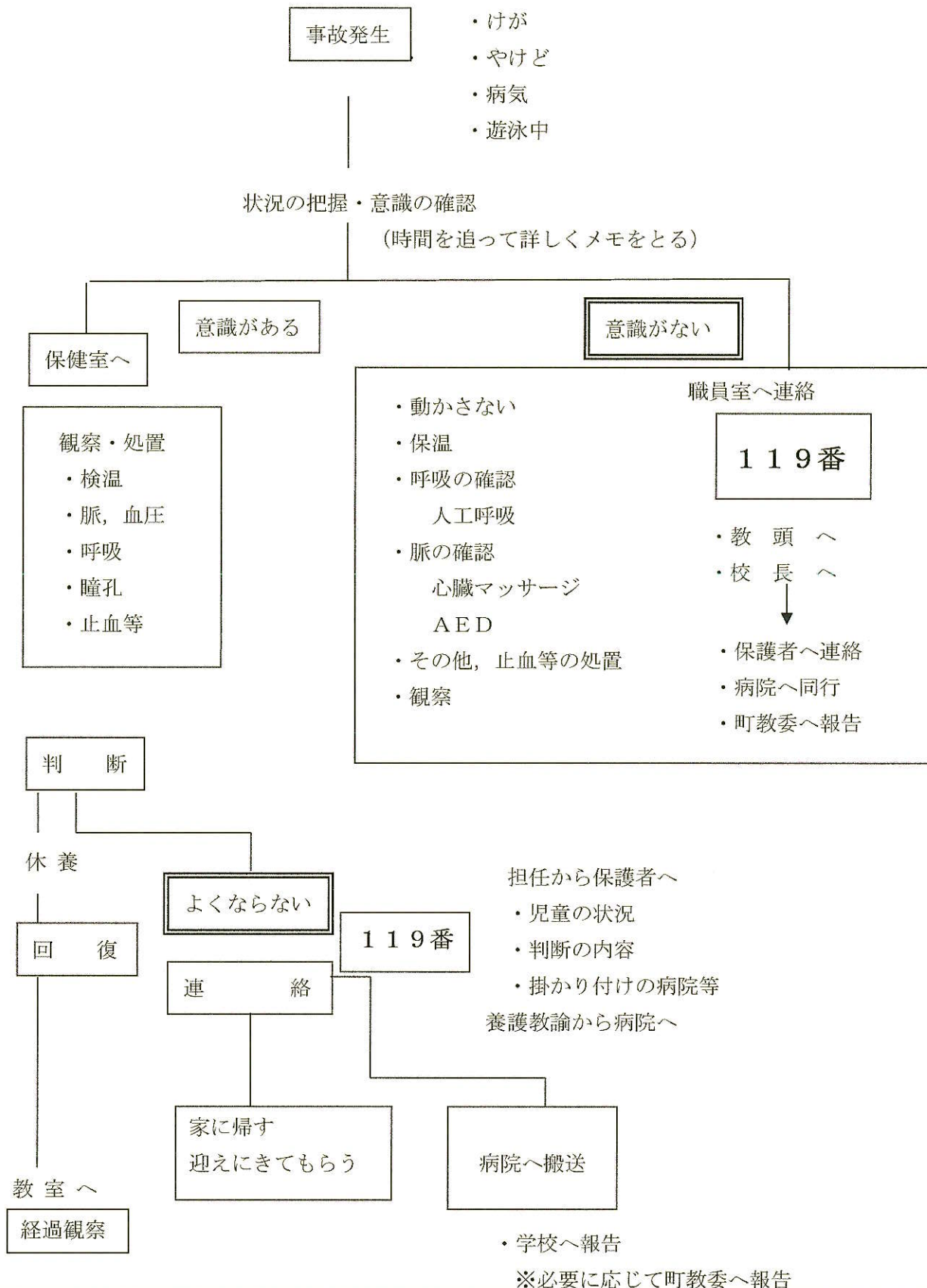
高須賀



令和5年7月31日改訂版



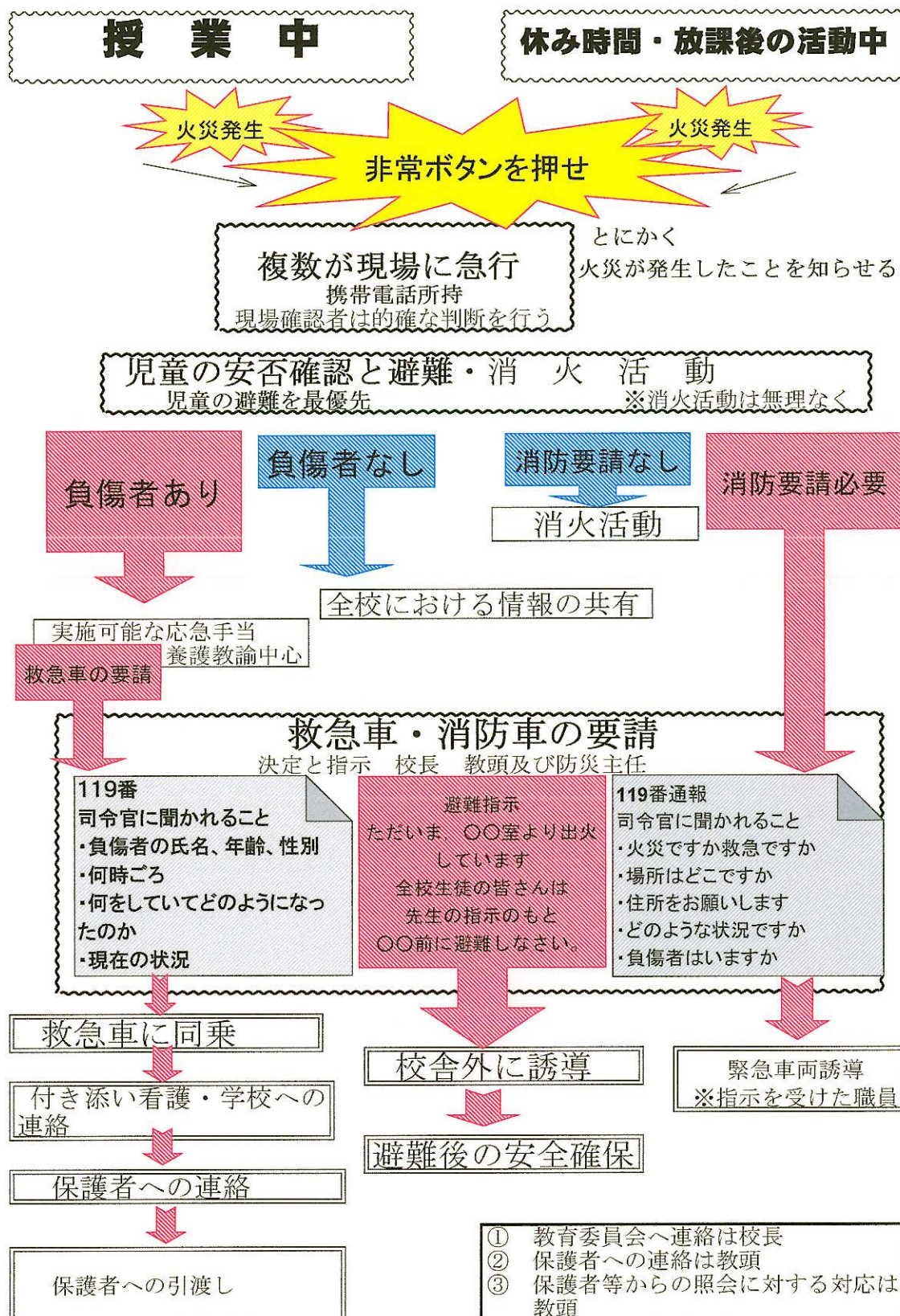
# 1 校内事故発生時対応



※首から上の事故（頭を強打するなど）は、外傷がなくとも安静にして保護者にけがの状況や児童の様子を連絡する。吐き気、めまい、頭痛等を伴う場合は直ちに救急車を呼び、病院で検査を受ける。



## 2 校舎火災発生時対応





### 3 プール事故発生時対応

○授業中＜指導者ABC＞

事故発生

**指導者 AB（監視員）** ○連絡，児童把握

**指導者 C** ○応急処置

○他の児童をプールサイドにあげて  
待機させる

○職員室へ連絡する

・児童の状態を確認  
（意識の有無・脈）

・学年，組，名前

・発生時刻，状況

★救急車の要請依頼を行う

★状況に応じその都度連絡する

**意識を調べる** → あり（必要な手当）

↓ なし

・異物確認

・気道確保

・呼吸確認

・心拍確認

・人工呼吸

・心臓マッサージ

・AED

★救急車が来るまでその場を離れない

※・毛布・救急バック，AEDは，かごの中

**職員室にいる職員**

★**1 救急車要請**（119番）

○校長・教頭へ連絡

○他の教員へ連絡

○保護者への連絡

・事故発生の状況

・児童の状態

・搬送先の病院名

・現在の状況

（保護者に病院へ向かってもらう）

※連絡がつかない場合は事後承諾

★**3 市教委指示を受け警察への連絡**

※職員室電話口から離れない

★時系列で処置・対応を記録する

**2**

**町教委へ  
報告**

指示を  
仰ぐ

**<救急車到着>**

★救急隊員へ報告

・児童の状態

・学年，組，名前

・発生時刻，状況

★搬送先の病院を確認

★救急車同乗

（病院への付き添い）

★保護者への説明

引渡し

**複数いる場合の他の職員**

○プールへ向かう

○児童の状態の再確認

○応急処置の手伝い

○他の児童への指導

・静かに待機させる

・着替えをさせる

・注意を与えて帰す

★プールの閉鎖

★は負傷児童の意識がないなど救急車を呼ぶ必要がある。

それ以外は，病院へ連絡して診察の依頼

※マスコミ対応は校長（教頭）

**<緊急連絡先>**

**1 救急車要請 119**

**3 警察要請 110**

亘理消防署

34-1155

鳥の海歯科

35-3222

亘理警察署

34-2111

山形外科医院

34-3171

南東北病院

23-3151

亘理整形外科

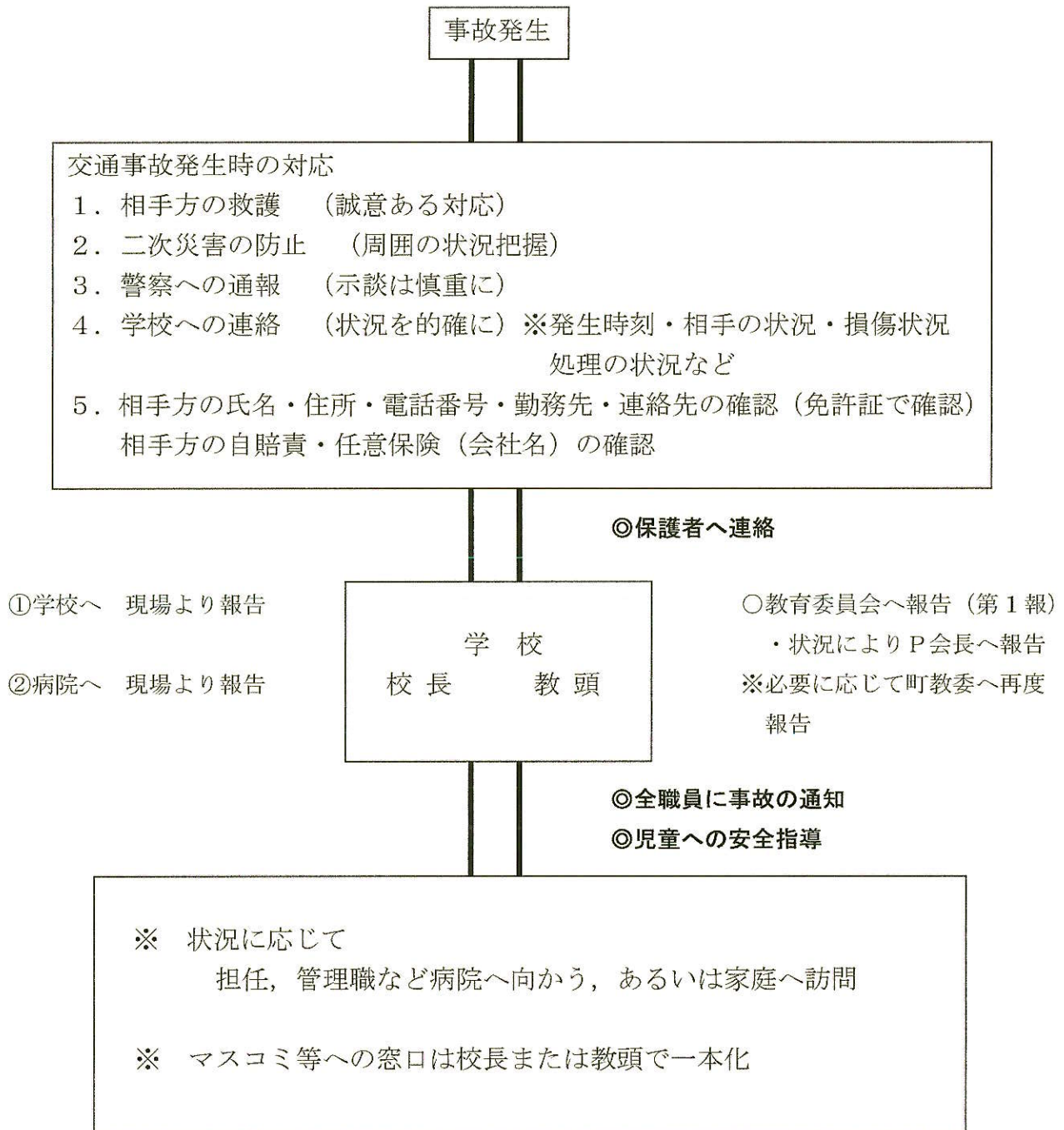
34-5303

わたり眼科医院

34-0855

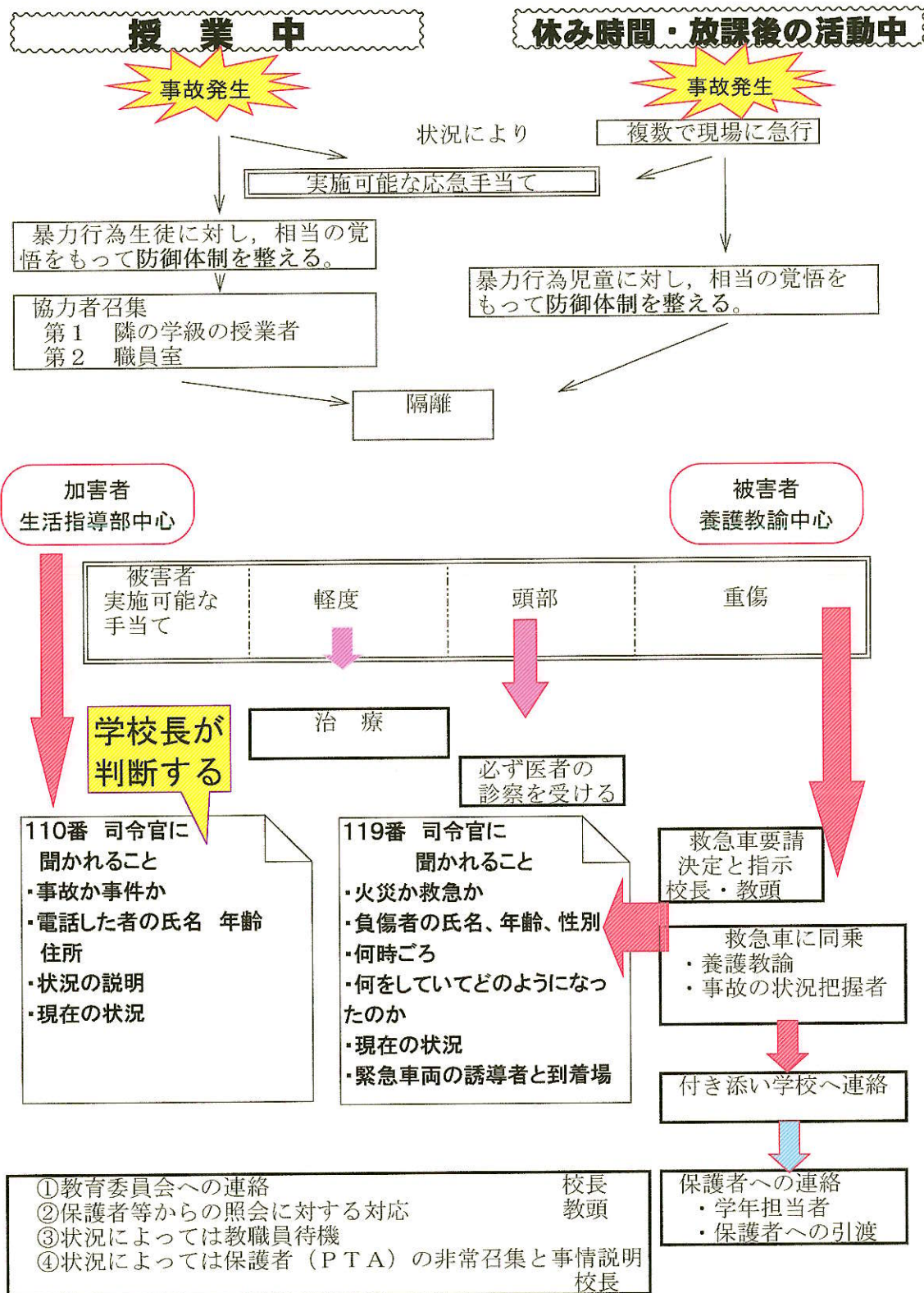


#### 4 交通事故発生時対応（児童）



※ 職員の事故の場合もこれに準ずる。

## 5 傷害事故発生時対応





## 6 不審者（異常者）侵入時対応

### 1 日常的な予防策

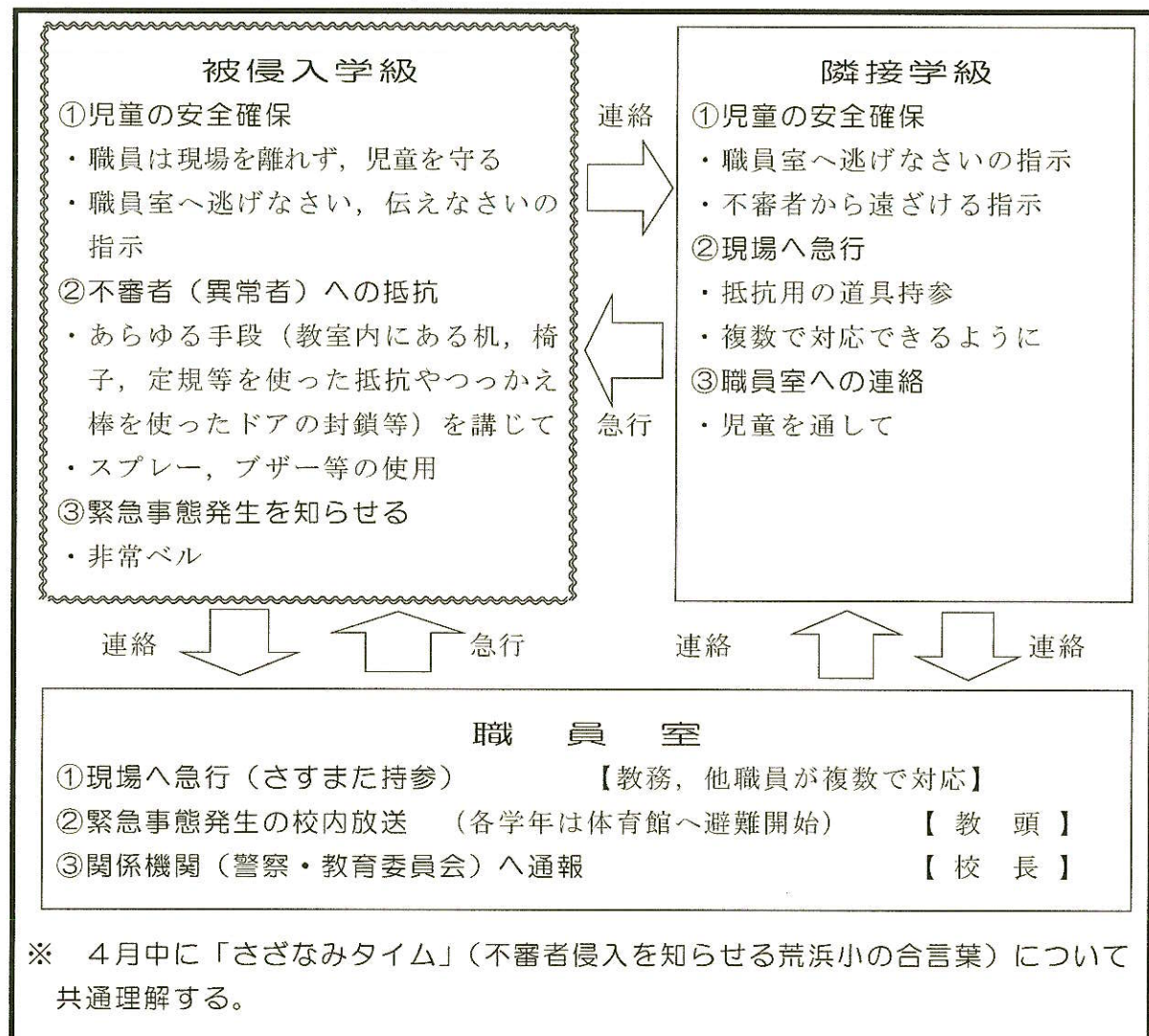
- (1) マニュアルを作成し、不審者（異常者）侵入時の情報連絡体制を確立する。
- (2) 校舎内外の巡視の徹底を図る。（教頭、日直、担任等）
- (3) 来校者に対して職員室に顔を出すように掲示する。
- (4) 緊急防犯対策のための設備や道具の使用についての校内研修を行う。
- (5) 学校の安全対策について、保護者や地域の理解と協力を得る。
- (6) 地元の駐在所、防犯協会、警備会社等、関係諸機関との連携を密にする。

不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

| 段階              | 具体的な方策                               |
|-----------------|--------------------------------------|
| A 校門            | 校門の活用方法、校門の施錠管理、校門の利用箇所・利用時間の指定等     |
| B 校門から校舎への入り口まで | 来訪者の校舎の入口や受付の案内・誘導・指示、通行場所の指定、死角の排除等 |
| C 校舎への入り口       | 入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用等        |

### 2 不審者（異常者）が侵入した場合の対応

#### (1) 緊急対応（5分から10分）

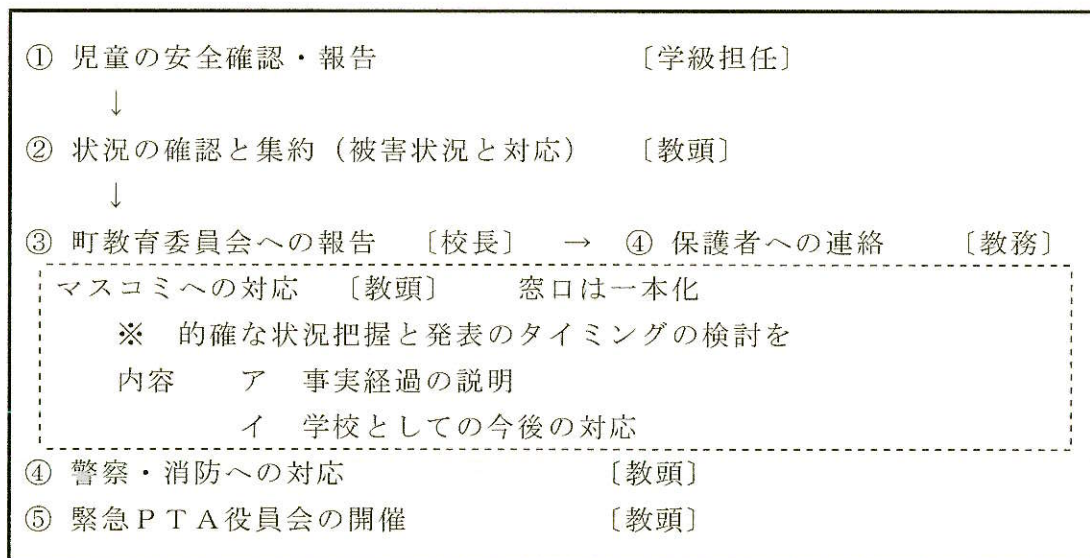


## (2) 負傷者（児童等）への対応

- ① 傷等の確認と止血，保温等の応急処置（程度によっては救急車の要請を）
- ② 病院へ搬送した場合には付き添いをする。（担任以外）
- ③ 保護者への連絡・報告（傷の状況，搬送病院名等）

## (3) 危機脱出後の対応

- ① 児童の安全確認
  - ・児童を一か所に集め，人員及び安全の確認と精神の安定を図る。
- ② 町教委への連絡と緊急職員会議の開催



- ③ 保護者への児童の引き渡し      〔担任・養護教諭〕
  - ・心の傷，精神的ショックへの対応（状況によっては病院での治療を勧める。）
  - ・今後の連絡体制について（児童の状況，学校の対応など）
  - ・マスコミ等への接し方について説明（情報に惑わされないように）

### 緊急防犯対策設備（物品）の使用マニュアル

- (1) 防犯ブザー（各教室の前・入り口）
  - ・教頭が管理
- (2) さすまた（職員室・2階掃除用具室）

### 関係機関の連絡先

|       |              |       |         |
|-------|--------------|-------|---------|
| 全 日 警 | 022-222-3656 | 亘理警察署 | 34-2111 |
| 亘理消防署 | 34-1155      | 教育委員会 | 34-0509 |



# 緊急時対応放送例

## 1 地震発生⇒津波警報等発令⇒屋上等への避難指示

「地震発生。安全を確保し、待機しなさい。」※繰り返し

「揺れがおさまりましたが、津波が予想されるので、屋上に避難しなさい。」

## 2 竜巻⇒鍵、カーテン⇒簡易シェルターづくり指示等（場所、防災頭巾、教師の指示）

「竜巻が、〇〇から学校に近づいています。先生方は、窓の鍵をかけ、カーテンを閉めてください。児童のみなさんは、避難の準備をしなさい。」

「①シェルターを廊下側に作ります。②防災頭巾をかぶります。③先生の指示に従って、安全に気を付けて避難の準備をしなさい。」

## 3 火災⇒火災確認後、発生場所により避難ルート検討⇒避難指示

「非常ベルが鳴りました。現在、確認をしています。先生の指示に従い、落ち着いて待機しなさい。」

「校舎〇〇階の〇〇より火災発生。煙を吸わないようにハンカチなどで押さえ、3階は東側階段、2階は西側階段から、校庭の鉄棒前（保育所・児童館）に避難しなさい。」

## 4 不審者⇒発生場所から、安全な場所の検討⇒避難指示

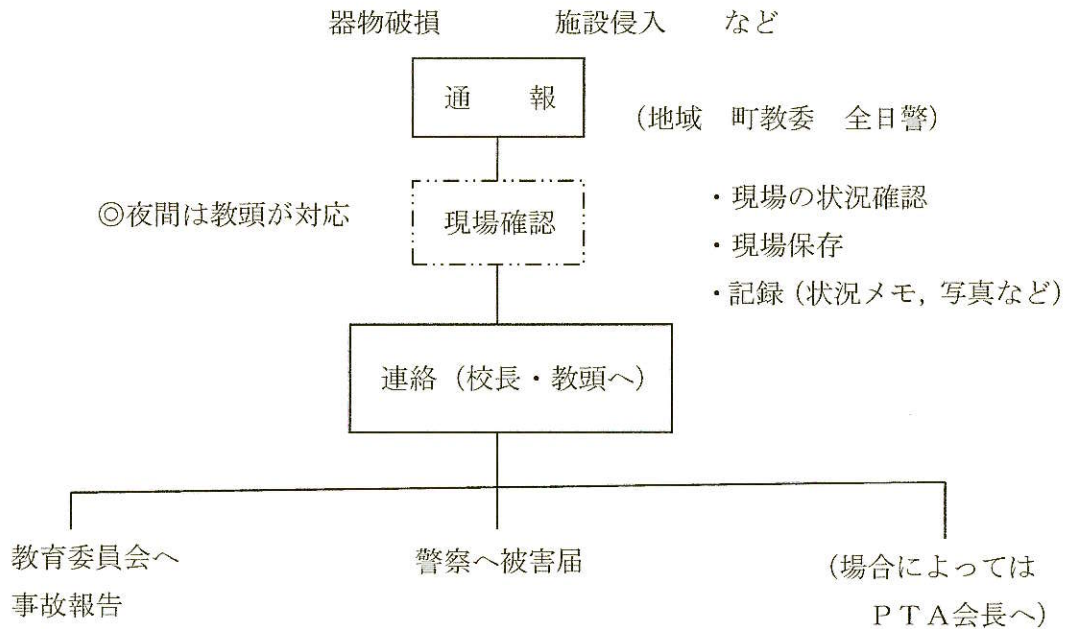
「全校児童のみなさんに連絡します。これから『さざなみタイム』を始めます。

〇〇を通して（避難誘導場所）＜体育館、音楽室等＞に集まってください。」

●『さざなみタイム』は、不審者の暗号

令和元年 6月17日

## 7 器物破損・施設侵入時対応



### 1 1 外部よりの問い合わせに関する対応マニュアル

校 長 ・ 教 頭 の指示を仰ぐ

○児童のプライバシーにかかわることについて問い合わせがあった場合

(住所, 電話番号, 保護者などについて問い合わせがあった時)

「そちらに〇〇さん, いますか。」→ 「お答えできません。」

「警察の〇〇ですが…」→ 「〇〇さんですね。こちらからかけ直します。」

○児童を帰してほしいなどという電話の場合

- ・相手に, 折り返しこちらから電話をし確認する。
- ・必ず迎えに来てもらい, 相手を確認した上で引き渡す。

電話の内容を鵜呑みにせず, 事実を確認した上で対応すること。

○児童に会わせてほしいと訪ねてきた場合

- ・保護者の同意なしには会わせるわけにはいかないということを理解してもらう。
- ・保護者と連絡を取り確認する。

※不用意に家庭状況等のプライバシーにかかわることなどを話さないように注意する。

※場合によっては下校の際, 保護者に迎えにきてもらう。



## 異物混入発見時の基本対応

## (1) 危険な異物の場合

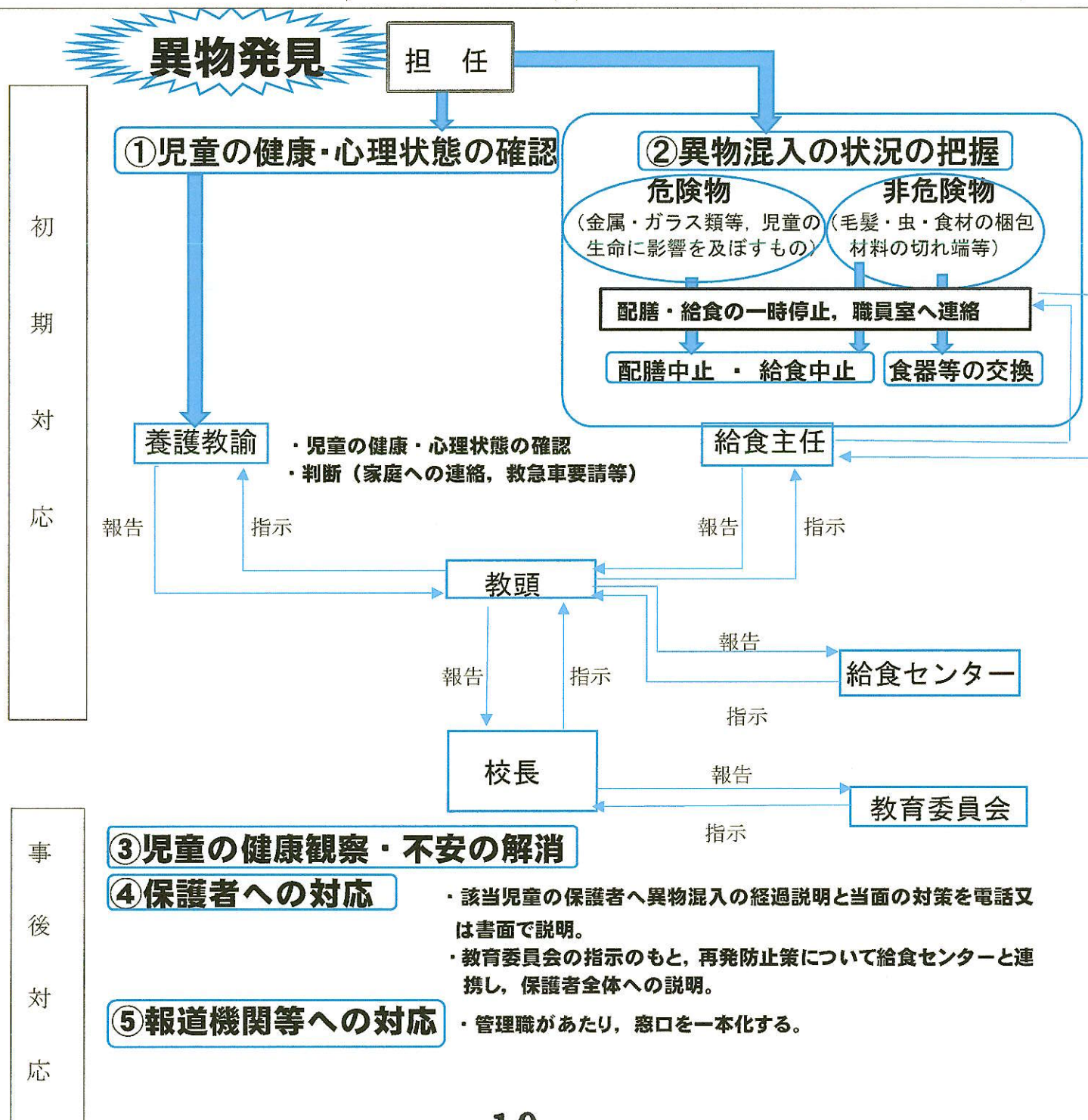
- ・金属やガラス類など、児童の生命に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は、児童の安全を最優先に対応する。給食を停止した場合は、保護者に書面で知らせる。

**健康被害の有無を確認** → **当該発見食缶を含む学校全体の給食の即時停止を検討**

## (2) 非危険物の場合

- ・毛髪や虫、食材の梱包材料の切れ端などの異物については、生命の影響も少ないと思われる場合は、直接その異物を排除することもある。ただし、異物の種類や状況によっては給食の停止を検討する。停止した場合は、保護者に書面で知らせる。

**異物が複数混入していないか確認** → **大量混入の恐れがある** → **複数発見された場合は学校全体の給食の即時停止を検討**  
 → **大量混入の恐れはない** → **他の物と交換するなどの対処、児童の不安を軽減**



## 9 食物アレルギー発生時対応

### 1 食物アレルギーのある児童生徒への対応に対する学校の考え方

食物アレルギーは、特定の食物を飲食することによって、様々なアレルギー症状を発症する免疫反応であるが、場合によってはアナフィラキシーショックを発症して生命に関わることもある。学校では、食物アレルギーを正しく理解するとともに、食物アレルギーのある児童の対応について正確な情報を把握し、児童・保護者・主治医・市給食センター・関係機関と連携しながら、学校全体として全職員で対応を行う。

### 2 対応実践の流れ

| 時 期                           | 新 入 生 ・ 転 入 生                                                                                                                                                                   | 在 校 生                                                                                                                    |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月中旬<br>就学時健康診断              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学時健診予備調査票により、食物アレルギーの有無を確認する。</li> <li>・一日入学の案内に「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」を同封する。</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」を配付する。</li> <li>・保護者は児童に医療機関を受診させ、検査結果を受け取る。</li> </ul> |
| 2月上旬<br>(一日入学)<br>*転入生は転入手続き時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者は「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」を記入して一日入学に持参する。その際、検査結果の写しを添付する。</li> <li>・一日入学終了後、保護者と面談し、記載内容について確認する。(必要に応じて、「詳細献立表」の説明を行う。)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」と検査結果の写しを学校に提出する。</li> </ul>                            |
| 2月中旬                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食センターに「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」を提出する。</li> </ul>                                                                                       | <p>※給食対応に必要な6年生は、中学校での手続きが必要な旨を保護者へ説明し、中学校へ申し送りする。</p>                                                                   |
| 3月                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の校内対応計画を立案する。</li> </ul>                                                                                                              |                                                                                                                          |
| 4月                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内で、食物アレルギーのある児童への対応等について共通理解を図る。(第1回職員会議)</li> <li>・食物アレルギーのある児童に「詳細献立表」を配付する。</li> </ul>                                              |                                                                                                                          |
|                               | 給食開始                                                                                                                                                                            |                                                                                                                          |



### 3 教職員の役割分担

| 担当   | 役 割 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 校長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○校内体制の確立・整備と指導助言，全教職員への周知</li> <li>○食物アレルギー対応の指示・決定，指導助言，保護者への説明と周知</li> <li>○学校医や主治医への情報提供と協力依頼</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 教頭   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○校内体制の整備・管理と連絡調整，食物アレルギー対応委員会の設置</li> <li>○保護者や関係機関との窓口で連絡・相談・調整，情報集約と管理（「個別支援日誌」チェック）</li> <li>○「詳細献立表」確認</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 学級担任 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学級児童の食物アレルギー有無等の実態把握，情報集約と報告，健康観察</li> <li>○対象児童の実態把握，校内対応計画の把握・実施</li> <li>○「詳細献立表」確認，給食配膳時の食材除去代替・除去食準備と解除，観察</li> <li>○対象児童の対応について指導・支援，安全で楽しい給食や諸活動への配慮</li> <li>○学級児童へ食物アレルギーの正しい理解についての指導</li> <li>○保護者との連絡・連携，情報を関係職員へ報告，連携，「個別支援日誌」チェック</li> <li>○緊急時の対応と確認（保護者・教職員）</li> <li>○行事（宿泊活動等）時の宿泊先への連絡</li> </ul>                                                     |
| 養護教諭 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○食物アレルギー児童の実態把握（「就学時健康診断予備調査票」，「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」の確認，保護者との面談等）</li> <li>○「校内対応計画」の作成，教職員・保護者・関係機関等への周知</li> <li>○主治医や学校医の指示確認・連携</li> <li>○「詳細献立表」確認</li> <li>○保護者・学級担任との情報共有・連携</li> <li>○対象児童への対応について指導・支援</li> <li>○持参した代替・除去食（弁当）の受け取り・衛生管理，「個別支援日誌」の記入</li> <li>○児童や教職員へ食物アレルギーの正しい理解について指導，研修，資料提供</li> <li>○緊急時の対応の確認（保護者・教職員）と準備，発症時の対応手当ての周知徹底</li> </ul> |
| 給食主任 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○給食の対応について説明，給食方法の相談・検討，給食休止の手続き</li> <li>○「校内対応計画」の作成補助，教職員・保護者・関係機関等への周知</li> <li>○「詳細献立表」保護者への配布・回収，関係教職員への配布・周知</li> <li>○「詳細献立表」「個別支援日誌」確認，給食配膳時の食材除去を指示</li> <li>○給食センターへの状況報告と連携</li> <li>○持参した代替・除去食（弁当）の受け取り・衛生管理，「個別支援日誌」の記入</li> </ul>                                                                                                                         |
| 教員補助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学級担任の補助（特に給食時間中，飲食・調理を伴う活動，校外学習等）</li> <li>○持参弁当の準備と解除，飲食中の観察</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

### 4 個人情報の管理

- ・食物アレルギーがある児童の「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」は養護教諭が職員室で保管する。

### 5 緊急時の処方薬の管理

エピペンや内服薬を処方されている児童がいる場合は，管理方法や使用について保護者と入念に打ち合わせを行い，学校の食物アレルギー対応委員会で検討し，対応を決定する。

## 6 緊急時の対応体制

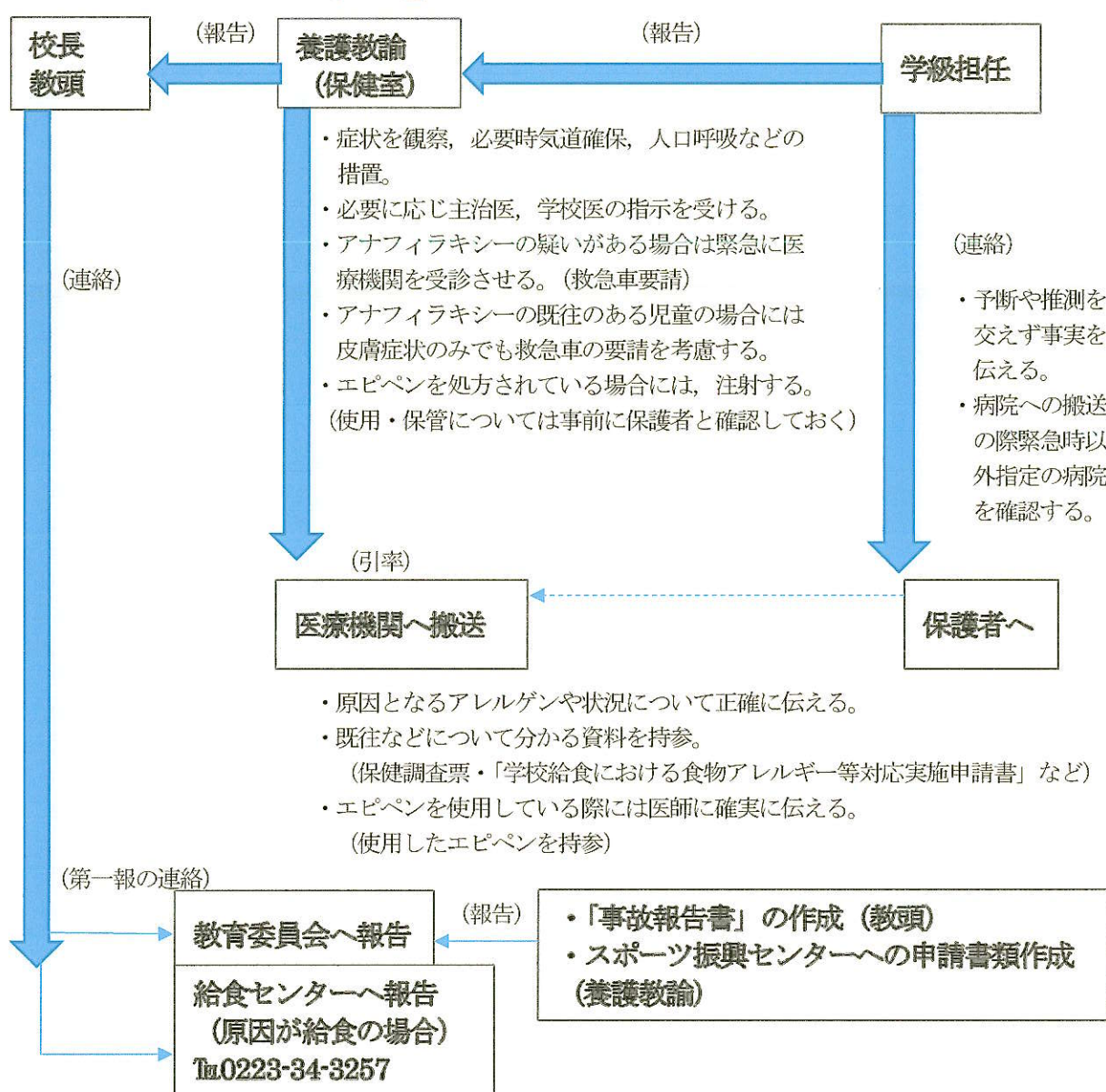
### アレルギーを誤って食べた、食後や運動後に児童の様子がおかしい

(皮膚、目、鼻、呼吸器系などにアレルギー症状と思われる症状があるとき)

- ・アレルギーを含む食品を口に入れた時→すぐに口から出し口をすすがせる。  
誤嚥に注意して吐き出させる。
- ・皮膚についた時→洗い流す。(触った手で眼などをこすらない)
- ・眼の症状 →洗顔(流水) 点眼(持参している目薬がある場合)

発見者(担任など)は、保健室へ連れて行く(場合によっては、現場へ急行し対処する)

症状のある児童を一人にしない。



※記録 (発症してからの状況や対応について時系列で記録しておく。)

## 7 個別支援計画(個々の計画を作成し、ファイルにまとめて保管。)



## 10 感染症発生時対応

### 1 学校としての対応

| 登校後、感染症の症状が認められる児童                                                                                                                                          | 感染が確定した場合                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校後、発熱・咳・発疹等が認められる場合は、マスクを着用させ、保健室等別室での待機後、保護者に連絡・帰宅させる。</li> <li>・直ちに医療機関受診をお願いし、診断がつき次第、学校に連絡するよう依頼する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・停止になること、出席停止期間について説明する。</li> <li>※停止期間を過ぎても何か症状のある場合は、念のため受診して医師の許可を得てからの登校をお願いする。</li> <li>・臨時休業等の措置が必要と思われる場合、適切に講じられるよう町教委・学校医と密接に連絡をとり判断、実施する。(児童) 出席停止 (職員) 病気休暇手続き</li> <li>・学校欠席者情報収集システム入力。</li> </ul> |
| <b>治療に専念</b>                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                        |

### 2 感染症対応本部設置

※発生があった場合、本部長の判断により対策会議を実施

- (1) 対策本部長 校長
- (2) 対策副本部長 教頭
- (3) 対策本部員 教務、保健主事、養護教諭、各学年部 1 名、事務 (計 6 名)
- (4) 対策本部内組織

| 班 名         | 内 容                                             | 班 員                |
|-------------|-------------------------------------------------|--------------------|
| 総 務 班       | 対策全般、班長会議、各班の調整、外部機関との連絡調整に関すること【町教委・学校医】       | ◎教頭<br>各班班長        |
| 学 校 運 営 班   | 臨時休業の運営 (家庭学習・授業予定・期間等)、緊急連絡体制の整備、確認、巡回等に関すること  | ◎教務<br>上学年部        |
| 教 職 員 対 策 班 | 教職員の勤務体制に関すること                                  | ◎教頭<br>事務          |
| 学校保健対策班     | 感染防止等の対策、情報収集及び提供、保健・衛生部品の確認・調達に関すること【電話・訪問・巡視】 | ◎保健主事、養護教諭<br>下学年部 |
| P T A 広 報 班 | 保護者やPTAに関すること<br>臨時休業時の対応等の保護者啓発に関すること          | ◎教務                |

### 3 児童・保護者への対応【メール配信，地区連絡網，これら 2 つ以外の連絡】

- 〈通 常 時〉 健康観察・おたより (学校保健対策班) . . . . . 学級指導，保健指導等
- 〈臨時休業等〉 家庭学習対策 (学校運営班) . . . . . 電話，家庭訪問による指導  
自宅での学習教材  
推薦図書の指導 等
- 情報伝達 (PTA広報班) . . . . . メール配信等による情報等

### 4 関係機関との連絡

- ① 学校医 (山形外科医院) TEL34-3171
- ② 亘理町教育委員会 TEL34-0509
- ③ 塩釜保健所 岩沼支所 TEL 22-2188
- ④ 教育庁スポーツ健康課 学校保健給食班 TEL 022-211-3664 FAX 022-211-3796

1 臨時休業前の必要事項及び役割分担

| No. | 内 容                              | 担 当       |
|-----|----------------------------------|-----------|
| 1   | 情報収集と情報管理，連絡窓口の一本化               | 教頭        |
| 2   | 毎日の健康観察簿（登校前の体温測定の実施）の作成         | 学級担任      |
| 3   | 臨時休業決定までの流れの確認                   | 教頭、教務     |
| 4   | 臨時休業に関する連絡について                   | 教頭、教務     |
| 5   | 臨時休業中の児童の家庭学習の内容，方法等             | 学年部       |
| 6   | 臨時休業中の最低限必要な学校管理，各種連絡調整のための職員配置  | 教頭、教務、    |
| 7   | 行事の中止や延期に関すること                   | 教頭、教務、学年部 |
| 8   | 職員用の物品確認・調達（マスク・手袋・消毒薬等の手配・備蓄確認） | 保健部       |
| 9   | 保護者あて通知文等の準備                     | 教頭、教務     |
| 10  | 学校医への連絡・相談                       | 養護教諭      |

2 臨時休業時の必要事項及び役割分担

| No. | 内 容                           | 担 当   |
|-----|-------------------------------|-------|
| 1   | 情報収集と情報管理                     | 教頭    |
| 2   | 臨時休業決定の告知・通知・報告の実施            | 教頭、教務 |
| 3   | 臨時休業時の家庭学習指導計画の実施             | 学年部   |
| 4   | 臨時休業時の職員配置（相当数の欠勤を考慮）と重要業務の確認 | 教頭    |
| 5   | 学校の施設管理                       | 教頭    |
| 6   | 児童の安否確認                       | 学級担任  |
| 7   | 臨時休業終了の日時決定とその伝達              | 教頭、教務 |
| 8   | その他                           |       |



# 亶理町立学校の教育活動における熱中症予防指針

平成30年9月1日 亶理町教育委員会

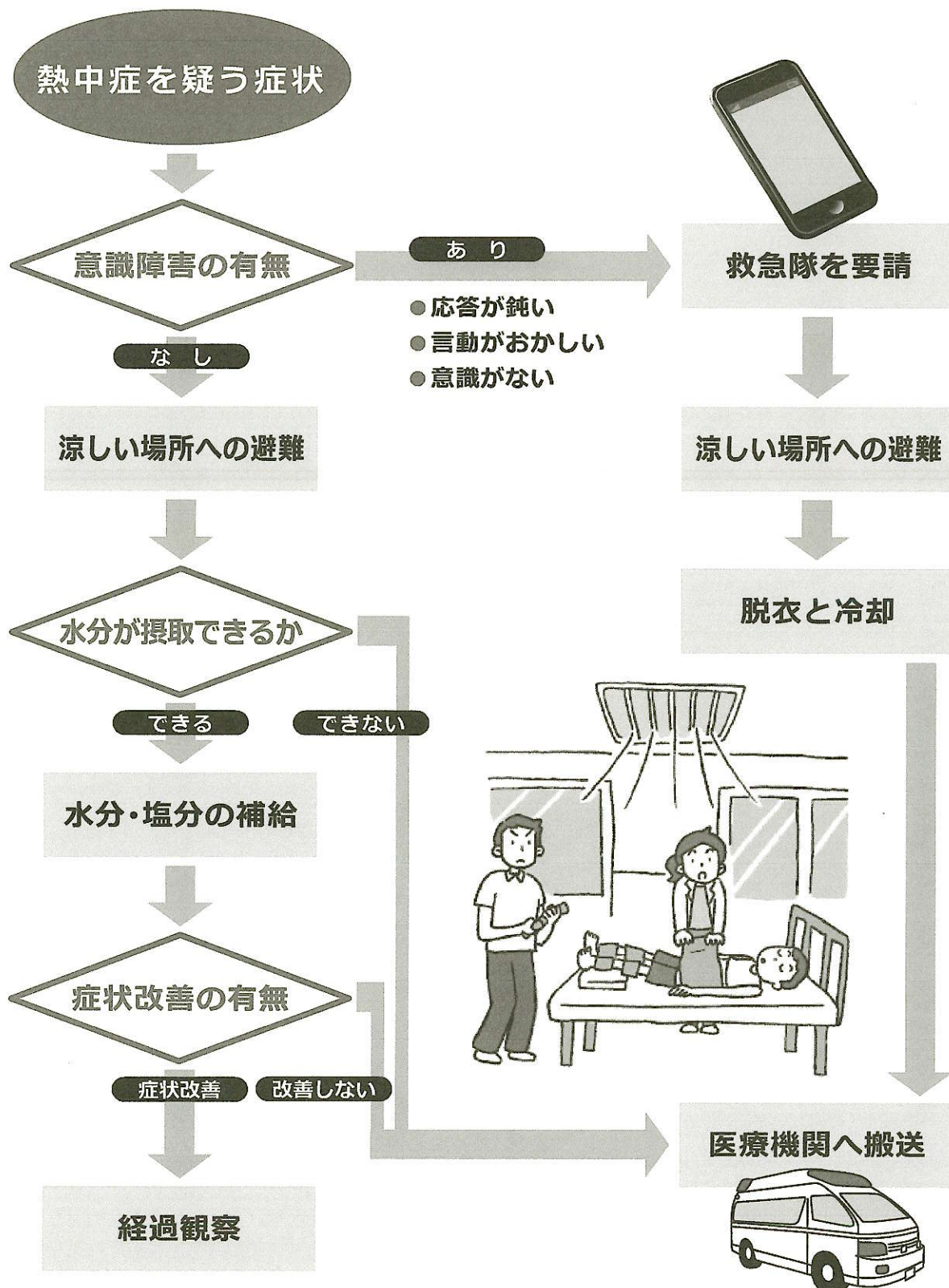
| 学校における教育活動             |                        |         |         |              |                  |              |  |
|------------------------|------------------------|---------|---------|--------------|------------------|--------------|--|
|                        | 体育                     | 水泳      | 部活動（運動） | 屋外活動<br>校外活動 | 体育館での集会<br>儀式的行事 | 校庭での<br>自由遊び |  |
|                        | 原則行わない                 |         |         |              |                  |              |  |
|                        | 持久走など<br>激しい運動         | 水温が高い場合 | 激しい運動   | 長時間の徒歩や活動    | 長時間にわたるもの        | 長時間にわたるもの    |  |
|                        | 頻繁に休息を取り、水分や塩分を補給する    |         |         |              |                  |              |  |
|                        | 積極的に休息を取り、適宜水分や塩分を補給する |         |         |              |                  |              |  |
|                        | 運動や活動の間に積極的に水分や塩分を補給する |         |         |              |                  |              |  |
|                        |                        |         |         |              |                  |              |  |
|                        |                        |         |         |              |                  |              |  |
|                        |                        |         |         |              |                  |              |  |
|                        |                        |         |         |              |                  |              |  |
| 環境省熱中症予防サイトより          |                        |         |         |              |                  |              |  |
| 亶理町立学校の教育活動における熱中症予防指針 |                        |         |         |              |                  |              |  |

- ・暑さ指数やこの指針を目安として、活動 (運動) 場所の状況、当該活動 (運動) 前後の状況、児童生徒の発達段階や健康状況などを考慮し、総合的に判断する。
- ・いずれの場合でも、適切な水分や塩分の補給、休息に留意する。
- ・梅雨明けなどで急に暑くなり体が暑さに慣れていない時期は、より慎重な対応を取る。



CHECK

## 熱中症になってしまったら



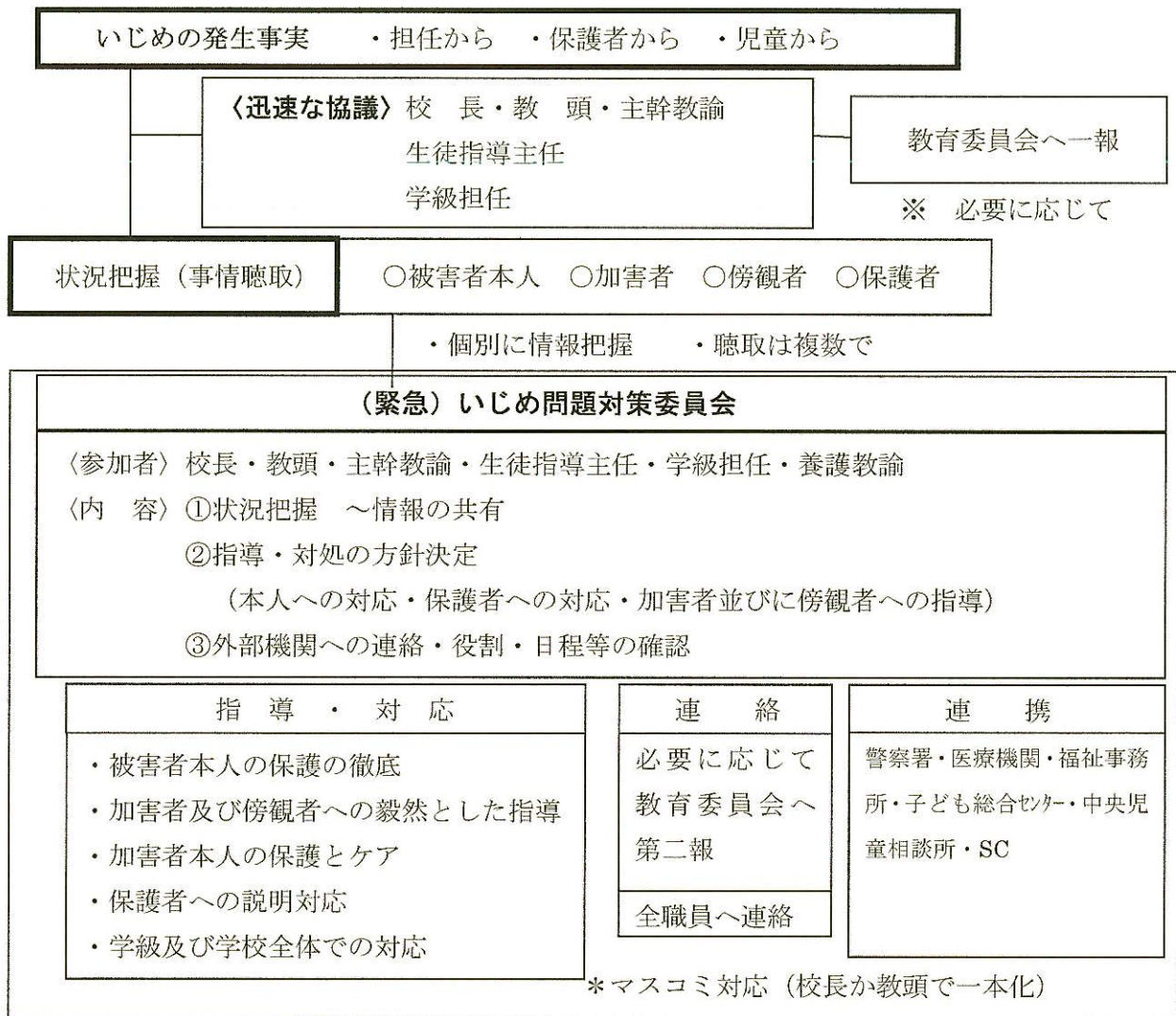


## 1 2 いじめ問題発生時対応

### 1 日常的な予防策

- (1) 荒浜小学校「学校いじめ防止基本方針」を活用し、いじめの防止・早期発見に努め、いじめが発生した場合には、迅速で組織的な対応ができる体制を確立する。
- (2) 認め合い助け合う温かな雰囲気づくりに努め、児童一人一人を大切に授業を行う。
- (3) 「いじめ」は決して許されないことであることを学級生活の中で意図的・計画的に指導していく。(いじめについて共通理解用の資料活用 H29～)
- (4) 児童が自分の考えや意見を安心して言うことができる学級づくりを行う。
- (5) 「いじめアンケート」を実施し、児童の実態把握に努める。(毎月)

### 2 いじめの発生に対する対応



経過や状況によって繰り返す

## 13 ハラスメントに関する防止対策

### 1 意識の重要性

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント(以下、ハラスメント)をしないようにするため、職員一人ひとりがお互いの人格を尊重し合い、大切なパートナーであることなど、普段から十分に認識しなければならない。

### 2 基本的な心構え

ハラスメントに当たるか否かについては、相手側がどのように受け取るかが最も重要であり、相手を不快にさせたり、思い込みなどしないように注意しなければならない。

### 3 わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

ハラスメントになり得る言動として、職場内及び職場外において起こりやすいことがらを把握しておくことが重要である。

### 4 児童生徒、教職員、保護者等に対する相談体制

#### (1) 相談場所

- ・当面の間、保健室、相談室、図書室、校長室を充てる。

#### (2) 相談担当職員

- ・児童に対しては、担任及び主幹教諭（教務主任）、養護教諭を充てる。なお、児童の心身の発達段階等を考慮し、セクシュアル・ハラスメントに限らず、困ったときにいつでも相談できることを伝える。（相談員を教えておくこと）
- ・教職員に対しては、教頭を充てる。
- ・保護者等については、教頭が窓口になる。
- ・相談担当職員は、適切かつ効果的な対応に努め、関係者のプライバシー等を最大限に尊重する。

### 5 情報伝達システム

- (1) 一部の教員のみで抱え込んだり、処理してしまう体制にならないように努める。
- (2) 情報伝達は相談担当職員→教頭の順で迅速に行う。
- (3) 校長は相談担当職員からの報告に基づき、迅速・適切な問題処理の対応(注意、指導、助言)に当たる。
- (4) 校長が不在のときは、教頭が校長と連絡を取り、速やかに対応する。

### 6 その他

少人数の教職員集団であり、常に信頼関係のもと、普段から円滑なコミュニケーションを図るよう努める。

#### 《参考資料》

- ① セクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱の制定について(通知)  
(平成11年5月6日 教第93号 教育長)
- ② セクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用について(通知)  
(平成11年5月6日 教号外 教職員課長)



## 巨理町立荒浜小学校 行きたくなる学校づくり(不登校対策)全体計画

| 児童生徒の実態                                                                                                                                                        | 学校教育目標                                                                       | 家庭・地域の願い                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校1名</li> <li>・明るくまじめで人の役に立つことを進んで行う。</li> <li>・学習や生活の課題に対しては素直に取り組む</li> <li>・ささいな事にも過敏に反応し、気持ちが弱くなる傾向が強い</li> </ul> | 荒浜の未来を拓くたくましい子供の育成<br><br>目指す児童像<br><br>「豊かにコミュニケーションをとり、賢く、優しく心身ともに健康である子供」 | 家庭・地域の願い<br>・荒浜の地域に根ざした子供に育って欲しい。<br><br>教師の願い<br>・すべての児童生徒が互いに尊重し合い、目標を持って学校生活を送ってほしい。 |

### 学校の課題

|                                              |                     |                            |
|----------------------------------------------|---------------------|----------------------------|
| ・不登校になってはいないが、生活アンケートで「学校が楽しくない」と答えている児童がいる。 | ・一斉指導についていけない児童が多い。 | ・クラス替えがないため、人間関係が固定しがちである。 |
|----------------------------------------------|---------------------|----------------------------|

### 行きたくなる学校づくりのための重点

| 【未然防止の取組】                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 【早期発見・早期対応の取組】                                                                                                                                                                                                                                  | 【自立支援の取組】                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の希望や期待、目標に合わせた合理的配慮を進め、自己実現や成就感のある活動を日常的に行う。</li> <li>・児童同士がよいところを認め合う機会や絆作りを意識した学級経営を計画的に設定していく。</li> <li>・縦割り活動を推進する。</li> <li>・校内研究と連携しながら、「分かる授業づくり」を推進し、児童が主体的に学びながら基礎・基本を確実に習得できるようにする。</li> <li>・気になることがあったときには、家庭と連絡を密に取り、連携していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校全体で、どの児童にも不登校は起こりうるという捉えで接する。</li> <li>・日常的に複数の目で児童を観察し、朝の登校時や下校時の変容に気を配る。</li> <li>・欠席1日目、2日目での丁寧な電話絡を実施。</li> <li>・欠席が3日目になった場合は、家庭訪問を実施する。</li> <li>・登校支援個票、不登校等対応記録を作成活用して、対応を明確にしていく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との合意形成を随時行い、組織的な受け止め、支援体制を構築する。</li> <li>・継続的な働き掛けをするとともに、児童のその時々状況に合わせた臨機応変な対応によって、保護者との協力関係を強める。</li> <li>・別室登校、放課後登校等の働き掛けを進めながら、学校復帰へのきっかけ、環境づくりを継続していく。</li> </ul> |

| 不登校対応の流れ                                                                                                            | 不登校対策のための組織                                                                                                 | 関係機関等との連携                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 家庭訪問をする。<br>2 チーム会議を開く<br>・SC(SW)によるアセスメント。<br>・プランニング。<br>・役割分担。<br>3 校内不登校対策委員会を行い、全校体制で対応する。<br>・全校職員で共通理解を図る。 | ○不登校対策委員会<br>適時<br>関係者(教職員, SC(SSW), スーパーバイザー, 医療機関)<br>○チーム会議<br>緊急事案(随時)<br>関係職員「(教頭, いじめ・不登校担当, 担任, 養教)」 | ・SCとの連携: 子どもを語る会<br>全職員参加による共通理解の場<br>・心のケアハウス活用(さざんか教室)<br>・教育事務所の登校支援ネットワークの活用<br>・子ども総合センター, 精神医療センターの活用 |

### 年間計画

| 3月              | 4月 | 5月                     | 6月                 | 7月                | 8月        | 9月                 | 10月       | 11月       | 12月                  | 1月                      | 2月                         |
|-----------------|----|------------------------|--------------------|-------------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|----------------------|-------------------------|----------------------------|
| 小中引継会<br>保幼小引継会 |    | 児童館との情報交換<br>生活アンケート開始 | 児童館との情報交換<br>支援委員会 | 児童館との情報交換<br>家庭訪問 | 児童館との情報交換 | 児童館との情報交換<br>支援委員会 | 児童館との情報交換 | 児童館との情報交換 | 児童館との情報交換<br>中学校体験入学 | 児童館との情報交換<br>小中申し送り個票作成 | 児童館との情報交換<br>支援委員会<br>一日入学 |